

除染等工事共通仕様書（第14版）

令和7年4月

環境省

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般事項.....	1
1-1-1 適 用.....	1
1-1-2 用語の定義.....	1
1-1-3 除染特別地域における作業.....	5
1-1-4 放射線管理責任者、廃棄物管理責任者、作業指揮者等.....	5
1-1-5 設計図書の照査等.....	7
1-1-6 請負代金内訳書.....	7
1-1-7 工程表.....	7
1-1-8 施工計画書.....	8
1-1-9 工事实績情報の登録.....	8
1-1-10 監督職員.....	9
1-1-11 委託監督員.....	9
1-1-12 工事用地等の使用.....	9
1-1-13 工事の着手.....	10
1-1-14 工事の下請負.....	10
1-1-15 施工体制台帳.....	10
1-1-16 受発注者間の情報共有.....	11
1-1-17 受注者相互の協力.....	11
1-1-18 調査・試験に対する協力.....	11
1-1-19 工事の一時中止.....	12
1-1-20 設計図書の変更.....	12
1-1-21 工期変更.....	12
1-1-22 設計変更審査会.....	13
1-1-23 支給材料及び貸与品.....	13
1-1-24 除染等作業員名簿・身分証明書等.....	14
1-1-25 手当等の支給.....	15
1-1-26 土地、建物等への立入り.....	15
1-1-27 工事現場発生材.....	15
1-1-28 建設副産物.....	15
1-1-29 工事完成図.....	16
1-1-30 社内検査（品質証明）.....	16
1-1-31 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等.....	16
1-1-32 工事完成検査.....	17
1-1-33 既済部分検査等.....	18
1-1-34 部分使用.....	19
1-1-35 技術検査.....	19

1-1-36	施工管理	19
1-1-37	履行報告	20
1-1-38	除染等作業員の管理	21
1-1-39	工事関係者に対する措置請求	21
1-1-40	工事中の安全確保	21
1-1-41	電離放射線に対する安全対策	23
1-1-42	火災の防止	24
1-1-43	後片付け	24
1-1-44	事故報告書	24
1-1-45	環境対策	24
1-1-46	周辺住民との調整	25
1-1-47	文化財の保護	25
1-1-48	交通安全管理	25
1-1-49	施設管理	27
1-1-50	諸法令の遵守	27
1-1-51	官公庁等への手続等	27
1-1-52	施工時期及び施工時間の変更	27
1-1-53	提出書類	28
1-1-54	工事測量	28
1-1-55	不可抗力による損害	28
1-1-56	特許権等	29
1-1-57	保険の付保及び事故の補償	29
1-1-58	臨機の措置	29
1-1-59	守秘義務	30
1-1-60	個人情報の取扱い	30
1-1-61	情報セキュリティの確保	31
第2章	工事材料	32
第1節	適用	32
第2節	工事材料の品質及び検査（確認を含む）	32
第3節	工事材料	32
2-3-1	大型土のう袋等	32
第3章	除染等工事	34
第1節	一般事項	34
3-1-1	適用範囲	34
3-1-2	試験施工	34
3-1-2-1	定義	34
3-1-2-2	目的	34
3-1-2-3	実施前の準備	34
3-1-2-4	試験施工の実施及び報告	34

3-1-2-5	住宅及び農地等の工事着手前説明	35
3-1-2-6	試験施工の省略	35
3-1-3	施工時の留意事項	35
3-1-4	除去土壌等の取扱い	35
第2節	除染工法の説明	36
1.	住宅地等	36
1.1	屋根・屋上	36
1.1.1	屋根（コンクリート構造含む）	36
1.1.1.1	堆積物の除去	36
1.1.1.2	拭き取り	36
1.1.1.3	ブラシ洗浄	36
1.1.2	（削除）	36
1.2	外壁・塀	36
1.2.1	土壁以外	36
1.2.1.1	拭き取り	37
1.2.1.2	ブラシ洗浄	37
1.2.2	土壁	37
1.2.2.1	拭き取り	37
1.3	雨樋	37
1.3.1	軒樋	37
1.3.1.1	堆積物の除去	37
1.3.1.2	拭き取り	37
1.3.1.3	高圧水洗浄	37
1.3.2	竪樋	37
1.3.2.1	高圧水洗浄	37
1.3.2.2	拭き取り	38
1.4	庭等	38
1.4.1	未舗装面	38
1.4.1.1	堆積物の除去	38
1.4.1.2	除草、芝刈り	38
1.4.1.3	芝の深刈り	38
1.4.1.4	草、芝の剥ぎ取り	38
1.4.1.5	芝張り	38
1.4.1.6	砂利、碎石の高圧水洗浄	38
1.4.1.7	砂利、碎石の除去	39
1.4.1.8	砂利、碎石の被覆	39
1.4.1.9	表土の削り取り	39
1.4.1.10	土地表面の被覆	39
1.4.1.11	樹木の根元付近等の表土の除去	39

1.4.1.12	庭木の枝払い	39
1.4.1.13	支障木の伐採	39
1.4.1.14	支障木の伐根	39
1.4.1.15	天地返し	40
1.4.1.16	屋外機器の拭き取り	40
1.4.1.17	住宅周りの支障物の撤去	40
1.4.2	舗装面	40
1.4.2.1	堆積物の除去	40
1.4.2.2	ブラシ洗浄	40
1.4.2.3	吸引式高圧洗浄機による洗浄	40
1.4.2.4	削り取り	40
1.4.2.5	ブラスト	40
2.	学校	41
2.1	屋根・屋上	41
2.1.1	屋根・屋上	41
2.1.1.1	堆積物の除去	41
2.1.1.2	拭き取り	41
2.1.1.3	ブラシ洗浄	41
2.1.1.4	高圧水洗浄	41
2.2	外壁・塀	41
2.2.1	外壁・塀	41
2.2.1.1	拭き取り	41
2.2.1.2	ブラシ洗浄	41
2.2.1.3	高圧水洗浄	41
2.3	雨樋	42
2.3.1	軒樋	42
2.3.1.1	堆積物の除去	42
2.3.1.2	拭き取り	42
2.3.1.3	高圧水洗浄	42
2.3.2	竪樋	42
2.3.2.1	高圧水洗浄	42
2.3.2.2	拭き取り	42
2.4	グラウンド等	42
2.4.1	堆積物	42
2.4.1.1	堆積物の除去	42
2.4.2	草、芝	42
2.4.2.1	除草、芝刈り	42
2.4.2.2	芝の深刈り	42
2.4.2.3	草、芝の剥ぎ取り	42

2.4.2.4	芝張り	43
2.4.3	砂利、碎石	43
2.4.3.1	砂利、碎石の高圧水洗浄	43
2.4.3.2	砂利、碎石の除去	43
2.4.3.3	砂利、碎石の被覆	43
2.4.4	土壌	43
2.4.4.1	排水口、軒下付近等の表土の除去	43
2.4.4.2	表土の削り取り	43
2.4.4.3	土地表面の被覆	43
2.4.4.4	天地返し	43
2.4.5	植栽	44
2.4.5.1	樹木の根元付近等の表土の除去	44
2.4.5.2	植栽の枝払い	44
2.4.5.3	支障木の伐採	44
2.4.5.4	支障木の伐根	44
2.4.6	舗装面	44
2.4.6.1	堆積物の除去	44
2.4.6.2	ブラシ洗浄	44
2.4.6.3	吸引式高圧洗浄機による洗浄	44
2.4.6.4	削り取り	44
2.4.6.5	ブラスト	44
2.4.6.6	超高圧水洗浄	44
2.4.6.7	再舗装	44
2.5	遊具等	45
2.5.1	遊具等	45
2.5.1.1	拭き取り、洗浄、削り取り	45
3.	公園（小）	46
3.1	屋根・屋上	46
3.1.1	屋根・屋上	46
3.1.1.1	堆積物の除去	46
3.1.1.2	拭き取り	46
3.1.1.3	ブラシ洗浄	46
3.1.1.4	高圧水洗浄	46
3.2	外壁・塀	46
3.2.1	外壁・塀	46
3.2.1.1	拭き取り	46
3.2.1.2	ブラシ洗浄	46
3.2.1.3	高圧水洗浄	46
3.3	雨樋	46

3.3.1	軒樋	46
3.3.1.1	堆積物の除去	46
3.3.1.2	拭き取り	46
3.3.1.3	高圧水洗浄	46
3.3.2	塹樋	46
3.3.2.1	高圧水洗浄	46
3.3.2.2	拭き取り	47
3.4	グラウンド等	47
3.4.1	堆積物	47
3.4.1.1	堆積物の除去	47
3.4.2	草、芝	47
3.4.2.1	除草、芝刈り	47
3.4.2.2	芝の深刈り	47
3.4.2.3	草、芝の剥ぎ取り	47
3.4.2.4	芝張り	47
3.4.3	砂利、碎石	47
3.4.3.1	砂利、碎石の高圧水洗浄	47
3.4.3.2	砂利、碎石の除去	47
3.4.3.3	砂利、碎石の被覆	47
3.4.4	土壌	47
3.4.4.1	表土の削り取り	47
3.4.4.2	土地表面の被覆	47
3.4.4.3	天地返し	48
3.4.5	植栽	48
3.4.5.1	樹木の根元付近等の表土の除去	48
3.4.5.2	植栽の枝払い	48
3.4.5.3	支障木の伐採	48
3.4.5.4	支障木の伐根	48
3.4.6	舗装面	48
3.4.6.1	堆積物の除去	48
3.4.6.2	ブラシ洗浄	48
3.4.6.3	吸引式高圧洗浄機による洗浄	48
3.4.6.4	削り取り	48
3.4.6.5	ブラスト	48
3.5	遊具等	48
3.5.1	遊具等	48
3.5.1.1	拭き取り、洗浄、削り取り	48
3.6	墓地	49
3.6.1	墓地（区画内）	49

3.6.1.1	拭き取り	49
3.6.1.2	ブラシ洗淨	49
3.6.1.3	砂利、採石の高圧水洗淨	49
3.6.1.4	砂利、採石の除去	49
3.6.1.5	砂利、採石の被覆	49
4.	公園（大）	50
4.1	屋根・屋上	50
4.1.1	屋根・屋上	50
4.1.1.1	堆積物の除去	50
4.1.1.2	拭き取り	50
4.1.1.3	ブラシ洗淨	50
4.1.1.4	高圧水洗淨	50
4.2	外壁・塀	50
4.2.1	外壁・塀	50
4.2.1.1	拭き取り	50
4.2.1.2	ブラシ洗淨	50
4.2.1.3	高圧水洗淨	50
4.3	雨樋	50
4.3.1	軒樋	50
4.3.1.1	堆積物の除去	50
4.3.1.2	拭き取り	50
4.3.1.3	高圧水洗淨	50
4.3.2	竪樋	50
4.3.2.1	高圧水洗淨	50
4.3.2.2	拭き取り	51
4.4	グラウンド等	51
4.4.1	堆積物	51
4.4.1.1	堆積物の除去	51
4.4.2	草、芝	51
4.4.2.1	除草、芝刈り	51
4.4.2.2	芝の深刈り	51
4.4.2.3	草、芝の剥ぎ取り	51
4.4.2.4	芝張り	51
4.4.3	砂利、碎石	51
4.4.3.1	砂利、碎石の高圧水洗淨	51
4.4.3.2	砂利、碎石の除去	51
4.4.3.3	砂利、碎石の被覆	51
4.4.4	土壌	51
4.4.4.1	排水口、軒下付近等の表土の除去	51

4.4.4.2	表土の削り取り	51
4.4.4.3	土地表面の被覆	52
4.4.4.4	天地返し	52
4.4.5	植栽	52
4.4.5.1	樹木の根元付近等の表土の除去	52
4.4.5.2	植栽の枝払い	52
4.4.5.3	支障木の伐採	52
4.4.5.4	支障木の伐根	52
4.4.6	舗装面	52
4.4.6.1	堆積物の除去	52
4.4.6.2	ブラシ洗浄	52
4.4.6.3	吸引式高圧洗浄機による洗浄	52
4.4.6.4	削り取り	52
4.4.6.5	ブラスト	52
4.4.6.6	超高圧水洗浄	52
4.4.6.7	再舗装	53
4.5	遊具等	53
4.5.1	遊具等	53
4.5.1.1	拭き取り、洗浄、削り取り	53
5.	大型施設	54
5.1	屋根・屋上	54
5.1.1	屋根・屋上	54
5.1.1.1	堆積物の除去	54
5.1.1.2	拭き取り	54
5.1.1.3	ブラシ洗浄	54
5.1.1.4	高圧水洗浄	54
5.2	外壁・塀	54
5.2.1	外壁・塀	54
5.2.1.1	拭き取り	54
5.2.1.2	ブラシ洗浄	54
5.2.1.3	高圧水洗浄	54
5.3	雨樋	54
5.3.1	軒樋	54
5.3.1.1	堆積物の除去	54
5.3.1.2	拭き取り	54
5.3.1.3	高圧水洗浄	54
5.3.2	竪樋	54
5.3.2.1	高圧水洗浄	54
5.3.2.2	拭き取り	55

5.4	グラウンド等	55
5.4.1	堆積物	55
5.4.1.1	堆積物の除去	55
5.4.2	草、芝	55
5.4.2.1	除草、芝刈り	55
5.4.2.2	芝の深刈り	55
5.4.2.3	草、芝の剥ぎ取り	55
5.4.2.4	芝張り	55
5.4.3	砂利、碎石	55
5.4.3.1	砂利、碎石の高圧水洗浄	55
5.4.3.2	砂利、碎石の除去	55
5.4.3.3	砂利、碎石の被覆	55
5.4.4	土壌	55
5.4.4.1	排水口、軒下付近等の表土の除去	55
5.4.4.2	表土の削り取り	55
5.4.4.3	土地表面の被覆	56
5.4.4.4	天地返し	56
5.4.5	植栽	56
5.4.5.1	樹木の根元付近等の表土の除去	56
5.4.5.2	植栽の枝払い	56
5.4.5.3	支障木の伐採	56
5.4.5.4	支障木の伐根	56
5.4.6	駐車場（コンクリート、アスファルト）	56
5.4.6.1	堆積物の除去	56
5.4.6.2	ブラシ洗浄	56
5.4.6.3	吸引式高圧洗浄機による洗浄	56
5.4.6.4	削り取り	56
5.4.6.5	ブラスト	56
5.4.6.6	超高圧水洗浄	56
5.4.6.7	再舗装	57
5.5	遊具等	57
5.5.1	遊具等	57
5.5.1.1	拭き取り、洗浄、削り取り	57
6	道路	58
6.1	舗装された道路	58
6.1.1	堆積物	58
6.1.1.1	堆積物の除去	58
6.1.2	道路・歩道	58
6.1.2.1	吸引式高圧洗浄機による洗浄	58

6.1.2.2	削り取り	58
6.1.2.3	ブラスト	58
6.1.2.4	超高压水洗浄	58
6.1.2.5	再舗装	58
6.1.2.6	路面清掃車による清掃	58
6.2	未舗装の道路	58
6.2.1	道路表面（土壌）	58
6.2.1.1-(1)	除草	58
6.2.1.1-(2)	堆積物の除去	58
6.2.1.2	表土の削り取り	58
6.2.1.3	土地表面の被覆	59
6.2.1.4	天地返し	59
6.2.2	道路表面（砂利、碎石道路）	59
6.2.2.1-(1)	除草	59
6.2.2.1-(2)	堆積物の除去	59
6.2.2.2	砂利、碎石の高压水洗浄	59
6.2.2.3	砂利、碎石の除去	59
6.2.2.4	砂利、碎石の被覆	59
6.3	ガードレール	59
6.3.1	ガードレール	59
6.3.1.1	ブラシ洗浄	59
6.3.1.2	高压水洗浄	59
6.3.1.3	拭き取り	59
6.4	側溝等	60
6.4.1	側溝等	60
6.4.1.1	底質の除去等	60
6.5	歩道橋	60
6.5.1	歩道橋	60
6.5.1.1	堆積物の除去	60
6.5.1.2	高压水洗浄	60
6.5.1.3	拭き取り	60
6.5.1.4	ブラシ洗浄	60
6.6	街路樹	60
6.6.1	堆積物	60
6.6.1.1	堆積物の除去	60
6.6.2	草	60
6.6.2.1	除草、芝刈り	60
6.6.3	街路樹	60
6.6.3.1	街路樹の根元付近等の表土の除去	60

6.6.3.2	街路樹の枝払い	61
7.	法面	62
7.1	法面	62
7.1.1	草、落葉、堆積物	62
7.1.1.1	草、落葉、堆積物の除去	62
8.	農地	63
8.1	水田	63
8.1.1	草	63
8.1.1.1-(1)	人力除草	63
8.1.1.1-(2)	機械除草	63
8.1.1.1-(3)	除草した草類の集積	63
8.1.1.1-(4)	土のう袋への袋詰め	63
8.1.1.1-(5)	現場内の小運搬	63
8.1.1.1-(6)	除草の集草	63
8.1.2	土壌	63
8.1.2.1-(1)	不陸整正	63
8.1.2.1-(2)	表面固化材散布	63
8.1.2.2-(1)-①、8.1.2.2-(1)-②	バックホウによる表土の削り取り（標準工法）	63
8.1.2.2-(1)-③	土のう袋への袋詰め	64
8.1.2.2-(1)-④	小運搬	64
8.1.2.2-(2)-①	バックホウによる表土の削り取り（汚泥吸排車使用）	64
8.1.2.2-(2)-②	土のう袋への袋詰め	64
8.1.2.2-(2)-③	小運搬	64
8.1.2.2-(3)-①	ベルトコンベアー内蔵型削り取り機による表土の削り取り	64
8.1.2.2-(3)-②	土のう袋への袋詰め	64
8.1.2.2-(3)-③	小運搬	64
8.1.2.2-(4)-①	牽引式削り取り機による表土の削り取り	64
8.1.2.2-(4)-②	土のう袋への袋詰め	64
8.1.2.2-(4)-③	小運搬	64
8.1.2.3	（削除）	64
8.1.2.4-(1)	反転耕（耕起 30cm）	65
8.1.2.4-(2)	反転耕（耕起 45cm）	65
8.1.2.4-(3)	基盤整地	65
8.1.2.5	深耕（手押し、乗用）	65
8.1.2.6	客土	65
8.1.2.7-(1)	地力回復（土壌改良材散布）	65
8.1.2.7-(2)	地力回復（ゼオライト散布）	65
8.1.2.7-(3)	2回耕起	65
8.1.2.8	天地返し	65

8.1.3 柳の刈倒し～除根	66
8.1.3.1-(1) 刈倒し・破砕	66
8.1.3.1-(2) 伐根・除根	66
8.1.4 柳の引抜き	66
8.1.4.1 掴み装置付きバックホウによる柳の引き抜き・集積	66
8.1.5 竹類の全伐処理	66
8.1.5.1 竹類の全伐	66
8.1.6 支障木の処理	66
8.1.6.1 支障木の伐採	66
8.1.6.2 支障木の伐根	66
8.1.7 石礫除去	66
8.1.7.1-(1) 石礫除去（人力）	66
8.1.7.1-(2) 石礫除去（機械）	66
8.1.7.1-(3) 土のう袋への袋詰め	67
8.1.7.1-(4) 小運搬	67
8.2 畑	67
8.2.1 草	67
8.2.1.1 人力除草、機械除草、除草した草類の集積、土のう袋への袋詰め、現場内の小運搬	67
8.2.2 土壌	67
8.2.2.1 不陸整正、表面固化材散布	67
8.2.2.2-(1) バックホウ等による表土の削り取り（標準工法）、土のう袋への袋詰め、小運搬	67
8.2.2.2-(2) バックホウ等による表土の削り取り（汚泥吸排車使用）、土のう袋への袋詰め、小運搬	67
8.2.2.2-(3) ベルトコンベアー内蔵型削り取り機による表土の削り取り、土のう袋への袋詰め、小運搬	67
8.2.2.2-(4) 牽引式削り取り機による表土の削り取り、土のう袋への袋詰め、小運搬	67
8.2.2.3 （削除）	67
8.2.2.4 反転耕、基盤整地	67
8.2.2.5 深耕	67
8.2.2.6 客土	67
8.2.2.7 地力回復（土壌改良材散布、ゼオライト散布）、2回耕起	67
8.2.2.8 天地返し	68
8.2.3 柳の刈倒し～除根	68
8.2.3.1-(1) 刈倒し・破砕	68
8.2.3.1-(2) 伐根・除根	68
8.2.4 柳の引抜き～集積	68
8.2.4.1 掴み装置付きバックホウ等による柳の引き抜き・集積	68
8.2.5 竹類の全伐処理	68
8.2.5.1 竹類の全伐	68
8.2.6 支障木の処理	68
8.2.6.1 支障木の伐採	68

8.2.6.2	支障木の伐根.....	68
8.2.7	石礫除去.....	68
8.2.7.1- (1)	石礫除去（人力）.....	68
8.2.7.1- (2)	石礫除去（機械）.....	68
8.2.7.1- (3)	土のう袋への袋詰め.....	68
8.2.7.1- (4)	小運搬.....	68
8.3	牧草地.....	69
8.3.1	草.....	69
8.3.1.1- (1)	除草.....	69
8.3.1.1- (2)	土のう袋への袋詰め.....	69
8.3.1.1- (3)	現場内の小運搬.....	69
8.3.1.2	緑化基盤材の吹付.....	69
8.3.1.3- (1)	播種（散布）.....	69
8.3.1.3- (2)	播種（鎮圧）.....	69
8.3.2	土壌.....	69
8.3.2.1	バックホウによる表土の削り取り、土のう袋への袋詰め、小運搬.....	69
8.3.2.2	反転耕、基盤整地.....	69
8.3.2.3	深耕.....	69
8.3.2.4	客土.....	69
8.3.2.5	地力回復（土壌改良材散布、ゼオライト散布）、2回耕起.....	69
8.3.2.6	石礫破碎.....	70
8.4	水路.....	70
8.4.1	水路.....	70
8.4.1.1- (1)	底質の除去等（土砂上げ）.....	70
8.4.1.1- (2)	底質の除去等（土のう袋への袋詰め）.....	70
8.4.1.1- (3)	小運搬.....	70
8.5	畦畔.....	70
8.5.1	畦畔.....	70
8.5.1.1- (1)	堆積物の除去.....	70
8.5.1.1- (2)	除草.....	70
8.5.1.2- (1)	表土の削り取り.....	70
8.5.1.2- (2)	土のう袋への袋詰め.....	70
8.5.1.2- (3)	小運搬.....	70
8.5.1.3	畦畔復旧.....	70
9.	草地、芝地.....	71
9.1	灌木（密）.....	71
9.1.1	灌木（密）.....	71
9.1.1.1	刈払.....	71
9.2	灌木（粗）.....	71

9.2.1	灌木（粗）	71	
9.2.1.1	刈払	71	
9.3	竹類の間伐	71	
9.3.1	竹類の間伐	71	
9.3.1.1	竹類の間伐処理	71	
10	果樹園	72	
10.1	果樹園	72	
10.1.1	堆積物	72	
10.1.1.1	堆積物の除去	72	
10.1.2	草	72	
10.1.2.1	除草	72	
10.1.3	果樹	72	
10.1.3.1	粗皮の剥ぎ取り	72	
10.1.3.2	樹皮の高圧水洗浄	72	
10.1.3.3	果樹の剪定	72	
10.1.3.4	支障木の伐採	72	
10.1.3.5	支障木の伐根	72	
10.1.4	土壌	72	
10.1.4.1	表土の削り取り	72	
10.1.4.2	客土	73	
11	森林	74	
11.1	常緑針葉樹	74	
11.1.1	堆積有機物	74	
11.1.1.1-1)	11.1.1.1-2)、11.1.1.1-3)	堆積有機物の除去（スギ・ヒノキ・アカマツ等）	74
11.1.1.1-4)	堆積有機物の除去（非管理地）	74	
11.1.1.1-5)	切り捨て材の整理	74	
11.1.2	土壌	74	
11.1.2.1	再拡散防止（土のう積み）	74	
11.1.2.2	再拡散防止（板柵）	74	
11.1.3	樹木	74	
11.1.3.1	針葉樹の枝打ち、切り枝回収（スギ・ヒノキ・アカマツ等）	74	
11.1.4	下刈り	75	
11.1.4.1	下草・灌木刈払い	75	
11.1.5	堆積有機物残渣の除去	75	
11.1.5.1	堆積有機物残渣の除去	75	
11.2	落葉広葉樹等	75	
11.2.1	堆積有機物	75	
11.2.1.1	堆積有機物の除去（ナラ等）	75	
11.2.1.2	堆積有機物の除去（非管理地）	75	

11.2.2	土壌	75
11.2.2.1	再拡散防止（土のう積み）	75
11.2.2.2	再拡散防止（板柵）	75
11.2.3	樹木	75
11.2.3.1	粗朶結束	75
11.2.4	下刈り	75
11.2.4.1	下草・灌木刈払い	76
11.2.5	堆積有機物残渣の除去	76
11.2.5.1	堆積有機物残渣の除去	76
11.3	雑木林	76
11.3.1	堆積有機物	76
11.3.1.1	堆積有機物の除去	76
11.3.1.2	堆積有機物の除去（非管理地）	76
11.3.2	土壌	76
11.3.2.1	再拡散防止（土のう積み）	76
11.3.2.2	再拡散防止（板柵）	76
11.3.3	樹木	76
11.3.3.1	粗朶結束	76
11.3.4	下刈り	76
11.3.4.1	下草・灌木刈払い	76
11.3.5	堆積有機物残渣の除去	76
11.3.5.1	堆積有機物残渣の除去	76
12.	（削除）	77
13.	仮置場等の設置	78
13.1	仮置場等造成工（地上型）	78
13.1.1	仮置場等造成	78
13.1.1.1	保管場所地下水調査	78
13.1.1.2	除草	78
13.1.1.3	灌木（密）の刈払	78
13.1.1.4	灌木（粗）の刈払	78
13.1.1.5-(1)	伐木除根（伐木作業）	78
13.1.1.5-(2)	伐木除根（除根作業）	78
13.1.1.5-(3)	伐木除根（集積作業）	78
13.1.1.6	（削除）	78
13.1.1.7	（削除）	79
13.1.1.8	砂利、碎石の被覆	79
13.1.1.9-(1)	下部シート（下層保護マット+遮水シート+上層保護マット、保護マット）設置	79
13.1.1.9-(2)	保護層（集水補助層）設置	79
13.1.1.9-(3)	上部シート（遮水シート、通気性防水シート、遮光シート、複合シート）設置	79

13.1.1.10	浸出水集排水溝、集排水管設置.....	80
13.1.1.11	浸出水集水設備設置.....	80
13.1.1.12	地表水集水設備設置.....	80
13.1.1.13	(削除)	80
13.1.1.14	保管物取込・設置.....	80
13.1.1.15	側面の遮へい(大型土のうによる遮へい)	80
13.1.1.16	上面の遮へい(大型土のうによる遮へい)	81
13.1.1.17	端部処理	81
13.1.1.18	付帯設備の設置	81
13.1.1.19	放熱管(ガス抜き管)・ガス抜き口設置.....	81
13.1.1.20	温度計設置.....	82
13.1.1.21	支え土のうの設置.....	82
14	排水処理.....	83
14.1	排水処理.....	83
14.1.1	排水処理.....	83
14.1.1.1	排水の処理(沈殿処理)	83
14.1.1.2	沈殿土壌の袋詰め	83
14.1.1.3-(1)	濁水処理装置設置	83
14.1.1.3-(2)	濁水処理装置撤去	83
第4章	解体工事.....	84
第1節	一般事項.....	84
4-1-1	適用範囲.....	84
4-1-2	留意事項.....	84
4-1-3	三者立会い及び危険告知等.....	84
4-1-4	解体対象建物等の調査.....	84
4-1-5	石綿含有建材の調査.....	85
4-1-6	解体対象建物等の調査報告書.....	85
4-1-7	施工計画書.....	85
第2節	仮設工事.....	86
4-2-1	共通事項.....	86
4-2-1-1	一般事項.....	86
4-2-1-2	仮設材料.....	86
4-2-2	騒音、粉じん、足場等.....	86
4-2-2-1	騒音・粉じん等の対策.....	86
4-2-2-2	足場等.....	86
第3節	解体施工.....	87
4-3-1	共通事項.....	87
4-3-1-1	一般事項.....	87
4-3-1-2	用語の定義.....	87

4-3-1-3	施工計画調査.....	87
4-3-1-4	有害物質を含む材料の処理.....	87
4-3-2	事前措置.....	87
4-3-3	建築物の解体順序及び方法.....	88
4-3-3-1	解体順序.....	88
4-3-3-2	解体方法.....	88
4-3-4	建築設備.....	88
4-3-5	内装材.....	89
4-3-6	屋根葺材等.....	89
4-3-6-1	屋根葺材.....	89
4-3-6-2	屋根防水.....	89
4-3-7	外装材.....	89
4-3-8	躯体.....	90
4-3-8-1	躯体.....	90
4-3-8-2	躯体の解体.....	90
4-3-9	基礎及び杭.....	90
4-3-9-1	基礎等.....	90
4-3-9-2	杭.....	91
4-3-10	工作物（建築物以外のもの）.....	91
4-3-11	解体後の整地.....	91
第4節	石綿含有建材の除去及び処理.....	92
4-4-1	共通事項.....	92
4-4-1-1	一般事項.....	92
4-4-1-2	施工一般.....	92
4-4-2	除去工事共通事項.....	92
4-4-2-1	専門工事業者.....	92
4-4-2-2	石綿作業主任者.....	92
4-4-2-3	除去作業者.....	92
4-4-2-4	特別管理産業廃棄物管理責任者.....	92
4-4-2-5	施工区画への関係者以外の立入禁止.....	92
4-4-2-6	表示及び掲示.....	92
4-4-2-7	石綿を保管する容器等への表示.....	93
4-4-2-8	保護具等.....	93
4-4-2-9	保護衣及び作業衣.....	93
4-4-3	石綿含有吹付け材の除去.....	93
4-4-3-1	作業場の隔離等.....	93
4-4-3-2	工法.....	94
4-4-3-3	除去した石綿含有吹付け材等の保管及び運搬.....	94
4-4-3-4	確認及び後片付け.....	95

4-4-4	石綿含有保温材等の除去.....	95
4-4-4-1	石綿含有保温材等の除去.....	95
4-4-4-2	工法.....	95
4-4-4-3	確認及び後片付け.....	95
4-4-5	石綿含有成形板等の除去.....	96
4-4-5-1	石綿含有成形板等の除去.....	96
4-4-5-2	工法.....	96
4-4-5-3	除去した石綿含有成形板等の保管及び運搬.....	96
4-4-5-4	確認及び後片付け.....	96
4-4-6	石綿含有仕上塗材の除去.....	96
4-4-6-1	石綿含有仕上塗材の除去.....	96
4-4-6-2	作業場の区画.....	96
4-4-6-3	工法.....	97
4-4-6-4	確認及び後片付け.....	97
第5節	特殊な建設副産物の処理等.....	98
第5章	仮置場復旧工事.....	99
第1節	一般事項.....	99
5-1-1	適用範囲.....	99
5-1-2	留意事項.....	99
5-1-3	施工手順.....	99
5-1-4	建設副産物対策等の責任者.....	99
5-1-5	発生材の処理.....	100
第2節	除草工.....	101
第3節	工作物等の撤去.....	102
5-3-1	適用範囲.....	102
5-3-2	温度計撤去.....	102
5-3-3	付帯設備の撤去.....	102
5-3-4	上部シートの撤去.....	102
5-3-4-1	上部シート（遮水シート、複合シート）の撤去.....	102
5-3-4-2	上部シート（通気性防水シート、遮光シート）の撤去.....	102
5-3-5	上面の遮へい撤去.....	102
5-3-6	側面の遮へい撤去.....	102
5-3-7	支え土の撤去.....	102
5-3-8	保管物の撤去・詰込・詰替.....	102
5-3-8-1-(1)	保管物（可燃物）の撤去・詰込・詰替.....	102
5-3-8-1-(2)	保管物（不燃物）の撤去・詰込・詰替.....	102
5-3-9	保護層（集水補助層）撤去.....	103
5-3-10	下部シートの撤去.....	103
5-3-10-1	下部シート（遮水シート）の撤去.....	103

5-3-10-2	下部シート（保護マット）の撤去.....	103
5-3-11	浸出水集排水溝、集排水管撤去.....	103
5-3-12	地表水集水設備撤去.....	103
5-3-13	排水構造物撤去.....	103
5-3-14	砂利、碎石の撤去.....	103
5-3-15	地下水監視孔撤去.....	103
5-3-16	掘削工.....	104
5-3-17	盛土材等の運搬・仮置き.....	104
5-3-18	遮へい土のう、支え土のう等の破袋.....	104
第4節	仮置場等の土地の原状回復.....	105
5-4-1	工作物及び除去土壌等撤去後の放射線量等測定.....	105
5-4-2	工作物等撤去後の調査・測量・設計.....	105
5-4-3	原状回復工.....	105
5-4-3-1	局所的な放射性物質汚染箇所の対策.....	105
5-4-3-2	畦畔復旧.....	105
5-4-3-3	暗渠排水復旧.....	105
5-4-3-4	砕土.....	106
5-4-3-5	高さの修復・調整.....	106
5-4-3-6	地力回復.....	106
5-4-3-7	整地・平坦化.....	106
5-4-3-8	石礫除去.....	107
5-4-3-9	石礫破碎.....	107
5-4-3-10	復旧後の線量測定.....	107
第6章	施工管理.....	108
第1節	放射線量測定.....	108
6-1-1	共通事項.....	108
6-1-1-1	通則.....	108
6-1-1-2	測定方法.....	108
6-1-2	除染等の措置時の放射線量測定.....	109
6-1-2-1	試験施工.....	109
6-1-2-2	事前測定.....	109
6-1-2-3	事後測定.....	109
6-1-2-4	確認調査.....	110
6-1-2-5	局所的に線量の高い箇所の調査測定.....	110
6-1-3	仮置場等の保全、管理及び引継.....	110
6-1-3-1	除去土壌等搬入前測定.....	110
6-1-3-2	実施中放射線量測定.....	110
6-1-3-3	除去土壌等搬入完了後放射線量測定.....	110
6-1-4	地下水及び浸出水調査.....	111

6-1-4-1	地下水の放射能濃度の測定.....	111
6-1-4-2	浸出水の放射能濃度の測定.....	111
6-1-4-3	保管物設置場所の設置完了後管理.....	111
6-1-5	住宅地及び農地等の除染等の措置による施工結果の確認.....	111
6-1-6	解体工事に係る測定.....	111
6-1-6-1	解体前後の空間線量率等の測定.....	111
6-1-7	仮置場復旧工事に係る測定.....	111
6-1-7-1	空間線量率等の測定.....	111
第2節	確認調査.....	113
6-2-1	総則.....	113
6-2-2	管理値の決定.....	113
6-2-3	確認調査の実施.....	113
第3節	除去土壌等の取扱い.....	114
6-3-1	分別.....	114
6-3-2	線量の測定.....	114
6-3-3	識別番号、タグ等の付与.....	114
6-3-4	保管台帳の作成.....	115
第4節	解体廃棄物の取り扱い.....	116
6-4-1	解体廃棄物の処理及び仮置き等.....	116
6-4-2	解体廃棄物の量及び線量の測定.....	116
6-4-3	監督職員による確認.....	116
第7章	報告.....	117
第1節	報告・提出書類.....	117
7-1-1	提出書類.....	117
7-1-2	除染管理情報.....	117
7-1-3	住宅地及び農地等の除染結果の報告.....	117
7-1-4	解体工事に係る提出書類.....	117
7-1-4-1	解体工事記録.....	117
7-1-5	仮置場等の原状回復工事結果の報告.....	118
第2節	関係人等に対する除染結果または仮置場等原状回復工事結果の報告.....	119
7-2-1	関係人に対する住宅地及び農地等の除染結果の報告.....	119
7-2-2	仮置場等土地所有者に対する原状回復工事結果の報告.....	119
除染等工事施工管理基準	121
写真管理基準	137

除染等工事共通仕様書（第14版）

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1-1 適用

(1) 適用工事

本除染等工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、環境省が発注する除染等工事、建物等解体撤去等工事(以下「解体工事」という。)、仮置場復旧等工事(以下「仮置場復旧工事」という。)の施工に関する共通的な仕様等を示し、工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(2) 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、契約書に従った監督・検査体制のもとで、建設業法(昭和24年法律第100号)第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は発注者が行う監督、検査(完成検査及び既済部分検査)は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。)第101条の3及び第101条の4に基づくものであることを認識しなければならない。

(3) 相互補完

契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

(4) 優先事項

設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番とし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

- ① 質問回答書
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 図面
- ⑤ 共通仕様書

(5) 工事の履行と継続

受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

1-1-2 用語の定義

(1) 用語の定義

用語は、次の定義に定めるもののほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)の定めるところによる。

(2) 監督職員等

「監督職員等」とは、監督職員及び委託監督員を総称しているものであり、環境省の職員である総括監督員、主任監督員、監督員及びそれ以外の者である委託監督員から構成される。

(3) 監督職員

「監督職員」とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。

(4) 総括監督員

「総括監督員」とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。)に対する報告等を行う者をいう。また、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

(5) 主任監督員

「主任監督員」とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議(重要なもの及び軽易なものを除く。)の処理、工事实施のための詳細図等(軽易なものを除く。)の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施(他の者に実施させ当該実施を確認することを含む。)で重要なものの処理、関連工事の調整(重要なものを除く。)、設計図書の変更(重要なものを除く。)、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

(6) 監督員

「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施(重要なものを除く。)及び段階確認を行う者をいう。

なお、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

(7) 委託監督員

「委託監督員」とは、会計法等の定めにより契約担当官等が特に専門的な知識または技能を必要とすることその他の理由により、国の職員以外の者に委託した監督員をいう。

(8) 契約図書

「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

(9) 設計図書

「設計図書」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書、工事数量総括表及び質問回答書をいう。

(10) 共通仕様書

「共通仕様書」とは、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したものうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

(11) 特記仕様書

「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

(12) 図面

「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。

(13) 現場説明書

「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明した書類をいう。

(14) 質問回答書

「質問回答書」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書に関して、質問受付時に入札参加者から所定の手続きを経て寄せられた質問書に対して発注者が回答する書面をいう。

(15) 工事数量総括表

「工事数量総括表」とは、工事の施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

(16) 工事

「工事」とは、除染等工事、解体工事、仮置場復旧工事及び仮設工事またはそれらの一部をいう。

(17) 除染等工事

「除染等工事」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- ① 放射性物質汚染対処特措法第2条第3項に規定する土壤等の除染等の措置に係る作業
- ② 放射性物質汚染対処特措法第2条第4項に規定する除去土壤の収集、運搬、保管及び処分に係る作業
- ③ 土壤等の除染等の措置により発生した廃棄物の処理(廃棄物の収集、運搬、保管、中間処理、埋立処分を含む。以下同じ。)に係る工事または作業

(18) 解体工事

「解体工事」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- ① 解体対象建物等の解体
- ② 解体に伴い発生した廃棄物の分別
- ③ 分別した廃棄物の仮置場への運搬、仮置

(19) 仮置場復旧工事

「仮置場復旧工事」とは、仮置場を地権者に返すに当たって、仮置場を従前に近い状態に回復するための工事をいう。

(20) 仮設工事

「仮設工事」とは、除染等工事、解体工事、仮置場復旧工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事をいう。

(21) 現場

「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で指定された場所をいう。

(22) 工期

「工期」とは、契約図書に明示された工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

(23) 工事開始日

「工事開始日」とは、工期の始期日をいう。

(24) 工事着手日

「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量を開始することをいう。)の初日をいう。

(25) 指示

「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面により示し、実施させることをいう。

(26) 協議

「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(27) 確認

「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場または関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(28) 承諾

「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。

(29) 報告

「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。

(30) 提出

「提出」とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(31) 提示

「提示」とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員もしくは検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

(32) 通知

「通知」とは、発注者と受注者または監督職員と現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

(33) 書面

「書面」とは、手書きまたは印刷物等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(34) 立会

「立会」とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。

(35) 書類等審査

「書類等審査」とは、契約図書に示された事項について、臨場または関係資料等により、その内容について契約図書との整合を確認することをいう。

(36) 工事検査

「工事検査」とは、検査職員が契約書第32条に基づいて、工事完成の確認を行うことをいう。

(37) 検査職員

「検査職員」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

(38) 同等以上の品質

「同等以上の品質」とは、設計図書で指定する品質または設計図書に指定がない場合には監督職員の承諾した品質をいう。

(39) SI

「SI」とは、国際単位系をいう。

(40) JIS規格

「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。

(41) 除染等作業員

「除染等作業員」とは、工事に従事する東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。)に定める除染等業務従事者及び除染特別地域内(放射性物質汚染対処特措法第25条第1項に基づき定められた地域をいう。以下同じ。)においてその他調査業務等に従事する者をいう。(受注者、下請負者またはその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下同じ。)

1-1-3 除染特別地域における作業

- (1) 除染特別地域においては、水道、電気、ガスなどのインフラが利用不可能な場合もあることから、作業の実施に際しては、必要な設備の準備を行わなければならない。
- (2) 除染特別地域においては、救急車、消防車その他緊急車両等の立入が制限されるため、事故や火災等の防止に努めるほか、緊急の事態に対応できるよう、必要な準備を行わなければならない。

1-1-4 放射線管理責任者、廃棄物管理責任者、作業指揮者等

(1) 放射線管理責任者

受注者は、(4)に規定する作業指揮者を指揮して次の各号に掲げる職務を遂行するため、除染等作業員の放射線管理を指揮監督する者(以下「放射線管理責任者」という。)を定め、設置しなければならない。

- ① 除染等作業員に対して、除染電離則第19条に基づく特別教育を行うこと
- ② 除染等作業員に対して、作業に応じた保護衣、保護具等の着用を徹底させること
- ③ 除染等作業員に対して、電離放射線の管理に必要な機械、器具等の正しい使用を徹底させること
- ④ 電離放射線の管理に必要な機械、器具等を事前に点検し、必要な機能及び数量を確保すること
- ⑤ 保護衣、保護具等の点検を事前に行い、必要な機能及び数量を確保すること
- ⑥ 現場への関係者以外の立ち入りを排除すること
- ⑦ 放射線測定器の使用状況を監視すること
- ⑧ 作業工程及び作業内容並びに作業場所の平均空間線量率等の作業環境を把握し、作業前における作業手順に関する打ち合わせにおいて現場代理人等を補佐すること
- ⑨ 1-1-24に定める除染等作業員名簿、放射線管理手帳を適切に管理すること
- ⑩ 除染等作業員の被ばく線量の測定結果を管理すること

(2) 放射線管理責任者の要件

受注者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者から放射線管理責任者を選任しなければならない。なお、放射線管理責任者を第1種放射線取扱主任者免状もしくは第2種放射線取扱主任者免状を有する者

から選任する場合は、当該放射線管理責任者は受注者と直接的な雇用関係にあることを必要としない。また、放射線管理責任者は他の除染等工事、解体工事、仮置場復旧工事の放射線管理責任者と兼任可とする。

第1種放射線取扱主任者免状もしくは第2種放射線取扱主任者免状を有する者または次に掲げる専門教育機関等の講習を受けた者。

- ① 国立研究開発法人(旧独立行政法人)日本原子力研究開発機構が行う放射線防護コース(旧:放射線防護基礎過程)、放射線安全管理コース(旧:ラジオアイソトープコース)、放射線基礎課程、旧放射線管理コース、旧RI・放射線初級コース、旧 RI・放射線上級コース
- ② 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門(旧独立行政法人放射線医学総合研究所)が行う放射線防護課程、放射線影響・防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程
- ③ 日本原子力発電株式会社が行う放射線管理入門コース、旧原子力発電所の放射線管理員養成コース
- ④ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座
- ⑤ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習
- ⑥ 厚生労働省委託「原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理指導事業」における「管理者教育」

(3) 廃棄物管理責任者

受注者は、(4)に規定する作業指揮者を指揮して次の各号に掲げる職務を遂行するため、各工事の解体現場における作業員・工事関係車両及び解体廃棄物の管理を指揮監督する者(以下「廃棄物管理責任者」という。)を定め、設置しなければならない。

- ① 解体作業現場において、各現場にて作業を実施する作業員及び工事関係車両を事前に整理・記録する登録簿を作成し、当該作業員・工事関係車両のみが当該現場で工事作業に従事するよう徹底すること
- ② 下記ア～ケの事項を含む解体作業現場から発生する廃棄物の当該現場における管理及び仮置場への運搬について、責任をもって実施すること
 - ア 解体廃棄物の収集・運搬に関する記録
 - イ 「大型解体現場等」の選定
 - ウ 大型解体現場等の出入口管理の厳格化
 - エ 大型解体現場等における解体廃棄物の管理
 - オ 大型解体現場等における金属くず等の残置状況管理等
 - カ 土日祝日における解体現場管理
 - キ 工事関係者への教育を通じた危機意識の醸成
 - ク 最大想定運搬時間の確定
 - ケ 大型解体現場等における解体現場と仮置場の間での整合性確認
- ③ 特に、当該解体廃棄物の仮置場への運搬について、事前に運搬予定を整理・記録(以下「廃棄物運搬予定表」という。)し、現場から予定されていない解体廃棄物の運搬がなされないようにすること
- ④ 作業当日にやむを得ず事前に予定されていない解体廃棄物の運搬が必要と作業指揮者が判断し運搬した場合は、廃棄物運搬予定表の当該記録を確認し、署名等により確認結果を記録すること

(4) 作業指揮者

受注者は、次の各号に掲げる職務を遂行するため、作業単位（以下「作業班」という。）ごとに、当該作業班に係る作業を指揮する者（以下「作業指揮者」という。）を定め、設置しなければならない。

① 除染電離則第9条及び除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（令和5年4月27日付け基発0427第6号。以下「除染電離則ガイドライン」という。）第4の3に掲げる事項

② (1) ②～⑧に規定する事項

③ (3) ①～④に規定する事項

④ その他現場における安全衛生に関する管理に関すること

(5) 作業指揮者の選出

受注者は、作業指揮者を、自らまたは環境省における「工事」に係る一般競争参加資格の認定（等級は問わない。）もしくは環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」の認定（等級は問わない。）を受けている下請負者から選出しなければならない。

(6) 放射線管理責任者、廃棄物管理責任者、作業指揮者の通知

受注者は、(1)、(3)及び(4)に規定する者を定めたときまたは変更したときは、氏名その他必要な事項を、監督職員に対し、書面により通知しなければならない。

1-1-5 設計図書の照査等

(1) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員からさらに詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(2) 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする場合以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させまたは伝達してはならない。

1-1-6 請負代金内訳書

(1) 請負代金内訳書

受注者は、契約書第3条に規定する請負代金内訳書を所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。

(2) 内訳書の内容説明

監督職員は、請負代金内訳書の内容に関し、受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。

1-1-7 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-8 施工計画書

(1) 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての全体施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。受注者は、全体施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、全体施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- ① 工事概要
- ② 全体工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 指定機械
- ⑤ 主要機械
- ⑥ 主要資材
- ⑦ 施工方法(試験施工方法及び評価方法を含む。)
- ⑧ 施工管理計画
- ⑨ 安全管理(放射線防護に関する事項、汚染拡大防止方法を含む。)
- ⑩ 緊急時の体制及び対応
- ⑪ 交通管理
- ⑫ 環境対策
- ⑬ 現場作業環境の整備
- ⑭ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ⑮ その他

(2) 工区毎施工計画書

受注者は、設計図書に示す工区ごとに、当該工区の工事着手前に、工程表、現場組織表、施工方法、施工管理計画、安全管理、緊急時の体制及び対応等を具体的に定めた工区毎施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(3) 施工計画書の遵守

受注者は、全体施工計画書及び工区毎施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

(4) 変更施工計画書

受注者は、全体施工計画書及び工区毎施工計画書の内容に変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く。)には、その都度、当該工事に着手する前に、変更に関する事項について変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

(5) 詳細な施工計画書

受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-9 工事实績情報の登録

受注者は、工事实績情報を工事实績情報システム(CORINS)に登録しようとするときは、登録・変更・完成・訂正内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに

に、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出しなければならない。変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ① 工事受注時契約締結後 10 日以内(ただし、土、日曜及び祝日等は除く。)
- ② 登録内容の変更時変更契約締結後 10 日以内(ただし、土、日曜及び祝日等は除く。)
- ③ 工事完成時工事完成後 10 日以内(ただし、土、日曜及び祝日等は除く。)
- ④ 訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

1-1-10 監督職員

(1) 監督職員の権限

当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

(2) 監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-11 委託監督員

受注者は、発注者より委託監督員の配置が通知された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 委託監督員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、委託監督員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。
- (2) 監督職員から受注者に対する指示または通知等を委託監督員を通じて行った場合は、監督職員から直接指示または通知等があったものと同等とする。
- (3) 監督職員の指示により受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、委託監督員を通じて行うことができるものとする。

1-1-12 工事用地等の使用

(1) 維持・管理

受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

(2) 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。なお、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍)及びスクリーニング等のためにもっぱら受注者が使用する用地をいう。

(3) 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

(4) 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。なお、工事の途中において発注者が返還を要求したときも同様とする。

(5) 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

(6) 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を、工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-13 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事着手届を環境省に提出し、工事に着手しなければならない。

1-1-14 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が環境省の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止または指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)の適用を受けない個人事業主でないこと。
- (4) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

1-1-15 施工体制台帳

(1) 一般事項

受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額に関わらず、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写し及び下請契約の契約書(再下請けをしている場合はその契約書及び再下請け通知書を含む。)の写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳には、建設業法によらない下請け契約(運送業等)も含めるものとする。

(2) 施工体系図

受注者は、前項に示す発注者の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)に従って、工事現場の見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

(3) 施工体制台帳等変更時の処置

受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

(4) 作業員名簿の作成

受注者は作業員名簿を施工体制台帳の一部として作成しなければならない。

1-1-16 受発注者間の情報共有

受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。

1-1-17 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事(復旧関連工事を含む。)、本工事と関連のある調査業務等の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-18 調査・試験に対する協力

(1) 一般事項

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

(2) 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

①調査票等に必要事項を記入し、及び提出すること。

②発注者が調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合において、その実施に関すること。

③正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等(昭和22年法律第49号)に従い、就業規則を作成すると共に、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。

④対象工事の一部について下請契約を締結する場合において、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めること。

(3) 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(4) 調査・試験

受注者は、当該工事が発注者の実施する調査・試験の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(5) 低入札価格調査

受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

- ① 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳その他発注者が指示する書類を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 - ② 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完成後、速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、調査票等については、別途監督職員が指示する。
 - ③ 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。
- (6) 独自の調査・試験を行う場合の処置
- 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-19 工事の一時中止

(1) 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき、次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止を命じることができる。

- ① 工事着手後に、特定猛禽類の生息、貴重植物の生育等環境問題等の発生により、工事の続行が不適當または不可能となった場合
- ② 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
- ③ 関連する他の工事等の進捗が遅れたため、工事の続行が不適當と認めた場合
- ④ 第三者、受注者、除染等作業員及び監督職員の安全等のため必要があると認める場合

(2) 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について、一時中止を命じることができる。

(3) 基本計画書の作成

(1)及び(2)の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-20 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-21 工期変更

(1) 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第2項または第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

(2) 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項または第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに、工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

(3) 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部または一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに、工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。

(4) 工期の延長

受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに、工期変更の協議書を監督職員に通知するものとする。

(5) 工期の短縮

受注者は、特別の理由により発注者から工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

1-1-22 設計変更審査会

(1) 設計変更審査会の開催

発注者は、契約書第18条第5項または第19条に基づく設計図書の変更または訂正のうち特に重要なものまたは契約書第20条の規定に基づく工事の中止(以下「工事の中止等」という。)を行う必要があると認めるときは、発注者及び受注者を構成員とする設計変更審査会を開催し、当該工事の中止等に関する必要な事項について協議及び審査を行うものとする。

(2) 設計変更審査会開催の発議

受注者は、監督職員に対し、設計変更審査会の開催を発議することができる。

1-1-23 支給材料及び貸与品

(1) 一般事項

受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(2) 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

(3) 支給品精算書

受注者は、工事完成時(完成前にあっても工事工程上、支給品の精算が行えるものについては、その時点。)には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

(4) 引渡場所

契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書または監督職員の指示によるものとする。

(5) 返還

受注者は、契約書第15条第9項に定める不用となった支給材料または貸与品の返還については、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

1-1-24 除染等作業員名簿・身分証明書等

(1) 作業員名簿の作成と登録

受注者は、除染等作業員について作業員名簿を作成し、当該除染等作業員が工事に従事する前に、当該作業員名簿に職種、氏名、年齢、放射線管理手帳番号((3)に該当する者に限る)を登録しなければならない。

(2) 作業員名簿の登録解除

受注者は、除染等作業員が工事に従事しなくなった時は、速やかに、当該除染等作業員に係る登録を解除しなければならない。

(3) 放射線管理手帳の取得

受注者は、除染等作業員のうち、除染電離則に基づく除染等業務又は特定線量下業務に従事する者に対して、放射線管理手帳を取得させなければならない。

(4) 身分証明書交付願

受注者は、除染等作業員について、身分証明書交付願を監督職員に提出し、工事に従事する前に、身分証明書の交付を受けなければならない。

(5) 身分証明書の携帯

受注者は、除染等作業員に対し、その業務中は、前項の身分証明書を常に携帯させるようしなければならない。

(6) 身分証明書の返却

受注者は、工事完成時から10日以内に、全ての身分証明書を監督職員に返却しなければならない。

(7) 身分証紛失等の届出

受注者は、身分証明書の紛失、盗難等があった場合は、速やかに監督職員に届け出なければならない。

(8) 腕章の着用

受注者は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、放射線管理責任者、廃棄物管理責任者、作業指揮者及び作業員等の区分毎に、腕の見やすい所に腕章を着用させなければならない。なお腕章の仕様については監督職員と協議の上決定するものとする。

(9) 名札の着用

受注者は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、放射線管理責任者、廃棄物管理責任者及び作業指揮者について、工事現場内において、名札を着用させなければならない。

1-1-25 手当等の支給

(1) 特殊勤務手当

受注者は、除染特別地域内において作業する除染等作業員(外業に限る。)及び受注者の現場従事者に対し、労賃(所定内給与)とは別に、特殊勤務手当として以下の額(1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額。)を支給しなければならない。ただし、本工事と同程度に特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。

・人事院規則(東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30(特殊勤務手当)の特例)に定める手当額

帰還困難区域	1日あたり	6,600円
--------	-------	--------

(2) 特殊勤務手当に関する事項の適正反映

受注者は、除染等作業員に係る労働条件通知書(労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面。)に、特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。

(3) 適正な賃金及び特殊勤務手当支給の確認

受注者は、(1)の特殊勤務手当を支給している場合((1)において、労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを発注者が認めた場合も含む。)は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則3か月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。

(4) 賃金及び特殊勤務手当支給書類の提示

受注者は、(1)の特殊勤務手当を支給している場合((1)において、労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを発注者が認めた場合も含む。)は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、監督職員が指定する書類に賃金台帳等の書類を添付して、工事の完成後速やかに、監督職員に提示しなければならない。

1-1-26 土地、建物等への立入り

受注者は、土地、建物等に立ち入ることの了解を当該土地、建物等の権利者から得られていない土地、建物等には、立ち入ってはならない。

1-1-27 工事現場発生材

受注者は、工事施工によって生じた現場発生材について、発生材調書及び発生材報告書を作成し、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

1-1-28 建設副産物

(1) 一般事項

受注者は、掘削等により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあ

っては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。

(2) マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、原則、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

(4) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

(5) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

(6) 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

1-1-29 工事完成図

受注者は、設計図書等に従って工事完成図を作成しなければならない。工事完成図の内容については必要により監督職員と協議するものとする。

1-1-30 社内検査（品質証明）

(1) 受注者は、社内検査（品質証明）に従事する者（以下「社内検査員」という。）をして工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成・既済部分・監督職員による検査（確認を含む））の事前に社内検査（品質証明）を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

(2) 社内検査員は、当該工事に従事していない社内の者とする。

(3) 社内検査（品質証明）においては、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり社内検査（品質証明）を行うものとする。

(4) 社内検査員は10年以上の現場経験を有するものとする。

(5) 受注者は、社内検査員を定めた場合、施工計画書に氏名、資格、経歴等を記載し、監督職員に提出しなければならない。なお、社内検査員を変更した場合も同様とする。

1-1-31 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

(1) 立会願

受注者は、設計図書に従って工事の施工について監督職員の立会を受ける場合は、あらかじめ別に定める立会願を監督職員に提出しなければならない。

(2) 監督職員による確認

監督職員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ、工事現場に立ち入り、立会し、あわせて資料等の提出を請求できるものとする。その際、受注者はこれに協力しなければならない。

(3) 検査及び立会に必要な準備等

受注者は、監督職員による検査(確認を含む。)及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料等の整備をするものとする。

(4) 検査及び立会時間

監督職員による検査(確認を含む。)及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

(5) 契約書第17条及び第32条に規定する義務

受注者は、監督職員の立会を受け、材料検査(確認を含む。)に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

(6) 完成時不可視になる施工箇所の調査

受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

1-1-32 工事完成検査

(1) 工事完成通知書の提出

受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。

(2) 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- ① 設計図書(追加、変更指示を含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
- ② 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完成していること。
- ③ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図、工事報告書及び放射性物質汚染対処特措法第31条第3項に定める除去土壌等の保管の台帳等の資料の整備がすべて完了していること。
- ④ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

(3) 検査日の通知

発注者は、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

(4) 検査内容

検査職員は、監督職員等及び受注者の臨場の上、除染等工事、解体工事、仮置場復旧工事の対象となる現場を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。

- ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質等の検査を行う。
- ② 工事の管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

(5) 修補の指示

検査職員は、除染等の措置または修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて除染等の措置または修補の指示を行う。

(6) 適用規定

工事完成検査については、1-1-31(監督職員による検査(確認を含む。))及び立会等。)の規定を準用する。

(7) 段階確認

受注者は、構造物等を設置する場合、事前に監督職員に確認し、設計図書に示された施工段階において臨場等により出来形、品質、規格、数値等の確認(以下「段階確認」という。)を受けなければならない。

(8) 段階確認の内容

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- ① 受注者は、監督職員が指示する確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- ② 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等。)を発注者の指定する様式に基づいて作成し、監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- ③ 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員が押印した確認した箇所に係る書面を、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。
- ④ 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

(9) 段階確認の机上による臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

1-1-33 既済部分検査等

(1) 一般事項

受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合または契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合、既済部分に係る検査を受けなければならない。

(2) 部分払いの請求

受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、工事出来形報告書及び工事出来高内訳書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(3) 検査内容

検査職員は、監督職員等及び受注者の臨場の上、工事出来形報告書及び工事出来高内訳書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質等の検査を行う。
- ② 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

(4) 修補

受注者は、検査職員の指示による除染等の措置または修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

(5) 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、1-1-31(監督職員による検査(確認を含む。))及び立会等。)の規定を準用する。

(6) 検査日の通知

発注者は、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

1-1-34 部分使用

(1) 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

(2) 監督職員による検査

受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む。)を受けるものとする。

1-1-35 技術検査

(1) 完成技術検査、既済部分技術検査の適用

受注者は、会計法第29条の11第2項の検査を実施するときに、完成技術検査、既済部分技術検査を受けなければならない。

(2) 検査内容

検査職員は、監督職員等及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事出来形報告書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質等の検査を行う。

② 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

(3) 適用規定

受注者は、当該技術検査については、1-1-31(監督職員による検査(確認を含む。))及び立会等。)の規定を準用する。

1-1-36 施工管理

(1) 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

(2) 除染等の措置の管理及び報告

受注者は、除染等の措置等の結果について適正に管理し、監督職員が指示した場合にはその結果を監督職員に報告しなければならない。

(3) 施工体制の確立

受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。

(4) 施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

① 工事の初期で作業が定常的になっていない場合

- ②管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- ③試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- ④前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

(5) 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。

(6) 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

(7) 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

(8) 労働環境等の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、除染等作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

(9) 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

(10) 記録及び関係書類

受注者は、除染等工事、解体工事、仮置場復旧工事の施工管理及び規格値を定めた除染等工事施工管理基準(出来形管理基準及び品質管理基準)により施工管理を行い、また、写真管理基準により除染等工事、解体工事、仮置場復旧工事の工事写真による写真管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員に提出しなければならない。その他監督職員からこれらについて請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

なお、除染等工事施工管理基準及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

(11) 使用資材の品質記録

受注者は、工事に使用した資材の品質記録を、発注者の指定する様式に基づいて作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-37 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、第7章報告に従い工事の履行状況を監督職員に提出しなければならない。

1-1-38 除染等作業員の管理

- (1) 受注者は、除染等作業員の雇用条件、賃金及び手当の支払状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- (2) 受注者は、除染等作業員に対し、適時、安全対策、放射線防護対策、衛生管理及び避難指示区域の特性を踏まえた対応(単独行動の禁止、防犯体制、事故・事件・渋滞への対応等。)の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理しなければならない。

1-1-39 工事関係者に対する措置請求

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-40 工事中の安全確保

(1) 災害の防止

受注者は、監督職員の指示に従い、つねに工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

(2) 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為または公衆に支障を及ぼすような施工をしてはならない。

(3) 使用する資機材

受注者は、工事に使用する資機材の選定、使用等について、設計図書により資機材が指定されている場合には、これに適合した資機材を使用しなければならない。ただし、より条件に合った資機材がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

(4) 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

(5) 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の事故防止対策要領(案)(令和4年3月、福島地方環境事務所)により、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員に報告しなければならない。

(6) 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなくてはならない。

(7) 立入禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため、工事関係者以外の一般の立入りを禁止する場合、その区域を板囲、ロープ、門扉等により囲うとともに、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

(8) 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

(9) 現場環境改善

受注者は、現場事務所、作業宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するものとする。

(10) 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、除染等作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号の中から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、除染等作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けてこれを実施することができる。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

(11) 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

(12) 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(13) 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、所轄消防署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

(14) 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織することができる。

(15) 安全衛生協議会の設置

監督職員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

(16) 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置をつねに講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

(17) 気象を勘案した施工計画

受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録を勘案し、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。

(18) 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び除染等作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。

(19) 豪雨時などの大型土のう袋等の保全

台風や大型の低気圧等による豪雨等が予想される場合には、浸水に注意を要する箇所に現地置きしている大型土のう袋については、浸水の懸念が少ない高台等へ袋を移動することや、複数の袋の吊りひもにロープを通し連結した上で現場にある重機等に固定するなどの対策を講じ、当該対策を実施した場所及び袋数等を記録しなければならない。

(20) 豪雨時などの大型土のう袋等の現状調査

台風や大型の低気圧等による豪雨等が予想される場合には、現地置きした大型土のう袋等の数量や種別について、集計を行い、把握しなければならない。

(21) 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

(22) 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については関係者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

(23) 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

1-1-41 電離放射線に対する安全対策

- (1) 受注者は、除染電離則及び除染電離則ガイドラインに従って、必要十分な保護衣、保護具等を使用することとし、過度な保護衣、保護具等の使用により廃棄物の発生量の増大を招かないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、除染等作業員の電離放射線に対する安全対策について、除染電離則及び除染電離則ガイドラインに基づき、適切な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、除染等作業員が受ける外部被ばくによる線量について、除染電離則に定められた方法により、測定及びその結果の確認、記録等をし、除染等作業員に速やかに知らせなければならない。ただし、除染等作業員が、1日における外部被ばくによる線量が1cm線量当量について1mSvを下回る現場でのみ作業を行う場合は、作業指揮者は、代表して、除染電離則第5条第1項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。
- (4) 受注者は、除染等作業員が受ける内部被ばくによる線量について、除染電離則第5条第2項各号及び第3項に定められた規定に従い、測定または検査及びその結果の確認、記録等を行しなければならない。なお、当該検査により得られた記録の預託実効線量が1mSv未満の場合は、定量下限値以下である旨を記録しなければならない。
- (5) 受注者は、前項の線量測定を行う場合には、発注者が指定するホールボディカウンタを、無償で利用することができる。その場合には、監督職員等に対し、利用する除染等作業員の氏名等必要な情報を、十分な時間的猶予をもって通知しなければならない。なお、除染電離則第5条第2項各号及び第3項に定める場合に

よる内部被ばくによる線量の測定を行うとき、ホールボディカウンタが設置されている場所(福島県内)までの交通費等は受注者の負担とする。

- (6) 受注者は、除染等作業員が線量計を紛失した場合その他外部被ばくによる線量の記録ができなかった場合には、当該除染等作業員が属する作業班の作業指揮者の線量の測定結果を参考値として記録するとともに、速やかに、次回記録時以降に記録が可能となるよう線量計の調達等必要な措置を行わなければならない。
- (7) 受注者は、除染電離則に基づき除染等作業員の線量を算定した場合において、男性の除染等作業員または妊娠する可能性がないと診断された女性の除染等作業員の実効線量が1年間につき20mSvを超えた場合には、その原因及び今後の見通しについて、監督職員に報告しなければならない。
- (8) 受注者は、除染電離則に定める除染等業務に従事する場合には、あらかじめ、作業場所の平均空間線量率を測定・記録し、作業前に当該作業場所において作業する除染等作業員に書面で明示しなければならない。
- (9) 受注者は、除染電離則ガイドライン第8の2(3)の規定に基づく「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」について、①放射線管理手帳の統一的運用、②線量の登録、経歴照会等の実施、③線量記録及び検診結果の引き渡しの全てに参加しなければならない。

1-1-42 火災の防止

火気の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-43 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-44 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式で、指示する期日までに事故発生報告書を提出しなければならない。

1-1-45 環境対策

- (1) 環境保全

受注者は、工事に伴う騒音振動等の対策について、関係法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

(2) 環境への影響

受注者は環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

(3) 特定調達品目

受注者は、資材(材料及び機材を含む。)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。

① グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。

なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。

② グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

1-1-46 周辺住民との調整

- (1) 受注者は、作業の実施にあたり、周辺住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 受注者は、地元関係者等から作業の実施に関して苦情があった場合において、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- (3) 受注者は、作業の実施上必要な地方公共団体、周辺住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において、受注者は、交渉に先立ち監督職員に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。
- (4) 受注者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-47 文化財の保護

(1) 一般事項

受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。

(2) 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-48 交通安全管理

(1) 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。

(2) 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

(3) 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)等に基づき、安全対策を講じなければならない。

(4) 工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

(5) 道路使用計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

(6) 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

(7) 工事用道路共用時の処置

受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

(8) 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。また、受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により除染作業、解体作業、仮置場復旧作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

(9) 水上輸送

工事の性質上、受注者が水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は、水門または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

(10) 作業区域の標示等

受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

(11) 通行許可

受注者は、機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

1-1-49 施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第34条の適用部分。)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-50 諸法令の遵守

(1) 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

(2) 諸法令に違反した場合の責務

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

(3) 諸法令確認の請求

受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であることまたは矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

1-1-51 官公庁等への手続等

(1) 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

(2) 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督職員の指示を受けなければならない。

(3) 諸手続の提示、提出

受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により、事前に監督職員に報告しなければならない。

1-1-52 施工時期及び施工時間の変更

(1) 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議をするものとする。

(2) 休日または夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

1-1-53 提出書類

契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1-1-54 工事測量

(1) 仮設標識

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。

(2) 工食用測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工食用多角点及び重要な工食用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

1-1-55 不可抗力による損害

(1) 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに「天災その他の不可抗力による損害通知書」により監督職員に報告するものとする。

(2) 設計図書で定めた基準

契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

① 降雨に起因する場合、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上

(イ) 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上

(ウ) 連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上

(エ) その他設計図書で定めた基準

② 強風に起因する場合、最大風速(10分間の平均風速で最大のもの。)が15m/秒以上あった場合

③ 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合、地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

④ 河川沿いの施設にあつては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により被害が発生した場合

(3) その他

契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-56 特許権等

受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

1-1-57 保険の付保及び事故の補償

(1) 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(2) 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。

(3) 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結後1か月以内に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合において、あらかじめ書面により監督職員に申し出たときは、この限りではない。

(4) 損害賠償保険

受注者は、工事に伴い、建物、土地等が損壊する等の損害(当該建物、土地等の権利者があらかじめ承諾した損害及び工事に伴い当然に生ずる損害を除く。)が発生した場合に備え、次を満たす保険に加入しなければならない。

① 保険の種別	請負業者賠償責任保険
② 被保険者	受注者及び全ての除染等作業員
③ 保険期間	契約履行期間の初日から末日まで(ただし、履行期間を延長する場合には、保険期間の延長手続をしなければならない。)
④ 付保対象	本工事に伴い生じた事故により、第三者に与えた損害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
⑤ てん補限度額	被害者1名当たり1億円以上、1事故あたり1億円以上(対人対物共通)
⑥ 免責金額	1万円
⑦ 付帯特約	管理下財物損壊担保特約(被保険者が使用または占有する財物(直接作業を加えている財物を含む。))の損壊に起因する損害賠償を補償。)

1-1-58 臨機の措置

(1) 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

(2) 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-59 守秘義務

- (1) 受注者は、本工事の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本工事の結果(本工事の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を施工計画書に記載される者以外には秘密とし、また、本工事の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本工事のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
- (6) 受注者は、本工事完成時に、工事の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却もしくは消去または破棄を確実に行うこと。
- (7) 受注者は、本工事の遂行において貸与された情報の外部への漏洩もしくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

1-1-60 個人情報の取扱い

- (1) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
- (4) 受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。
- (5) 受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。
- (6) 受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。
- (7) 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (8) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
- (9) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、または検査することができる。
- (10) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。
- (11) 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-1-61 情報セキュリティの確保

- (1) 受注者は、工事の開始時に、当該工事に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について発注者に書面で提出しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じなければならない。また、本工事において受注者が作成する情報については、監督職員からの指示に応じて適切に取り扱わなければならない。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるときまたは受注者において本工事に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて監督職員が行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れなければならない。
- (4) 受注者は、工事の完成時に、本工事で実施した情報セキュリティ対策を報告しなければならない。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

第2章 工事材料

第1節 適用

- (1) 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したものまたはこれと同等以上の品質を有するものとする。
- (2) 受注者が同等以上の品質を有するものとして海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。
- (3) 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。
なお、海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

第2節 工事材料の品質及び検査(確認を含む)

- (1) 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等(以下、「JIS マーク表示品」という。)については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。
- (2) 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたはこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- (3) 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。
なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。
- (4) 受注者は、設計図書において見本または品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない工事材料については、これを提出しなければならない。
なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。
- (5) 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

第3節 工事材料

2-3-1 大型土のう袋等

- (1) 大型土のう袋等の除去土壌等及び土砂等を保管する容器については、以下の性能を有していなければならない。
 - ① 防水性及び遮水性のいずれも必要としない場合に利用する耐候性大型土のう袋またはクロス形フレキシブルコンテナの場合

- ・一般財団法人土木研究センターが定めている「耐候性大型土のう積層工法設計・施工マニュアル」または日本フレキシブルコンテナ工業会が定めている「除染関係ガイドラインに沿ったフレキシブルコンテナ」のクロス形フレキシブルコンテナの仕様(長期仮設タイプ)を満足し、材料及び袋体に要求される性能規定を満足していることを公的試験機関で証明された製品とする。
- ・受注者から提出された材料承諾願を監督職員が受理した場合は、この限りではない。

② 内袋に遮水性を必要とする場合に利用する内袋付き耐候性大型土のう袋または内袋付きクロス形フレキシブルコンテナの場合

- ・外袋となる耐候性大型土のう袋またはクロス形フレキシブルコンテナは、①を満足する製品とする。
- ・内袋は、監督職員が別途指示する性能を有する製品とする。
- ・仮置場への搬入・設置終了後も内袋に遮水性を必要とする場合は、監督職員が別途指示する圧縮試験及び落下試験を満足する製品とする。
- ・受注者から提出された材料承諾願を監督職員が受理した場合は、この限りではない。

③ 防水性及び遮水性を必要とするランニング形フレキシブルコンテナの場合

- ・日本フレキシブルコンテナ工業会が定めている「除染関係ガイドラインに沿ったフレキシブルコンテナ」のランニング形フレキシブルコンテナの仕様(長期仮設タイプ)を満足し、材料及び袋体に要求される性能規定を満足していることを公的試験機関で証明された製品とする。
- ・受注者から提出された材料承諾願を監督職員が受理した場合は、この限りではない。

(2) 除去土壌等の種類や保管の方法等により、防水性その他特別な機能が必要な場合は、監督職員が別途指示する性能を有するものを利用しなければならない。

- ・受注者から提出された材料承諾願を監督職員が受理した場合は、この限りではない。

第3章 除染等工事

第1節 一般事項

3-1-1 適用範囲

本節は、除染等工事に適用する。

3-1-2 試験施工

3-1-2-1 定義

本節では、用語は次の定義に定めるものとする。

- (1) 「除染工法」とは、共通仕様書第3章第2節に定める工法をいう。
- (2) 「除染手順」とは、除染手法を具体化するための手順をいう。
- (3) 「除染率」とは、除染等の措置の実施前後の放射線量の減少割合をいう。

3-1-2-2 目的

- (1) 試験施工は、監督職員から指定された除染対象物・除染工法についての除染等の措置の実施にあたって、事前に、追加的な除染等の措置を講じても放射線量の大幅な低下が認められない等最も効果的な除染手順を決定するためのものである。
- (2) 試験施工の結果、十分な放射線量の低減効果が確認されない場合は、監督職員にその旨を報告した上で、監督職員の指示に従うこととする。

3-1-2-3 実施前の準備

- (1) 受注者は、監督職員から指定された除染対象物・除染工法について、試験施工の除染手順、実施場所、地点数、測定方法(測定機器に関する事項を含む。)、実施回数等を記載した試験施工計画書を作成し、提出しなければならない。
- (2) 除染手順は、除染率に影響を与える要因(単位面積当たりの時間、圧力、回数、場所、噴射口と地面との距離等。)を変化させた複数のパターン設定がなされていなければならない。
- (3) 実施場所及び地点数は、監督職員から指定された除染対象物・除染工法について、除染等の措置を講じる地域における状況を考慮してバランスよく決めなければならない。

3-1-2-4 試験施工の実施及び報告

- (1) 試験施工は、原則として監督職員の立会の下、試験施工計画書に定められた方法で実施しなければならない。
- (2) 試験施工においては、除染率に影響を与える要因を変化させながら除染等の措置を実施し、最も効果的な除染手順を決定しなければならない。
- (3) 定められた除染手順により、追加的な除染等の措置を実施した場合においても除染率の大幅な低下が認められない程度まで除染を実施し、それぞれの除染率を測定する。
- (4) 農地の試験施工において削り取り厚を決定する際には、耕起後に除礫作業が発生しないよう耕土厚及び石礫の深度を測定し耕起深の参考とする。
- (5) 放射線量の測定は、第6章6-1-2-1に従って実施しなければならない。
- (6) 試験施工を実施した後は、除染手順を定めた手順書、測定機器等に関する情報、試験施工の前後の放射線量、除染率の推移等を記載した試験施工結果報告書を、監督職員に提出しなければならない。

3-1-2-5 住宅及び農地等の工事着手前説明

受注者は、同意取得時の現況確認から工事着手まで相当期間が経過した場合や関係人が希望する等の理由から監督職員が必要と認め指示する場合、工事着手前に住宅地等の関係人と現地立会し、施工内容の説明及び埋設設備、用地杭並びに家屋等の損傷箇所等の詳細を相互に確認し、その写真等を添付して監督職員に報告する。なお、関係人が立会しなかった場合も同様の報告を実施する。

3-1-2-6 試験施工の省略

過去の実績等により除染手順及び追加低減率が既に判明している場合は、当該除染項目における試験施工を監督職員の判断により省略できる。

3-1-3 施工時の留意事項

- (1) 高所作業となる場合は、仮設足場の設置や高所作業車の使用等により、適切な安全対策を行わなければならない。
- (2) 堆積物の取扱いの際は、ゴム手袋等を使用して、直接手で触れてはならない。
- (3) 除染等の措置に当たっては、まず、水による洗浄以外の方法で堆積物を可能な限り除去しなければならない。
- (4) 水を使った除染を行うに当たっては、使用後の処理水を回収できる工法・機械等を使用しなければならない。回収した水については、適切に処理した上で水質測定等安全性を確認してから放流しなければならない。また、放流した水が排水路などに滞留しないよう、排水経路をあらかじめ清掃して堆積物を除去しなければならない。
- (5) 大型土のうの詰め込みにあたっては、放射性物質の飛散、流出等を防止するため、内袋の折り込みを確実にし大型土のう袋等の口をしっかりと閉じなければならない。

3-1-4 除去土壌等の取扱い

- (1) 除去土壌等の取扱いは、除染関係ガイドライン(平成 25 年 5 月第 2 版(平成 30 年 3 月追補)環境省編。以下「除染関係ガイドライン」という。)第3編及び第4編並びに廃棄物関係ガイドライン(平成 25 年 3 月第 2 版環境省編)第 4 部及び第 6 部に従わなければならない。
- (2) 除去土壌等は、可能な限り減容化等を行い、その発生抑制に努めなければならない。
- (3) 除去土壌等の減容化実証試験を実施した場合には、その実証試験結果を第7章報告に従い監督職員に報告しなければならない。

第2節 除染工法の説明

除染工法を以下のとおり定める。

1. 住宅地等

【留意事項】

- ・ 除染作業による汚染の拡散を考慮し、庭木、屋根、雨樋、庭地等の順に除染を行う。
- ・ 住宅地等が隣接する場合は、洗浄水が周辺の住宅地等に飛び散らないようシート等で覆うなど養生する。

1.1 屋根・屋上

1.1.1 屋根(コンクリート構造含む)

1.1.1.1 堆積物の除去

- 落葉、苔、泥等の堆積物を、ゴム手袋をはめた手やスコップ等で除去し、大型土のう袋に袋詰めする。
- 屋根の材料が破損しやすい場合は、直接屋根に乗らないようにし、高所作業車等からモップ等を用いて堆積物の除去を行う。

1.1.1.2 拭き取り

- 水等(中性洗剤、酢酸を含む。)によって湿らせたウエス等(キムタオルを含む。)を用い、折りたたんだ各面を使用して表面汚染密度がおおむね低下しなくなる状態になるまで丁寧に拭き取る。
- 拭き取りでは除去が困難な苔や泥などの付着物や、目視等で確認できる汚れがひどい部分については、屋根の材料を傷つけないブラシ(洗車用ブラシ、デッキブラシを含む。)等を用いて、乾いた状態で丁寧に除去する。
- 汚染物質の再付着を防止するため、一拭きごとに新しい面で拭き取る。
- 拭き取りに使用したウエス等には、放射性セシウムが付着している可能性があるため、直接手で触れないようにする。
- 再汚染を防ぐため、高い位置から低い位置の順で拭き取りを行う。

1.1.1.3 ブラシ洗浄

- デッキブラシやタワシ等による追加的なブラッシングによっても表面汚染密度がおおむね低下しなくなる状態になるまで丁寧に洗浄する。
- ブラッシングの前に水を4リットル/m²程度かけ、ブラッシングの後も同様に水4リットル/m²程度によって洗い流す。
- 洗浄水の排水経路はあらかじめ清掃して、スムーズな排水が行えるようにして、排水は雨水枡等で回収する。回収した排水は、現場内または近傍の排水処理施設まで運搬する。
- 再汚染を防ぐため、高い位置から低い位置の順でブラシ洗浄を行う。

1.1.2 (削除)

1.2 外壁・塀

1.2.1 土壁以外

1.2.1.1 拭き取り

- 1.1.1.2と同様に行う。

なお、ウエス等（キムタオルを含む。）の代わりに、外壁・塀の材料を傷つけないブラシ（洗車用ブラシ、デッキブラシを含む。）等を用いて、乾いた状態で丁寧に除去する。また、除去が困難な苔や泥などの付着物や、目視等で確認できる汚れがひどい部分については、傷をつけないように注意しながら金属製ブラシまたは水等で湿らせたブラシ等を用いて、丁寧に除去する。

1.2.1.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3と同様に行う。

1.2.2 土壁

1.2.2.1 拭き取り

- 1.1.1.2と同様に行う。

なお、ウエス等（キムタオルを含む。）の代わりに、ブラシ等を用いて、乾いた状態で丁寧に除去する。

1.3 雨樋

1.3.1 軒樋

1.3.1.1 堆積物の除去

- 溜まっている落葉、苔、泥等をゴム手袋をはめた手、ホウキまたはブラシ等で除去し、大型土のう袋に袋詰めする。

1.3.1.2 拭き取り

- 1.1.1.2と同様に行う。

1.3.1.3 高圧水洗浄

- 洗浄水の排水経路はあらかじめ清掃して、スムーズな排水が行えるようにして、排水は雨水桝等で回収する。回収した排水は、現場内または近傍の排水処理施設まで運搬する。
- 手が届かないような狭い場所など、拭き取り作業の実施が困難な部位を中心に、雨樋を壊さないように、原則として吐出能力 5MPa 程度の能力を持った高圧洗浄機等を使用し、使用水量 2 リットル/m 程度の高圧水で洗浄する。
- 洗浄効果を得るために被洗浄物に噴射口を近づける(20cm 程度)とともに、適切な移動速度で洗浄する。
- 水を周囲に飛散させないよう、水勾配の上流から下流に向かって行う。

1.3.2 縦樋

1.3.2.1 高圧水洗浄

- 堆積物がある場合は、あらかじめ除去する。
- 洗浄水の排水経路はあらかじめ清掃して、スムーズな排水が行えるようにして、排水は雨水桝等で回収する。回収した排水は、現場内または近傍の排水処理施設まで運搬する。

- 雨樋を壊さないように、原則として吐出能力 5MPa 程度の能力を持った高圧洗浄機等を使用し、使用水量 2 リットル/m 程度の高圧水で洗浄する。

1.3.2.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

1.4 庭等

1.4.1 未舗装面

1.4.1.1 堆積物の除去

- 落葉、苔、泥等の堆積物を熊手等で除去し、大型土のう袋に袋詰めする。

1.4.1.2 除草、芝刈り

- 堆積物や表土の除去に先立ち、作業の支障となる雑草を、肩掛け式草刈り機等または人力により、除草、刈払を行う。
- 除去した草、芝を大型土のう袋に袋詰めする。

1.4.1.3 芝の深刈り

- 芝の刈払を行った後、ハンドガイド式芝刈り機等(ソッドカッター等)を用いて芝の深刈りを行う(設計図書に定められた値の回復可能な程度の薄い剥ぎ取り)。ただし、ルートマット層を残す。
- 除去した芝を大型土のう袋に袋詰めする。
- 段差部は覆土したうえ、目土(設計図書に定められた値)を行う。

1.4.1.4 草、芝の剥ぎ取り

- 芝の刈払を行った後、人力による芝の剥ぎ取り(設計図書に定められた値)を行う。ただし、重機が入れる場合はこの限りではない。
- 剥ぎ取った草、芝を集積・回収し、大型土のう袋へ袋詰めする。

1.4.1.5 芝張り

- 芝を剥ぎ取った場合、従前と同じ種類の芝を張り替える。
- 目土(設計図書に定められた値)を行う。
- 受注者は、関係人に対する除染結果報告までに発芽不良等の施工不良箇所が生じた場合、その原因を調査し、監督職員に報告するとともに再度施工し、その結果を監督職員に報告しなければならない。

1.4.1.6 砂利、碎石の高圧水洗浄

- 原則として吐出能力 5MPa 程度の能力を持った高圧洗浄機等を使用し、使用水量 20 リットル/m² 程度の高圧水で洗浄する。
- 砂利、碎石をスコップ等を用いて、水槽等に入れ、高圧水洗浄を行う。排水は、現場内または近傍の排水処理施設まで運搬する。

- 水圧による土等の飛散を防止するために最初は低圧での洗浄を行い、洗浄水の流れや飛散状況を確認しつつ、徐々に圧力を上げて洗浄を行う。

1.4.1.7 砂利、碎石の除去

- スコップ等により砂利、碎石を均等に除去し(設計図書に定められた値程度)、大型土のう袋に袋詰めする。
- 現況における砂利、碎石の敷設厚さが 5cmに満たない場合、その下部の土壌も含めて砂利、碎石及び表土を均等に除去し(設計図書に定められた値程度)、大型土のう袋に袋詰めする。

1.4.1.8 砂利、碎石の被覆

- 砂利、碎石を除去した場合は、従前と同様の砂利、碎石により、スコップ等により砂利、碎石をすくい、従前と同じ高さまで、おおむね従前と同じ程度に被覆する。

1.4.1.9 表土の削り取り

- 鋤簾等を用い、庭土の表土を均等に削り取り(設計図書に定められた値程度)を行い、大型土のう袋に袋詰めする。
- 作業者により削り取り厚さの違いが生じないように、作業前に作業者に対し作業内容の標準化を図る。

1.4.1.10 土地表面の被覆

- 表土を除去した場合は、従前と同じ種類の土により、スコップ等によりおおむね元の厚さまで被覆する。
- 表土の敷均し、整地を行い、1.4.1.9 の従前と同じ高さまで、おおむね従前と同じ程度に締固め復元する。

1.4.1.11 樹木の根元付近等の表土の除去

- 溜まっている落葉や土をシャベルや熊手等を使ってすくい取り、大型土のう袋に袋詰めする。

1.4.1.12 庭木の枝払い

- 樹木の種類と枝払い時期に応じて、樹木の育成に著しい影響が生じない範囲で、剪定機や枝切りばさみ等により庭木や生垣の枝払いや刈り込みを行う。
- 剪定枝等は大型土のう袋に袋詰めする。大型土のう袋に詰められない長さのものは、詰められるように裁断する。

1.4.1.13 支障木の伐採

- 胸高径が 6cm 以上の支障木を、チェーンソー等を用いて根元から伐採する。
- 葉、枝、幹等の除去物は大型土のう袋に袋詰めする。大型土のう袋に詰められない長さのものは、大型土のう袋に詰められるように裁断する。

1.4.1.14 支障木の伐根

- 胸高径が 6cm 以上の支障木を、チェーンソー等を用いて根鉢を切断し、伐根する。
- 根等の除去物は大型土のう袋に袋詰めする。大型土のう袋に詰められない長さのものは、詰められるように裁断する。

1.4.1.15 天地返し

- 表層土を人力で均等に削り取り(設計図書に定められた値程度)、ビニルシート等の上に仮置きをする。
- 下層土を均等に削り取り(設計図書に定められた値程度)、表層土とは別の場所に仮置きをする。
- 表層土をスコップ等により敷均した後、その上に、下層土を敷均し、整地を行い、従前と同じ高さまでおおむね従前と同じ程度に締固め復元する。

1.4.1.16 屋外機器の拭き取り

- 給湯器、エアコンの室外機等の屋外機器について 1.1.1.2 と同様に拭き取りを行う。

1.4.1.17 住宅周りの支障物の撤去

- 住宅周りにおいて除染作業の妨げとなる支障物の収集・運搬・集積を行う。

1.4.2 舗装面

1.4.2.1 堆積物の除去

- 1.4.1.1 と同様に行う。

1.4.2.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

1.4.2.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄

- 原則として吐出能力 20MPa 程度の能力を持った同時吸引式高圧洗浄機等を使用し、使用水量 20 リットル/㎡程度の高圧水で洗浄する。
- 回収した洗浄水は、現場内または近傍の排水処理施設まで運搬する。
- 洗浄の際、洗浄水を周囲に飛散させないよう、周縁部から内側、水勾配の上流から下流に向かって行う。
- 建物が隣接している場合は、洗浄水の飛散防止のため、養生を行う。

1.4.2.4 削り取り

- 舗装面をハンディ型の切削機等を用いて、表面を均等に削り取る(設計図書に定められた値程度)。
- 切削くずを回収し、大型土のう袋へ袋詰めする。

1.4.2.5 ブラスト

- 比較的広い舗装面において適用する。
- ショットブラスト機等により研削材を表面にたたきつけて表面を均等に削り取る。
- 研削材及び粉塵が発生するため、周囲への飛散を防止するための養生等を行うとともに、研削材及び粉塵を回収する。

2. 学校

2.1 屋根・屋上

2.1.1 屋根・屋上

2.1.1.1 堆積物の除去

- 1.1.1.1 と同様に行う。

2.1.1.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

2.1.1.3 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

2.1.1.4 高圧水洗浄

- 洗浄水の排水経路はあらかじめ清掃して、スムーズな排水が行えるようにして、排水は雨水枡等で回収する。回収した排水は、現場内または近傍の排水処理施設まで運搬する。
- 原則として吐出能力 15MPa 程度の能力を持った高圧洗浄機等を使用し、使用水量 20 リットル/㎡程度の高圧水で洗浄する。
- 洗浄効果を得るために被洗浄物に噴射口を近づける(20cm 程度)とともに、適切な移動速度で洗浄する。
- 水を周囲に飛散させないよう、周縁部から内側、水勾配の上流から下流に向かって行う。
- 水が周囲に飛散しないようにシート等により養生する。
- 防水塗装、防水シート等を壊さないよう留意して洗浄を行う。

2.2 外壁・塀

2.2.1 外壁・塀

2.2.1.1 拭き取り

- 1.2.1.1 と同様に行う。

2.2.1.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

2.2.1.3 高圧水洗浄

- 洗浄水の排水経路はあらかじめ清掃して、スムーズな排水が行えるようにして、排水は雨水枡等で回収する。回収した排水は、現場内または近傍の排水処理施設まで運搬する。
- 原則として吐出能力 15MPa 程度の能力を持った高圧洗浄機等を使用し、使用水量 20 リットル/㎡程度の高圧水で洗浄する。
- 洗浄効果を得るために被洗浄物に噴射口を近づける(20cm 程度)とともに、適切な移動速度で洗浄する。
- 水を周囲に飛散させないよう、周縁部から内側、水勾配の上流から下流に向かって行う。

2.3 雨樋

2.3.1 軒樋

2.3.1.1 堆積物の除去

- 1.3.1.1 と同様に行う。

2.3.1.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

2.3.1.3 高圧水洗浄

- 1.3.1.3 と同様に行う。

2.3.2 豎樋

2.3.2.1 高圧水洗浄

- 1.3.2.1 と同様に行う。

2.3.2.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

2.4 グラウンド等

2.4.1 堆積物

2.4.1.1 堆積物の除去

- 落葉、苔、泥等の堆積物を熊手等で除去し、運搬・集積を行い大型土のう袋に袋詰めする。

2.4.2 草、芝

2.4.2.1 除草、芝刈り

- 1.4.1.2 と同様に行う。

2.4.2.2 芝の深刈り

- 大型芝刈り機等が入れる場合、大型芝刈り機等により深刈りをする(設計図書に定められた値の回復可能な程度の薄い剥ぎ取り)。
- 大型芝刈り機等が入れない場合、ハンドガイド式芝刈り機等(ソッドカッター等)を用いて芝の深刈りをする(設計図書に定められた値程度)。
- ただし、ルートマット層を残す。
- 除去した芝を運搬・集積を行い大型土のう袋に袋詰めする。
- 段差部は覆土したうえ、目土(3～6mm程度)を行う。

2.4.2.3 草、芝の剥ぎ取り

- バックホウ等により、草、芝を剥ぎ取る(設計図書に定められた値程度)。
- 刈り取った草、芝を運搬・集積を行い、大型土のう袋へ袋詰めする。

2.4.2.4 芝張り

- 1.4.1.5と同様に行う。

2.4.3 砂利、碎石

2.4.3.1 砂利、碎石の高圧水洗浄

- 原則として吐出能力5MPa程度の能力を持った高圧洗浄機等を使用し、使用水量20リットル/㎡程度の高圧水で洗浄する。
- 砂利、碎石をバックホウ等を用いて集積し、水槽等に入れ、高圧水洗浄を行う。
- 水圧による土等の飛散を防止するために最初は低圧での洗浄を行い、洗浄水の流れや飛散状況を確認しつつ、徐々に圧力を上げて洗浄を行う。排水は、現場内または近傍の排水処理施設まで運搬する。

2.4.3.2 砂利、碎石の除去

- バックホウ等により砂利、碎石を均等に除去し(設計図書に定められた値程度)、集積を行い、大型土のう袋に袋詰めする。
- 現況における砂利、碎石の敷設厚さが5cmに満たない場合、その下部の土壌も含めて砂利、碎石及び表土を均等に除去し(設計図書に定められた値程度)、集積を行い、大型土のう袋に袋詰めする。

2.4.3.3 砂利、碎石の被覆

- 砂利、碎石を除去した場合は、従前と同じ種類の砂利、碎石により、バックホウ等により砂利、碎石をすくい、2.4.3.2の現況高さまで、おおむね従前と同じ程度に締固め被覆する。

2.4.4 土壌

2.4.4.1 排水口、軒下付近等の表土の除去

- 1.4.1.11と同様に行う。

2.4.4.2 表土の削り取り

- バックホウ等により表土を均等に削り取り(設計図書に定められた値程度)、集積を行い、大型土のう袋に袋詰めする。

2.4.4.3 土地表面の被覆

- 表土を除去した場合は、従前と同じ種類の土により、バックホウ等によりおおむね元の厚さまで被覆する。
- 表土の敷均し、整地を行い、2.4.4.2の従前と同じ高さまでおおむね従前と同じ程度に締固め被覆する。

2.4.4.4 天地返し

- 表層土をバックホウ等で設計図書に定められた値程度に均等に削り取り、ビニルシート等の上に仮置きをする。
- 下層土を設計図書に定められた値程度に均等に削り取り、表層土とは別の場所に仮置きをする。
- 表層土をスコップ等による人力またはバックホウ等により敷均した後、その上に、下層土を敷均し、整地を行い、現況高までおおむね従前と同じ程度に締固める。

2.4.5 植栽

2.4.5.1 樹木の根元付近等の表土の除去

- 1.4.1.11と同様に行う。

2.4.5.2 植栽の枝払い

- 1.4.1.12の「庭木や生垣」を「植栽」と読み替えて同様に行う。

2.4.5.3 支障木の伐採

- 1.4.1.13と同様に行う。

2.4.5.4 支障木の伐根

- 1.4.1.14と同様に行う。

2.4.6 舗装面

2.4.6.1 堆積物の除去

- 2.4.1.1と同様に行う。

2.4.6.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3と同様に行う。

2.4.6.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄

- 1.4.2.3と同様に行う。

2.4.6.4 削り取り

- 舗装面を路面切削機等を用いて、表面を削り取る(設計図書に定められた値程度)。
- 切削くずを回収し、大型土のう袋へ袋詰めする。

2.4.6.5 ブラスト

- 1.4.2.5と同様に行う。

2.4.6.6 超高压水洗浄

- 吐出能力 150MPa 以上の能力を持った超高压洗浄機等(洗浄水回収型)を用いて、舗装面を削り取る(設計図書に定められた値程度)。
- 洗浄水と同時に超高压洗浄によって発生した舗装の削り取りくずを洗浄水と共に回収する。

2.4.6.7 再舗装

- 舗装を削り取った場合に、元の舗装面と同様になるように、舗装を行う(国土交通省土木工事共通仕様書 第3編第2章第6節アスファルト舗装工の規定により行う。)

2.5 遊具等

2.5.1 遊具等

2.5.1.1 拭き取り、洗浄、削り取り

- 遊具の表面をブラシやウエス等で水洗いを行う。必要に応じて中性洗剤、酢酸等を使用する。
- 金属製遊具の接合部は高圧水洗浄を行う。金属製遊具の錆は、サンドペーパーやグラインダ等で削り落とした後で追加的な実施によっても表面汚染密度がおおむね低下しなくなる状態になるまで丁寧に拭き取る。
- 木製遊具は、ウエスやブラシ、サンドペーパー、電動工具等で木材表面を拭き取りあるいは研磨する。
- 拭き取りは、水等(洗剤、酢酸を含む。)によって湿らせたウエス等を用い、折りたたんだ各面を使用して追加的な実施によっても表面汚染密度がおおむね低下しなくなる状態になるまで丁寧に拭き取る。
- 汚染物質の再付着を防止するため、一拭きごとに新しい面で拭き取る。
- 拭き取りに使用したブラシやウエス、サンドペーパー等には、放射性セシウムが付着している可能性があるため、直接手で触れないようにする。

3. 公園（小）

3.1 屋根・屋上

3.1.1 屋根・屋上

3.1.1.1 堆積物の除去

- 1.1.1.1 と同様に行う。

3.1.1.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

3.1.1.3 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

3.1.1.4 高圧水洗浄

- 2.1.1.4 と同様に行う。

3.2 外壁・塀

3.2.1 外壁・塀

3.2.1.1 拭き取り

- 1.2.1.1 と同様に行う。

3.2.1.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

3.2.1.3 高圧水洗浄

- 2.2.1.3 と同様に行う。

3.3 雨樋

3.3.1 軒樋

3.3.1.1 堆積物の除去

- 1.3.1.1 と同様に行う。

3.3.1.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

3.3.1.3 高圧水洗浄

- 1.3.1.3 と同様に行う。

3.3.2 豎樋

3.3.2.1 高圧水洗浄

- 1.3.2.1 と同様に行う。

3.3.2.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

3.4 グラウンド等

3.4.1 堆積物

3.4.1.1 堆積物の除去

- 1.4.1.1 と同様に行う。

3.4.2 草、芝

3.4.2.1 除草、芝刈り

- 1.4.1.2 と同様に行う。

3.4.2.2 芝の深刈り

- 1.4.1.3 と同様に行う。

3.4.2.3 草、芝の剥ぎ取り

- 1.4.1.4 と同様に行う。

3.4.2.4 芝張り

- 1.4.1.5 と同様に行う。

3.4.3 砂利、碎石

3.4.3.1 砂利、碎石の高圧水洗浄

- 1.4.1.6 と同様に行う。

3.4.3.2 砂利、碎石の除去

- 1.4.1.7 と同様に行う。

3.4.3.3 砂利、碎石の被覆

- 1.4.1.8 と同様に行う。

3.4.4 土壌

3.4.4.1 表土の削り取り

- 1.4.1.9 と同様に行う。

3.4.4.2 土地表面の被覆

- 1.4.1.10 と同様に行う。

3.4.4.3 天地返し

- 1.4.1.15と同様に行う。

3.4.5 植栽

3.4.5.1 樹木の根元付近等の表土の除去

- 1.4.1.11と同様に行う。

3.4.5.2 植栽の枝払い

- 1.4.1.12の「庭木や生垣」を「植栽」と読み替えて同様に行う。

3.4.5.3 支障木の伐採

- 1.4.1.13と同様に行う。

3.4.5.4 支障木の伐根

- 1.4.1.14と同様に行う。

3.4.6 舗装面

3.4.6.1 堆積物の除去

- 1.4.1.1と同様に行う。

3.4.6.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3と同様に行う。

3.4.6.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄

- 1.4.2.3と同様に行う。

3.4.6.4 削り取り

- 1.4.2.4と同様に行う。

3.4.6.5 ブラスト

- 1.4.2.5と同様に行う。

3.5 遊具等

3.5.1 遊具等

3.5.1.1 拭き取り、洗浄、削り取り

- 2.5.1.1と同様に行う。

3.6 墓地

3.6.1 墓地(区画内)

3.6.1.1 拭き取り

- 墓石の拭き取りを 1.1.1.2 と同様に行う。

3.6.1.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

3.6.1.3 砂利、採石の高圧水洗浄

- 1.4.1.6 と同様に行う。

3.6.1.4 砂利、採石の除去

- 1.4.1.7 と同様に行う。

3.6.1.5 砂利、採石の被覆

- 1.4.1.8 と同様に行う。

4. 公園（大）

4.1 屋根・屋上

4.1.1 屋根・屋上

4.1.1.1 堆積物の除去

- 1.1.1.1 と同様に行う。

4.1.1.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

4.1.1.3 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

4.1.1.4 高圧水洗浄

- 2.1.1.4 と同様に行う。

4.2 外壁・塀

4.2.1 外壁・塀

4.2.1.1 拭き取り

- 1.2.1.1 と同様に行う。

4.2.1.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

4.2.1.3 高圧水洗浄

- 2.2.1.3 と同様に行う。

4.3 雨樋

4.3.1 軒樋

4.3.1.1 堆積物の除去

- 1.3.1.1 と同様に行う。

4.3.1.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

4.3.1.3 高圧水洗浄

- 1.3.1.3 と同様に行う。

4.3.2 縦樋

4.3.2.1 高圧水洗浄

- 1.3.2.1 と同様に行う。

4.3.2.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

4.4 グラウンド等

4.4.1 堆積物

4.4.1.1 堆積物の除去

- 2.4.1.1 と同様に行う。

4.4.2 草、芝

4.4.2.1 除草、芝刈り

- 1.4.1.2 と同様に行う。

4.4.2.2 芝の深刈り

- 2.4.2.2 と同様に行う。

4.4.2.3 草、芝の剥ぎ取り

- 2.4.2.3 と同様に行う。

4.4.2.4 芝張り

- 1.4.1.5 と同様に行う。

4.4.3 砂利、碎石

4.4.3.1 砂利、碎石の高圧水洗浄

- 2.4.3.1 と同様に行う。

4.4.3.2 砂利、碎石の除去

- 2.4.3.2 と同様に行う。

4.4.3.3 砂利、碎石の被覆

- 2.4.3.3 と同様に行う。

4.4.4 土壌

4.4.4.1 排水口、軒下付近等の表土の除去

- 1.4.1.11 と同様に行う。

4.4.4.2 表土の削り取り

- 2.4.4.2 と同様に行う。

4.4.4.3 土地表面の被覆

- 2.4.4.3 と同様に行う。

4.4.4.4 天地返し

- 2.4.4.4 と同様に行う。

4.4.5 植栽

4.4.5.1 樹木の根元付近等の表土の除去

- 1.4.1.11 と同様に行う。

4.4.5.2 植栽の枝払い

- 1.4.1.12 の「庭木や生垣」を「植栽」と読み替えて同様に行う。

4.4.5.3 支障木の伐採

- 1.4.1.13 と同様に行う。

4.4.5.4 支障木の伐根

- 1.4.1.14 と同様に行う。

4.4.6 舗装面

4.4.6.1 堆積物の除去

- 2.4.1.1 と同様に行う。

4.4.6.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

4.4.6.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄

- 1.4.2.3 と同様に行う。

4.4.6.4 削り取り

- 2.4.6.4 と同様に行う。

4.4.6.5 ブラスト

- 1.4.2.5 と同様に行う。

4.4.6.6 超高圧水洗浄

- 2.4.6.6 と同様に行う。

4.4.6.7 再舗装

- 2.4.6.7と同様に行う。

4.5 遊具等

4.5.1 遊具等

4.5.1.1 拭き取り、洗浄、削り取り

- 2.5.1.1と同様に行う。

5. 大型施設

5.1 屋根・屋上

5.1.1 屋根・屋上

5.1.1.1 堆積物の除去

- 1.1.1.1 と同様に行う。

5.1.1.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

5.1.1.3 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

5.1.1.4 高圧水洗浄

- 2.1.1.4 と同様に行う。

5.2 外壁・塀

5.2.1 外壁・塀

5.2.1.1 拭き取り

- 1.2.1.1 と同様に行う。

5.2.1.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

5.2.1.3 高圧水洗浄

- 2.2.1.3 と同様に行う。

5.3 雨樋

5.3.1 軒樋

5.3.1.1 堆積物の除去

- 1.3.1.1 と同様に行う。

5.3.1.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う。

5.3.1.3 高圧水洗浄

- 1.3.1.3 と同様に行う。

5.3.2 縦樋

5.3.2.1 高圧水洗浄

- 1.3.2.1 と同様に行う。

5.3.2.2 拭き取り

- 1.1.1.2 と同様に行う

5.4 グラウンド等

5.4.1 堆積物

5.4.1.1 堆積物の除去

- 2.4.1.1 と同様に行う。

5.4.2 草、芝

5.4.2.1 除草、芝刈り

- 1.4.1.2 と同様に行う。

5.4.2.2 芝の深刈り

- 2.4.2.2 と同様に行う。

5.4.2.3 草、芝の剥ぎ取り

- 2.4.2.3 と同様に行う。

5.4.2.4 芝張り

- 1.4.1.5 と同様に行う。

5.4.3 砂利、碎石

5.4.3.1 砂利、碎石の高圧水洗浄

- 2.4.3.1 と同様に行う。

5.4.3.2 砂利、碎石の除去

- 2.4.3.2 と同様に行う。

5.4.3.3 砂利、碎石の被覆

- 2.4.3.3 と同様に行う。

5.4.4 土壌

5.4.4.1 排水口、軒下付近等の表土の除去

- 1.4.1.11 と同様に行う。

5.4.4.2 表土の削り取り

- 2.4.4.2 と同様に行う。

5.4.4.3 土地表面の被覆

- 2.4.4.3 と同様に行う。

5.4.4.4 天地返し

- 2.4.4.4 と同様に行う。

5.4.5 植栽

5.4.5.1 樹木の根元付近等の表土の除去

- 1.4.1.11 と同様に行う。

5.4.5.2 植栽の枝払い

- 1.4.1.12 の「庭木や生垣」を「植栽」と読み替えて同様に行う。

5.4.5.3 支障木の伐採

- 1.4.1.13 と同様に行う。

5.4.5.4 支障木の伐根

- 1.4.1.14 と同様に行う。

5.4.6 駐車場(コンクリート、アスファルト)

5.4.6.1 堆積物の除去

- 2.4.1.1 と同様に行う。

5.4.6.2 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

5.4.6.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄

- 1.4.2.3 と同様に行う。

5.4.6.4 削り取り

- 2.4.6.4 と同様に行う。

5.4.6.5 ブラスト

- 1.4.2.5 と同様に行う。

5.4.6.6 超高圧水洗浄

- 2.4.6.6 と同様に行う。

5.4.6.7 再舗装

- 2.4.6.7と同様に行う。

5.5 遊具等

5.5.1 遊具等

5.5.1.1 拭き取り、洗浄、削り取り

- 2.5.1.1と同様に行う。

6. 道路

【留意事項】

- ・ 除染作業時に通行止めができない場合は、交通誘導員等を配置するなど十分な安全管理を行う。

6.1 舗装された道路

6.1.1 堆積物

6.1.1.1 堆積物の除去

- 2.4.1.1 と同様に行う。

6.1.2 道路・歩道

6.1.2.1 吸引式高圧洗浄機による洗浄

- 2.4.6.3 と同様に行う。

6.1.2.2 削り取り

- 2.4.6.4 と同様に行う。

6.1.2.3 ブラスト

- 1.4.2.5 と同様に行う。

6.1.2.4 超高圧水洗浄

- 2.4.6.6 と同様に行う。

6.1.2.5 再舗装

- 2.4.6.7 と同様に行う。

6.1.2.6 路面清掃車による清掃

- 除染作業着手前の準備作業または維持管理のために路面清掃車等による清掃を行う。

6.2 未舗装の道路

6.2.1 道路表面(土壌)

6.2.1.1(1) 除草

- 1.4.1.2 と同様に行う。

6.2.1.1(2) 堆積物の除去

- 2.4.1.1 と同様に行う。

6.2.1.2 表土の削り取り

- バックホウ等により表土を均等になるように削り取り(地表面より設計図書に定められた値程度)、集積を行い、大型土のう袋に袋詰めする。

6.2.1.3 土地表面の被覆

- 表土を除去した場合は、従前と同じ種類の土により、バックホウ等によりおおむね元の厚さまで被覆する。
- 表土の敷均し、整地を行い、6.2.1.2 の現況のおおむね同じ高さまで従前と同じ程度に締固め被覆する。

6.2.1.4 天地返し

- 2.4.4.4 と同様に行う。

6.2.2 道路表面(砂利、碎石道路)

6.2.2.1(1) 除草

- 1.4.1.2 と同様に行う。

6.2.2.1(2) 堆積物の除去

- 2.4.1.1 と同様に行う。

6.2.2.2 砂利、碎石の高圧水洗浄

- 2.4.3.1 と同様に行う。

6.2.2.3 砂利、碎石の除去

- バックホウ等により砂利・碎石を均等になるように削り取り(最大高から設計図書に定められた値程度)、集積を行い、大型土のう袋に袋詰めする。

6.2.2.4 砂利、碎石の被覆

- 砂利、碎石を除去した場合は、従前と同じ種類の材料により、バックホウ等によりおおむね元の厚さまで被覆する。
- 砂利、碎石の敷均し、整正を行い、6.2.2.3 の現況の高さまでおおむね従前と同じ程度に締固め被覆する。

6.3 ガードレール

6.3.1 ガードレール

6.3.1.1 ブラシ洗浄

- 1.1.1.3 と同様に行う。

6.3.1.2 高圧水洗浄

- 2.2.1.3 と同様に行う。

6.3.1.3 拭き取り

- 1.2.1.1 と同様に行う。

6.4 側溝等

6.4.1 側溝等

6.4.1.1 底質の除去等

- 除去しやすい落葉、苔、泥等の堆積物をあらかじめスコップ等を用いて除去する。
- 側溝のコンクリートの目地が深い場合、へら等を用いて目地の堆積物を除去する。
- 吐出圧 14MPa 程度の能力を持った排水管清掃車等を使用し、使用水量 20 リットル/㎡程度の水で洗浄し、排水は回収する。
- 除去した堆積物は大型土のう袋に袋詰めする。また回収した排水は、現場内または近傍の排水処理施設まで運搬する。
- 飛散防止のため、建物が隣接している場合は、養生を行う。

6.5 歩道橋

6.5.1 歩道橋

6.5.1.1 堆積物の除去

- 1.1.1.1 と同様に行う。

6.5.1.2 高圧水洗浄

- 高圧水洗浄は、歩道橋の階段及び通路部分に行う。
- 1.4.2.3 と同様に行う。

6.5.1.3 拭き取り

- 拭き取りは、歩道橋の手摺りに行う。
- 1.1.1.2 と同様に行う。

6.5.1.4 ブラシ洗浄

- ブラシ洗浄は、歩道橋の手摺りに行う。
- 1.1.1.3 と同様に行う。

6.6 街路樹

6.6.1 堆積物

6.6.1.1 堆積物の除去

- 1.4.1.1 と同様に行う。

6.6.2 草

6.6.2.1 除草、芝刈り

- 1.4.1.2 と同様に行う。

6.6.3 街路樹

6.6.3.1 街路樹の根元付近等の表土の除去

- 1.4.1.11 と同様に行う。

6.6.3.2 街路樹の枝払い

- 1.4.1.12 の「庭木や生垣」を「街路樹」と読み替えて同様に行う。

7. 法面

【留意事項】

- ・ 切土法面を除染する際には、ラス網の状況を確認して施工する。
- ・ 長大法面の場合は、周辺利用状況等を考慮し、生活圏から 20m程度の範囲を施工範囲とする。
- ・ 植生工は、道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成 21 年 6 月(社)日本道路協会)により適切な工法を選択する。

7.1 法面

7.1.1 草、落葉、堆積物

7.1.1.1 草、落葉、堆積物の除去

- 堆積物の除去に先立ち、作業の支障となる雑草を肩掛け式草刈り機等または人力により、除草、刈払を行う。
- 落葉、苔、泥等の堆積物を熊手等で除去し、運搬・集積を行い、大型土のう袋に袋詰めする。

8. 農地

【留意事項】

- ・ 反転耕では、地下水位に留意して実施する。
- ・ 土壌攪拌では、周辺の側道等へ飛散させないように注意するとともに、釜場への濁水の強制排水の際の漏洩防止に留意する。
- ・ 耕起等の際には除礫作業が発生しないよう耕起深度に留意すること。
- ・ 石礫が確認された場合は監督職員に報告し、監督職員の指示に従うものとする。

8.1 水田

8.1.1 草

8.1.1.1(1) 人力除草

- 肩掛け式草刈機等を使用し、水田の除草を行う。

8.1.1.1(2) 機械除草

- 農用トラクタ等を使用し、水田の除草を行う。

8.1.1.1(3) 除草した草類の集積

- 集草機、草刈梱包機械等を使用し集積を行う。

8.1.1.1(4) 土のう袋への袋詰め

- 人力により除去物を大型土のう袋に袋詰めする。

8.1.1.1(5) 現場内の小運搬

- キャリアダンプ等を使用し、大型土のう袋の小運搬を行う。

8.1.1.1(6) 除草の集草

- 機械による集草が困難となる農地にて、除去物(草類)を熊手等を使用し人力で集積する。

8.1.2 土壌

8.1.2.1(1) 不陸整正

- 振動ローラ等を使用し、表土の不陸を整正する。

8.1.2.1(2) 表面固化材散布

- 固化材を混合した溶液を種子吹付機等を使用して散布し、表面土壌が十分に固化したことを確認する。なお、溶液中の固化材量は 15t/ha、固化厚は 2～3cm、養生期間は 7 日間(連続無降水日数)を想定している。
- 溶液に使用する水は、あらかじめ放射性物質が未検出であることを確認しなければならない。

8.1.2.2(1)-①、8.1.2.2(1)-② バックホウによる表土の削り取り(標準工法)

- バックホウ等を使用し、表土の削り取りを行う(設計図書に定められた値程度)。

8.1.2.2-(1)-③ 土のう袋への袋詰め

- バックホウ等を使用して集積し、大型土のう袋への袋詰めを行う。

8.1.2.2-(1)-④ 小運搬

- クレーン機能付きバックホウ等を用いて積み込みを実施し、不整地運搬車等を使用して現場内の小運搬を行う。

8.1.2.2-(2)-① バックホウによる表土の削り取り(汚泥吸排車使用)

- バックホウ、汚泥吸排車等を使用し、表土の削り取りを行う(設計図書に定められた値程度)。

8.1.2.2-(2)-② 土のう袋への袋詰め

- クレーン機能付きバックホウ等を使用して集積し、大型土のう袋への袋詰めを行う。

8.1.2.2-(2)-③ 小運搬

- 8.1.2.2-(1)-④と同様に行う。

8.1.2.2-(3)-① ベルトコンベアー内蔵型削り取り機による表土の削り取り

- ベルトコンベアー内蔵型削り取り機等を使用して表土の削り取りを行い(設計図書に定められた値程度)、除去物を不整地運搬車等に積み込み運搬する。

8.1.2.2-(3)-② 土のう袋への袋詰め

- 8.1.2.2-(3)-①により削り取った除去物を集積し、大型土のう袋への袋詰めを行う。

8.1.2.2-(3)-③ 小運搬

- 8.1.2.2-(1)-④と同様に行う。

8.1.2.2-(4)-① 牽引式削り取り機による表土の削り取り

- 牽引式削り取り機等を使用して表土の削り取りを行い(設計図書に定められた値程度)、除去物を不整地運搬車に積み込み運搬する。

8.1.2.2-(4)-② 土のう袋への袋詰め

- 8.1.2.2-(4)-①により削り取った除去物を運搬・集積し、大型土のう袋への袋詰めを行う。

8.1.2.2-(4)-③ 小運搬

- 8.1.2.2-(1)-④と同様に行う。

8.1.2.3 (削除)

8.1.2.4-(1) 反転耕(耕起 30cm)

- プラウ付きトラクタにより、耕起深さ 30cm 程度にて反転耕起を1回行う。

8.1.2.4-(2) 反転耕(耕起 45cm)

- プラウ付きトラクタにより、耕起深さ 45cm 程度にて反転耕起を1回行う。

8.1.2.4-(3) 基盤整地

- 反転耕起後ディスクハロー、レーザーレベラー等を使用し、反転した土壌を砕いて均平にし、ほ場内の基盤整地を行う。

8.1.2.5 深耕(手押し、乗用)

- 深耕用ロータリーティラー等を使用して、耕深(設計図書に定められた値程度)を目標に耕うん・攪拌し、ほ場を深く耕す。

8.1.2.6 客土

- 土壌の削り取り後、重機を用いてほ場に客土を行い、敷均し、整地しておおむね現況と同じ高さまで復旧する。
- 客土の品質については、監督職員と協議して決める。
- 客土材は、使用前に見本等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

8.1.2.7-(1) 地力回復(土壌改良材散布)

- 散布装置をトラクタ等で牽引しながら土壌改良材を、散布する。
- 土壌改良材は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)の規定に基づき、土壌の理化学性、生物性を総合的に改良し、土壌生産力を高める機能を有しなければならないものとする。
- 土壌改良材は、使用前に試験成績表を監督職員に提出して承諾を得なければならない。
- 耕起は、監督員が別途指示する土壌改良材、無機肥料等を所定の量散布した後、実施すること。

8.1.2.7-(2) 地力回復(ゼオライト散布)

- 8.1.2.7-(1)と同様に行う。ただし、土壌改良材の代わりにゼオライトを散布する。

8.1.2.7-(3) 2回耕起

- 地力回復資材等を散布した後等においてロータリー等を使用して耕うん・攪拌を行う。
- 耕うん・攪拌は2回を標準とする。
- 試験施工において測定した耕土厚及び石礫層の深度を基に監督職員と協議し、除礫作業が発生しないよう耕起厚を設定する。

8.1.2.8 天地返し

- 2.4.4.4と同様に行う。

8.1.3 柳の刈倒し～除根

8.1.3.1(1) 刈倒し・破碎

- シュレッダー等により柳(葉・枝・幹)、草の刈倒し及び破碎を行う。
- 破碎材を収集し、ロールベアラー等で梱包する。
- 梱包した破碎材を運搬・集積し、大型土のう袋へ袋詰めを行う。

8.1.3.1(2) 伐根・除根

- 柳の根を掘り起こし、根土分離を行う。
- ふるい分けした除去物(根)を不整地運搬車等に積込み、運搬・集積を行う。

8.1.4 柳の引抜き

8.1.4.1 掘み装置付きバックホウによる柳の引き抜き・集積

- 掘み装置付きバックホウ等により柳(葉・枝・幹・根)の引き抜きを行う。
- 引き抜いた除去物(葉・枝・幹・根)を不整地運搬車等に積込み、運搬・集積を行う。

8.1.5 竹類の全伐処理

8.1.5.1 竹類の全伐

- 竹類をチェーンソー等により伐採し、枝払い・玉切を行う。
- 伐採した除去物(葉・枝・幹)を不整地運搬車等に積込み、運搬・集積を行う。
- 竹の地下茎を掘り起こし、根土分離を行う。
- ふるい分けした除去物(根)を不整地運搬車等に積込み、運搬・集積を行う。
- 掘り起こし箇所を埋め戻し、整地、転圧を行う。

8.1.6 支障木の処理

8.1.6.1 支障木の伐採

- 1.4.1.13と同様に行う。

8.1.6.2 支障木の伐根

- 1.4.1.14と同様に行う。

8.1.7 石礫除去

8.1.7.1(1) 石礫除去(人力)

- 圃場面に露出している5 cm～35 cm程度の石礫を人力で採取し、不整地運搬車に積込んで集積場まで運搬し、仮置きする。

8.1.7.1(2) 石礫除去(機械)

- 除礫用機械(ストーンローダー0.4 m³級)により石礫を採取し、圃場に仮置きする。

8.1.7.1-(3) 土のう袋への袋詰め

- 8.1.2.2-(1)-③と同様に行う。

8.1.7.1-(4) 小運搬

- 8.1.2.2-(1)-④と同様に行う。

8.2 畑

8.2.1 草

8.2.1.1 人力除草、機械除草、除草した草類の集積、土のう袋への袋詰め、現場内の小運搬

- 8.1.1.1-(1)～8.1.1.1-(5)と同様に行う。

8.2.2 土壌

8.2.2.1 不陸整正、表面固化材散布

- 8.1.2.1-(1)、8.1.2.1-(2)と同様に行う。

8.2.2.2-(1) バックホウ等による表土の削り取り(標準工法)、土のう袋への袋詰め、小運搬

- 8.1.2.2-(1)-①～8.1.2.2-(1)-④と同様に行う。

8.2.2.2-(2) バックホウ等による表土の削り取り(汚泥吸排車使用)、土のう袋への袋詰め、小運搬

- 8.1.2.2-(2)-①～8.1.2.2-(2)-③と同様に行う。

8.2.2.2-(3) ベルトコンベアー内蔵型削り取り機による表土の削り取り、土のう袋への袋詰め、小運搬

- 8.1.2.2-(3)-①～8.1.2.2-(3)-③と同様に行う。

8.2.2.2-(4) 牽引式削り取り機による表土の削り取り、土のう袋への袋詰め、小運搬

- 8.1.2.2-(4)-①～8.1.2.2-(4)-③と同様に行う。

8.2.2.3 (削除)

8.2.2.4 反転耕、基盤整地

- 8.1.2.4-(1)～8.1.2.4-(3)と同様に行う。

8.2.2.5 深耕

- 8.1.2.5と同様に行う。

8.2.2.6 客土

- 8.1.2.6と同様に行う。

8.2.2.7 地力回復(土壌改良材散布、ゼオライト散布)、2回耕起

- 8.1.2.7-(1)～8.1.2.7-(3)と同様に行う。

8.2.2.8 天地返し

- 2.4.4.4と同様に行う。

8.2.3 柳の刈倒し～除根

8.2.3.1-(1) 刈倒し・破砕

- 8.1.3.1-(1)と同様に行う。

8.2.3.1-(2) 伐根・除根

- 8.1.3.1-(2)と同様に行う。

8.2.4 柳の引抜き～集積

8.2.4.1 掴み装置付きバックホウ等による柳の引き抜き・集積

- 8.1.4.1と同様に行う。

8.2.5 竹類の全伐処理

8.2.5.1 竹類の全伐

- 8.1.5.1と同様に行う。

8.2.6 支障木の処理

8.2.6.1 支障木の伐採

- 1.4.1.13と同様に行う。

8.2.6.2 支障木の伐根

- 1.4.1.14と同様に行う。

8.2.7 石礫除去

8.2.7.1-(1) 石礫除去(人力)

- 8.1.7.1-(1)と同様に行う。

8.2.7.1-(2) 石礫除去(機械)

- 8.1.7.1-(2)と同様に行う。

8.2.7.1-(3) 土のう袋への袋詰め

- 8.1.2.2-(1)-③と同様に行う。

8.2.7.1-(4) 小運搬

- 8.1.2.2-(1)-④と同様に行う。

8.3 牧草地

8.3.1 草

8.3.1.1(1) 除草

- トラクター等により牧草地の除草を行う。
- 除去した草は集草し、ロールベアラー等で梱包する。
- ロールベールにした後、運搬・集積を行う。
- 除草剤を散布する。

8.3.1.1(2) 土のう袋への袋詰め

- 8.1.1.1(4)と同様に行う。

8.3.1.1(3) 現場内の小運搬

- 8.1.1.1(5)と同様に行う。

8.3.1.2 緑化基盤材の吹付

- 種子吹付機等(客土用)を用い緑化基盤材の吹付により原状回復を行う。

8.3.1.3(1) 播種(散布)

- トラクター等を使用し、従前の牧草種子の播種を行い、地力回復のための施肥を行う。

8.3.1.3(2) 播種(鎮圧)

- トラクター等を使用し、鎮圧を行う。

8.3.2 土壌

8.3.2.1 バックホウによる表土の削り取り、土のう袋への袋詰め、小運搬

- 8.1.2.2(1)-①～8.1.2.2(1)-④と同様に行う。

8.3.2.2 反転耕、基盤整地

- 8.1.2.4(1)～8.1.2.4(3)と同様に行う。

8.3.2.3 深耕

- 8.1.2.5と同様に行う。

8.3.2.4 客土

- 8.1.2.6と同様に行う。

8.3.2.5 地力回復(土壌改良材散布、ゼオライト散布)、2回耕起

- 8.1.2.7(1)～8.1.2.7(3)と同様に行う。

8.3.2.6 石礫破碎

- トラクタにストーンクラッシャー等を付け、ほ場内の石礫を破碎する。

8.4 水路

8.4.1 水路

8.4.1.1-(1) 底質の除去等(土砂上げ)

- 除去しやすい落葉、苔、泥等の堆積物をスコップ等を用いて除去する。

8.4.1.1-(2) 底質の除去等(土のう袋への袋詰め)

- 人力により、大型土のう袋に袋詰めする。

8.4.1.1-(3) 小運搬

- 8.1.2.2-(1)-④と同様に行う。

8.5 畦畔

8.5.1 畦畔

8.5.1.1-(1) 堆積物の除去

- 1.4.1.1と同様に行う。

8.5.1.1-(2) 除草

- 1.4.1.2と同様に行う。

8.5.1.2-(1) 表土の削り取り

- バックホウ等により表土を均等に削り取る(設計図書に定められた値程度)。

8.5.1.2-(2) 土のう袋への袋詰め

- クレーン機能付きバックホウ等を使用し、大型土のう袋に袋詰めする。

8.5.1.2-(3) 小運搬

- 8.1.2.2-(1)-④と同様に行う。

8.5.1.3 畦畔復旧

- 畦畔の削り取り後、重機を用い客土を行い畦畔を築立し、法面を仕上げる。畦畔については、原則として現況の最も高い田面を基準として設計図書に定められた値以上の高さを確保して復旧する。なお、基準高については監督職員と協議すること。
- 畦畔築立材料の使用については、監督職員と協議して決める。
- 畦畔築立において、盛土材は湛水に支障が生じないように締め固める。

9. 草地、芝地

9.1 灌木（密）

9.1.1 灌木（密）

9.1.1.1 刈払

- 判定基準:灌木の密生度が 10 m²に 5 本または 4 m²に 2 本以上
- 雑草、灌木等を、チェーンソー等により刈払を行い、運搬・集積し大型土のう袋に袋詰めする。
- 刈り払った灌木等でそのまま運搬・集積、袋詰めできないものについては、裁断し大型土のう袋に袋詰めする。

9.2 灌木（粗）

9.2.1 灌木（粗）

9.2.1.1 刈払

- 判定基準:灌木の密生度が 10 m²に 5 本未満
- 雑草、灌木等を、肩掛け式草刈機等により刈払を行い、運搬・集積し大型土のう袋に袋詰めする。

9.3 竹類の間伐

9.3.1 竹類の間伐

9.3.1.1 竹類の間伐処理

- チェーンソー等により間伐し、枝払い・玉切を行う。
- 伐採した竹(葉・枝・幹)を人力により、運搬・集積を行う。

10. 果樹園

10.1 果樹園

10.1.1 堆積物

10.1.1.1 堆積物の除去

- 2.4.1.1と同様に行う。

10.1.2 草

10.1.2.1 除草

- 1.4.1.2と同様に行う。

10.1.3 果樹

10.1.3.1 粗皮の剥ぎ取り

- 主幹部と主枝の上部及び側部を中心に粗皮を剥ぎ取る。
- 専用の削り器具等を使用し、古くなった粗皮をかき落とすように剥ぎ取る。
- 除去物は、集積を行い、大型土のう袋に袋詰めする。

10.1.3.2 樹皮の高圧水洗浄

- 高圧洗浄機等により樹皮を洗浄する。

10.1.3.3 果樹の剪定

- 放射性セシウムが直接付着したと考えられる旧枝を剪定する。
- 旧枝と葉や果実の接触をできるだけ回避するため、枝の重なりがないよう側枝を配置する。
- 大型化した側枝は、間引き剪定により更新する。
- 一般の側枝は、各樹種の特長や枝の着生状況に応じて、適宜間引き剪定と切り戻し剪定を選択し、更新する。
- 根を傷めないように、落枝、落葉、腐葉土、土壌を鋤簾等で掻き取るように剥ぎ取り、運搬・集積を行い、大型土のう袋に袋詰めする。大型土のう袋に詰められない長さのものは、詰められるように裁断し、袋詰めする。

10.1.3.4 支障木の伐採

- 1.4.1.13と同様に行う。

10.1.3.5 支障木の伐根

- 1.4.1.14と同様に行う。

10.1.4 土壌

10.1.4.1 表土の削り取り

- 樹体、根を傷つけないように削り取る部分を決める。
- バックホウ等を使用し、表土の削り取りを行う(設計図書に定められた値程度)。

- 除去物は、集積を行い、大型土のう袋等に袋詰めする。

10.1.4.2 客土

- 8.1.2.6 と同様に行う。

11. 森林

11.1 常緑針葉樹

11.1.1 堆積有機物

11.1.1.1-⑴、11.1.1.1-⑵、11.1.1.1-⑶ 堆積有機物の除去(スギ・ヒノキ・アカマツ等)

- 表面から5cm程度を目安に、落葉、落枝等を熊手等でかき集め、運搬・集積を行い、大型土のう袋に袋詰めする。ただし、鉍質土層(土壌の主要構成物質が無機質である土層)が露出しない程度に除去することとする。
- 落枝等でそのまま運搬・集積、袋詰めできないものについては、裁断し、袋詰めする。
- 急斜面のために、一般的な安全対策では作業安全を確保し難い場合は、土地の状況に応じて、作業実施時の安全対策を強化しなければならない。

11.1.1.1-⑷ 堆積有機物の除去(非管理地)

- 表面から10cm超程度を目安に、落葉、落枝等を熊手等でかき集め、運搬・集積を行い大型土のう袋に袋詰めする。ただし、鉍質土層(土壌の主要構成物質が無機質である土層)が露出しない程度に除去することとする。
- 落枝等でそのまま運搬・集積、袋詰めできないものについては、裁断し、袋詰めする。
- 急斜面のために、一般的な安全対策では作業安全を確保し難い場合は、土地の状況に応じて、作業実施時の安全対策を強化しなければならない。

11.1.1.1-⑸ 切り捨て材の整理

- 森林に残置された腐朽していない伐り捨て材については、林縁部に集積する。

11.1.2 土壌

11.1.2.1 再拡散防止(土のう積み)

- 急斜面の落葉の除去を行う場合等には、土壌の流出防止を図るため、林縁部に土のう積みを行う。
- 土のうは、特段の指示がない限り小口を正面にして積む。
- 使用する土のう袋は、48×62cm(麻袋)を標準とし、仕上がり寸法は、50cm×40cm×10cmを目安とする。

11.1.2.2 再拡散防止(板柵)

- 急斜面の落葉の除去を行う場合等には、土壌の流出防止を図るため、大ヌキ及び小杭(止杭)等を使用し、林縁部に高さ10cm程度の板柵を設置する。

11.1.3 樹木

11.1.3.1 枝打ち、切り枝回収(スギ・ヒノキ・アカマツ等)

- III齢級以上の常緑針葉樹林(スギ・ヒノキ等)は、林縁部から5m程度(1~2列)の範囲の立木について、地上高4m程度までの枝を鋸等により切り落とす。ただし、樹冠の長さが元の半分程度以下にならないようにする。また、建築物を枝葉で相当程度覆いかぶさっている同種の立木については、当該枝を鋸等により切り落とす。

切り落とした枝は長さ 2m以内に切りそろえ直径 30cm 程度の粗朶となるよう紐等で結束するか、大型土のう袋に袋詰めし、林縁部に運搬・集積する。そのまま大型土のう袋に詰められないものについては、詰められるよう裁断し、袋詰めする。

11.1.4 下刈り

11.1.4.1 下草・灌木刈払い

- 肩掛け式草刈機等により下草、灌木等の刈払いを行い、切り枝、落ち枝等がある場合はあわせて林縁部に集積した後、大型土のう袋に袋詰めする。大型土のう袋に詰められないものについては、詰められるように裁断して袋詰めするか、長さ 2m以内に切りそろえ直径 30cm 程度の粗朶となるよう紐等で結束し、林縁部に運搬・集積する。

11.1.5 堆積有機物残渣の除去

11.1.5.1 堆積有機物残渣の除去

- 堆積有機物を除去した後に堆積有機物残渣が残る箇所にあたっては、再度、堆積有機物残渣を熊手等でかき集め、大型土のう袋に袋詰めする。堆積有機物の除去と同様に、鉍質土層(土壌の主要構成物質が無機質である土層)が露出しない程度に除去する。

11.2 落葉広葉樹等

11.2.1 堆積有機物

11.2.1.1 堆積有機物の除去(ナラ等)

- 11.1.1.1-(1)、11.1.1.1-(2)、11.1.1.1-(3)と同様に行う。

11.2.1.2 堆積有機物の除去(非管理地)

- 11.1.1.1-(4)と同様に行う。

11.2.2 土壌

11.2.2.1 再拡散防止(土のう積み)

- 11.1.2.1と同様に行う。

11.2.2.2 再拡散防止(板柵)

- 11.1.2.2と同様に行う。

11.2.3 樹木

11.2.3.1 粗朶結束

- 落ち枝等は長さ 2m以内に切りそろえ直径 30cm 程度の粗朶となるよう紐等で結束するか、大型土のう袋に袋詰めし、林縁部に運搬・集積する。そのまま大型土のう袋に詰められないものについては、詰められるように裁断し、袋詰めする。

11.2.4 下刈り

11.2.4.1 下草・灌木刈払い

- 11.1.4.1と同様に行う。

11.2.5 堆積有機物残渣の除去

11.2.5.1 堆積有機物残渣の除去

- 11.1.5.1と同様に行う。

11.3 雑木林

11.3.1 堆積有機物

11.3.1.1 堆積有機物の除去

- 11.1.1.1-(1)、11.1.1.1-(2)、11.1.1.1-(3)と同様に行う。

11.3.1.2 堆積有機物の除去(非管理地)

- 11.1.1.1-(4)と同様に行う。

11.3.2 土壌

11.3.2.1 再拡散防止(土のう積み)

- 11.1.2.1と同様に行う。

11.3.2.2 再拡散防止(板柵)

- 11.1.2.2と同様に行う。

11.3.3 樹木

11.3.3.1 粗朶結束

- 11.2.3.1と同様に行う。

11.3.4 下刈り

11.3.4.1 下草・灌木刈払い

- 11.1.4.1と同様に行う。

11.3.5 堆積有機物残渣の除去

11.3.5.1 堆積有機物残渣の除去

- 11.1.5.1と同様に行う。

1 2. (削除)

13. 仮置場等の設置

【留意事項】

- ・ 仮置場等の設置及び保全・管理は除染関係ガイドライン第4編(除去土壌の保管に係るガイドライン)、廃棄物関係ガイドライン第2版(平成25年3月環境省編)及び監督職員が指示する規定に従って必要な措置等を行い、地震、風雨、日照等に対して、機能を損なわない構造にしなければならない。
- ・ 点検、計測、補修等を行った際には、その結果を記録しなければならない。
- ・ 上記の他、別途監督職員の指示に従い、必要な措置を行わなければならない。
- ・ 除去土壌等がその他のものと混合する恐れがない構造としなければならない。
- ・ 仮置場等においては、除去土壌等の搬入・設置、温度計の設置が完了し、上部工(上部シート、放熱管(ガス抜き管)、ガス抜き口の設置、端部処理)が施され、作業通路に囲まれた単位を「保管物設置場所」とする。

13.1 仮置場等造成工(地上型)

13.1.1 仮置場等造成

13.1.1.1 保管場所地下水調査

- 保管物からの浸出水が万一漏出した場合には一帯の地下水への影響が懸念されることから、地下水監視孔(深さ10m程度)を設置する。
- 地下水をサンプリングし、検査分析を行う。

13.1.1.2 除草

- 土地の状況に応じ、仮置場等となる場所の除草等を1.4.1.2と同様に行う。

13.1.1.3 灌木(密)の刈払

- 土地の状況に応じ、仮置場等となる場所の雑草、灌木等の刈払を9.1.1.1と同様に行う。

13.1.1.4 灌木(粗)の刈払

- 土地の状況に応じ、仮置場等となる場所の雑草、灌木等の刈払を9.2.1.1と同様に行う。

13.1.1.5-(1) 伐木除根(伐木作業)

- 土地の状況に応じ、仮置場等となる場所の木を伐採する。

13.1.1.5-(2) 伐木除根(除根作業)

- 土地の状況に応じ、レーキドーザー等を使用し、伐採木の根を除根する。

13.1.1.5-(3) 伐木除根(集積作業)

- 土地の状況に応じ、レーキドーザー等を使用し、伐採木の集積を行う。

13.1.1.6 (削除)

13.1.1.7 (削除)

13.1.1.8 砂利、碎石の被覆

- 取り付け道路等の状況に応じ、砂利、碎石の被覆を 2.4.3.3 と同様に行う。

13.1.1.9(1) 下部シート(下層保護マット+遮水シート+上層保護マット、保護マット)設置

- 除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合、仮置場等となる場所の伐採・除根・整地を終えた後に、保護マットで上下から挟んだ遮水シートを敷設する。
- 遮水シートは、合成ゴム・合成樹脂系遮水シート、非補強タイプの中弾性タイプに分類されるシートのうち、溶着性・機械的強度・耐候性・耐久性に優れており、日本遮水工協会が遮水シートの自主基準値として定めている基本特性値及び耐久性に係わる特性値を満足する製品とする。
- 製品同士の接合は熱溶着による接合のみを可とする。
- 遮水シートの重ね代は、10cm 以上とする。
- 除去土壌等を防水性又は遮水性を有する容器に充填する場合、保護マットを敷設する。

13.1.1.9(2) 保護層(集水補助層)設置

- 下部シート保護のために、下部シートの上部に設計図書に定められた値程度の保護層を山砂等で設置する。

13.1.1.9(3) 上部シート(遮水シート、通気性防水シート、遮光シート、複合シート)設置

- 除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合、可燃物設置場所については通気性防水シートと遮水シートを組み合わせたもの(通気性防水シートと遮水シートを工場にて溶着したシートであり、両端が遮水シートとなっているもの。複合シートと呼ぶ。)を用い、不燃物設置場所については遮水シートもしくは通気性防水シートを用いて除去土壌等または遮へい材が入った大型土のう袋等を覆う。なお、景観に配慮し、周辺環境に馴染む色を使用する。
- 中間貯蔵施設への輸送計画が決定しており、ごく短期間の仮置きである場合は監督職員との協議により対応を決定する。
- 通気性防水シートは、遮水性とガス透過性の両機能を備えるシートとする。日本遮水工協会が保護用マット(不織布及び複合材)の自主基準値として定めている特性値を満足し、透湿度(JIS L 1099 A-1 法)において $2,500(\text{g}/\text{m}^2 \cdot 24\text{H})$ を、かつ、耐水度(JIS L 1092 低圧耐水度)において $1,000(\text{mmH}_2\text{O})$ を満足する製品とする。
- 遮水シートは、下部シートと同等のものを使用する。
- 除去土壌等を防水性又は遮水性を有する容器に充填する場合、監督職員の指示により遮光シートを使用する場合は、遮光シートは遮光性・引張強さ・貫入抵抗に優れた短繊維不織布製品であって、材質は合成繊維及び合成樹脂とし、目付量 $1,500\text{g}/\text{m}^2$ 以上を満たす製品とする。品質強度は引張強度 $500\text{N}/5\text{cm}$ 以上、貫入抵抗 500N 以上、遮光性については 95% 以上とする。耐候性については、WS 型促進暴露試験 $1,000\text{hr}$ 後の貫入抵抗 500N 以上とする。また、遮光シートの表面色は景観効果を与える緑色とする。
- 現場での製品同士の接合は、遮水シート同士または遮光シート同士の熱溶着による接合を原則とし、遮水シートと通気性防水シートの接合は行わない。

13.1.1.10 浸出水集排水溝、集排水管設置

- 除去土壌等からしみ出す水を集排水するための浸出水集排水溝を設置する。
- 浸出水集排水溝に集排水管を設置して、浸出水集水設備へ導く。
- 監督職員の指示により、必要に応じて地上に浸出水貯留タンクを設置する。
- 大型土のう袋(2重内袋)を用いる場合は、この限りではない。

13.1.1.11 浸出水集水設備設置

- 浸出水集水設備は、浸出水を一時的に貯留するとともに、浸出水中の放射性セシウムを確認することを目的に設置する。
- 浸出水集水設備は、保管物設置場所からの浸出水を適切に集水し、貯留するために必要な機能を保持できる構造とするとともに、破損や変形等の回避策を施した上で設置する。
- 大型土のう袋(2重内袋)を用いる場合は、この限りではない。

13.1.1.12 地表水集水設備設置

① 地表水集排水溝（素掘り側溝）設置

- 保管物設置場所への地表水（地表水、地山からの湧水）の流入防止と、仮置場等内の雨水排水を兼ねて、仮置場等敷地外周部や各保管物設置場所の周囲に、地表水集排水溝を設置する。
- 各々の保管物設置場所によって高度差が生じる傾斜地にあつては、仮置場等敷地外周部に加え、各保管物設置場所の周囲にも集排水溝を設置する。

② 排水路（コルゲートフリューム）設置

- 湧水が多く機械施工が困難な場所については、仮置場等敷地外周部や各保管物設置場所の周囲に、コルゲートフリューム等を人力で設置する。設置にあたっては、長期的な（少なくとも3年以上の）使用に耐えられるよう、洗掘、劣化、浮き上がり防止に配慮する。

③ 排水路（U型側溝）設置

- 湧水が多く機械施工が可能な場所については、仮置場等敷地外周部や各保管物設置場所の周囲に、U型側溝をクレーン付トラック等を使用して設置する。設置にあたっては、長期的な（少なくとも3年以上の）使用に耐えられるよう、洗掘、劣化、浮き上がり防止に配慮する。

13.1.1.13（削除）

13.1.1.14 保管物取込・設置

- トラックで運搬されてきた除去土壌等の入った大型土のう袋等を、クレーン等を用いて、保管物設置場所となる場所に搬入する。

13.1.1.15 側面の遮へい(大型土のうによる遮へい)

- 除去土壌等の放射線量を踏まえて遮へいが必要なところに限り、除去土壌等を入れた大型土のう袋等を設置終了後、汚染されていない土(約 1.0 m³/袋)を入れた大型土のう袋等を製作し、除去土壌等を入れた大型土のう袋等と同じ高さになるように、除去物の周囲の側面に 1 段 1 袋ずつ置く。
- 中間貯蔵施設への輸送計画が決定しており、ごく短期間の仮置きである場合は監督職員との協議により対応を決定する。

13.1.1.16 上面の遮へい(大型土のうによる遮へい)

- 除去土壌等の放射線量を踏まえて遮へいが必要なところに限り、除去土壌等を入れた大型土のう袋等を設置終了後、汚染されていない土(約 0.5 m³/袋)を入れた大型土のう袋等を製作し、上面に設置する。
- 中間貯蔵施設への輸送計画が決定しており、ごく短期間の仮置きである場合は監督職員との協議により対応を決定する。

13.1.1.17 端部処理

- 端部からの雨水等の浸入を防止するとともに、内部からの浸出水を保管物設置場所内に留め、外部への漏出を防止するため、上下シートの溶着、端部から法面に向けてシートを立ち上げる等の措置を行う。
- 強風の場合においても、端部から内部への風の侵入を防ぎ、端部の押さえを維持できるよう、仮置場の立地場所の条件やシートの種類等に応じて、適切な上下シートの接着や大型土のう袋等による押さえ措置を行う。
- 中間貯蔵施設への輸送計画が決定しており、ごく短期間の仮置きである場合は監督職員との協議により対応を決定する。

13.1.1.18 付帯設備の設置

- 仮置場等の外周部に、保管物設置場所から原則として 4m 程度離れた距離に高さ 1.8m の柵(ネットフェンス等)を設ける。
- 除去土壌等の保管場所等を記載した掲示板を仮置場等の出入口付近の見やすい箇所に設置する。
- 仮置場等の空間線量率の測定結果を表示するための看板を掲示板付近に設置する。
- 消火設備として、ABC 消火器 2 基(格納箱付き)を仮置場等の出入口付近に設置する。
- 上部シートや放熱管(ガス抜き管)等の点検のため、梯子等の昇降器具を仮置場等毎に 1 基設置する。

13.1.1.19 放熱管(ガス抜き管)・ガス抜き口設置

- 可燃物設置場所について、積み上げ高さを 3m 程度とする場合、シート内部の熱を適切に放散できるための放熱管(ガス抜き管)を保管物設置場所の面積 200 m²ごとに 1 か所、遮水シート部分に設ける。
- 上部シートと放熱管(ガス抜き管)の接合部に隙間を生じないように留意し、遮水性を確保する。
- 不燃物設置場所においては、放熱管(ガス抜き管)の設置は原則不要とする。ただし、内部で発生したガスが抜けにくい構造になっている場合は、上部シートにガス抜き口を保管物設置場所の面積 400 m²ごとに 1 か所設ける。
- 中間貯蔵施設への輸送計画が決定しており、ごく短期間の仮置きである場合は監督職員との協議により対応を決定する。

13.1.1.20 温度計設置

- 可燃物設置場所について、除去土壌等の運び込み完了後に保管している除去土壌等の温度を測定することができるよう、データ収集機器付き温度センサーを保管物設置場所の面積 200 m²ごとに 1 か所設置する。また、データ収録間隔は 1 時間とする。
- 温度のセンサー部は可燃物を保管している場所で、中心部に近い場所に設置する。
- 温度計のケーブルを上下シート内に設置する際は、除去土壌等を入れた大型土のう袋の形状の変化によってケーブルが切断されないよう、波形に配置して余裕を持たせる。
- 温度計のケーブルの末端を保管物設置場所の側面の外に出し、末端の端子を雨水等から保護するための措置を講じる。
- 中間貯蔵施設への輸送計画が決定しており、ごく短期間の仮置きである場合は監督職員との協議により対応を決定する。

13.1.1.21 支え土のうの設置

- 必要に応じて可燃物設置場所において保管物の外側への傾動や落下、中央付近の沈下を抑制するために、汚染されていない土を入れた大型土のう袋(約 1.0 m³/袋)を製作し、これを支え土のうとして、側面遮へい土のうの内側に一列設置するとともに、底部中央付近にも設置する。
- 中間貯蔵施設への輸送計画が決定しており、ごく短期間の仮置きである場合は監督職員との協議により対応を決定する。

14. 排水処理

【留意事項】

- ・ 排水については、雨樋や側溝等を活用して集水し、ポンプ等で回収しなければならない。極力周辺環境に流出しないようにしなければならない。
- ・ 側溝等から水があふれないようにしなければならない。
- ・ 樋を活用して集水する場合は、樋が破損しないよう注意しなければならない。

14.1 排水処理

14.1.1 排水処理

14.1.1.1 排水の処理(沈殿処理)

- 受注者は、排水の処理方法及び排水処理後の水質の管理値を適切に設定するとともに、沈殿施設設置報告書をあらかじめ監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- 水槽等の沈殿施設に回収した排水を、不要な振動を与えないよう留意し、上澄み水と泥が分離するまで静置し、沈殿させる。凝集剤(PAC:ポリ塩化アルミニウム)等を投入する場合は、30分以上静置して沈殿させる。
- 上澄み水については、放射能濃度を測定・記録し、管理値を満たしていることを確認したうえで、排水する。

14.1.1.2 沈殿土壌の袋詰め

- 沈殿により発生した泥を十分に乾燥したうえで耐候性大型土のう袋等に詰め込む。なお、高含水で詰め込む場合は、水切りで泥が流出しない容器か遮水性のある容器とする。

14.1.1.3(1) 濁水処理装置設置

- クレーン等を使用し、濁水処理装置を設置する。

14.1.1.3(2) 濁水処理装置撤去

- クレーン等を使用し、濁水処理装置を撤去する。

第4章 解体工事

第1節 一般事項

4-1-1 適用範囲

本節は、解体工事に適用する。

4-1-2 留意事項

- (1) 受注者は、個々の現場における特殊性を考慮した作業手順書を作成し、作業員全員へ周知徹底を図り、安全に十分配慮するとともに、解体対象建物等の誤認を防止するための措置を行うこと。
- (2) 解体工事に際しては、解体工事終了後の敷地境界の確定が容易になるように存在する杭、標識等を確保すること。境界を確定する基準が存在せず、基礎のみが境界確定の基準となる可能性のある場合は、基礎解体前に現状の基礎の所在が作業後、復元できるように基準ポイントを確保すること(平成23年3月24日法務省民二第737号)。
- (3) 解体工事中に隣家等に対して何らかの損傷を与えた場合は、直ちに監督職員に報告し指示を仰ぐとともに、受注者の責任で損傷部の復元その他必要な措置を行うこと。
- (4) 貴重品・思い出の品取り扱いについて
 - ア 解体対象建物等の所有者(代理人等を含む。)の申出により、貴重品・思い出の品等の搬出の依頼があった場合は、解体対象建物等の安全確保を行った上で、解体対象建物等の所有者(代理人等を含む。)による当該物品の搬出に協力すること。
 - イ 解体工事中に貴重品・思い出の品が発見された場合、所定の様式により速やかに記録・保管するとともに、監督職員へ報告すること。
 - ウ 貴重品・思い出の品の管理状況を月1回、監督職員に提示し、報告すること。
 - エ また、契約終了の際は、事前に当該貴重品・思い出の品の取り扱い方法につき、監督職員へ相談すること。
 - オ 解体工事中に個人情報を含む書類等が発見された場合、速やかに監督職員に報告すること。

4-1-3 三者立会い及び危険告知等

解体工事着手に先駆け、申請者又は所有者(代理人等を含む。)及び監督職員等と事前に日程等を調整の上、各現場にて、監督職員から別途受領した「被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する申請書」(以下、「解体申請書」)の申請者・監督職員等・受注者にて解体工事に関する三者立会いを行い、解体工事工程及び解体申請書に基づき、解体対象とする建物の位置・部位、貴重品・思い出の品等の搬出、危険物等(農薬、ガスボンベ、灯油等)・地下工作物(浄化槽、井戸等)・エアコンの有無・廃家電の残存状況、それらの場所等及び大型家具(ピアノ等)の処分に関して確認し、所定の様式に記録する。特に解体対象とする範囲については、明確に現地にて確認し、所定の様式に明示すること。

なお、解体申請書に記載のない建物の解体が必要となった場合、申請者又は所有者(代理人等を含む。)が変更になった場合などは、監督職員の指示に従うこと。

また、解体工事の着手前及び工事完了後等、申請者等へ連絡すること。

4-1-4 解体対象建物等の調査

- (1) 4-1-3 の確認により対象となった建物(以下、「解体対象建物」)等について、下記の事項及び別途監督職員が指示する事項について、現地の状況を確認する。
 - ア 解体対象建物の種類・用途、構造、延べ面積の算出に必要な建物寸法(下屋及び庇等を含む)。
なお、建物寸法は、壁その他の区画の中心線で計測すること(建築基準法施行令第二条第2号)
 - イ 4-1-3 の確認により撤去対象となった門扉・塀等の見付け面積の算出に必要な寸法
- (2) 倒壊等による被害が著しく、解体対象建物の状況が把握出来ない場合は、監督職員に報告し、その指示に従う。
- (3) 解体対象建物の外観(4 面以上建物の形状の把握が可能な枚数)及び敷地内の様子がわかる写真を撮影する。
- (4) 計測状況については、計測の全体像、計測始点と終点、終点の数値が読み取れる写真、及び監督職員が指示する写真を撮影する。
- (5) その他、監督職員の指示による調査を実施する。

4-1-5 石綿含有建材の調査

あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

- ア 調査は、現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。
なお、分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成 18 年 8 月 21 日基発第 0821002 号、最終改正令和 3 年 12 月 22 日基発 1222 第 17 号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。
- イ 調査の結果は、監督職員と協議する。

4-1-6 解体対象建物等の調査報告書

解体工事着手前に、次の各号に掲げる事項を記載した解体対象建物ごとの調査報告内容を監督職員が指示した様式に記載し、監督職員に確認を受けなければならない。

- ア 概要書 (略)
- イ 配置図 (略)
- ウ 写真 (略)

4-1-7 施工計画書

解体工事の施工計画書については、第 1 章 1-1-8 に定める事項のほか、下記に定める事項を適用する。

- ア 解体工事、解体廃棄物の分別、運搬その他の解体工事に係る施工の作業手順
- イ これまでの解体工事その他の工事にて発生した事故で、重大かつ本工事にて発生する可能性がある事故(交通事故、足場倒壊等監督職員が提示する事故)に対する安全管理計画
- ウ 仮設計画図(足場等)
- エ 仮置場の配置位置図
- オ 社内安全管理体制(パトロール体制を含む。)
- カ その他監督職員が要求するもの

第2節 仮設工事

4-2-1 共通事項

4-2-1-1 一般事項

この節は、建築物等を解体するために必要な仮設工事に適用する。また、第1節と併せて適用する。

4-2-1-2 仮設材料

仮設に使用する材料は、適切な性能を有するものとし、新品に限らない。

4-2-2 騒音、粉じん、足場等

4-2-2-1 騒音・粉じん等の対策

- (1) 騒音・粉じん等の対策に用いるシート類は防炎処理されたものとする。養生シート等は、隙間なく取り付ける。
- (2) ブレーカー、穿孔機、圧砕機等による粉じん発生部には、常時散水を行う。
- (3) 4-3-8-2(躯体の解体)(3)ウの「転倒解体」を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。

4-2-2-2 足場等

- (1) 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事等編)(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)その他関係法令等に基づき、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
- (2) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省平成21年4月24日)の「(別紙)手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
- (3) 屋根等での作業における墜落事故防止対策は、JIS A 8971(屋根工事用足場及び施工方法)の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。
- (4) 定置する足場、作業構台等は、関連工事等の関係者に無償で使用させる。

第3節 解体施工

4-3-1 共通事項

4-3-1-1 一般事項

この節は、建築物等の解体施工に適用する。また、第1節と併せて適用する。

4-3-1-2 用語の定義

この節における用語の意義は、次による。

- ア 「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物等をその処理形態に応じて分別し、当該建築物を計画的に解体することをいう。
- イ 「破砕解体」とは、圧砕機、ブレーカー等により、躯体を破砕して解体することをいう。
- ウ 「転倒解体」とは、柱、壁等の転倒方向を定めて脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体することをいう。

4-3-1-3 施工計画調査

解体等の施工計画に係る調査を行う。

4-3-1-4 有害物質を含む材料の処理

解体部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることが発見された場合、監督職員と協議する。

4-3-2 事前措置

建築物等の解体に先立ち、次の事前措置を行う。

- ア 石綿含有建材は、4-4(石綿含有建材の除去及び処理)による処理を行う。
- イ 特殊な建設副産物は、4-5(特殊な建設副産物の処理等)による処理を行う。
- ウ ライフラインの供給が停止していることを確認しなければ、作業に着手してはならない。なお、給水管・給湯管・ガス管・電気ケーブル・通信用ケーブル等の切断は、解体に支障がない位置で適切に行う。給水管・ガス管等は、プラグ止めとし、切断位置は所有者が確認できるように記録に残すこととし、記録様式は、事前に監督職員の承諾を得る。
- エ 落下するおそれのある付属物は、事前に撤去する。
- オ 建築物等の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、監督職員と協議のうえ、駆除等を行う。
- カ 電気設備のコンデンサ等は、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。
- キ 蓄電池等は、充電状態の確認を行い、短絡等による事故を防止する。
- ク オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油は、事前に回収し、洗浄等の措置を行う。なお、措置を行う場合は、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。

4-3-3 建築物の解体順序及び方法

4-3-3-1 解体順序

解体は、4-3-2 の事前措置を行った後、次のアからイまでに示す順序による。ただし、これにより難しい場合は順序を変更し、監督職員に報告する。

- ア 建築物
 - a 建築設備及び内装材の取外し
 - b 屋根葺材等の取外し
 - c 外装材の取壊し
 - d 躯体の取壊し
 - e 基礎及び杭の取壊し
- イ 工作物(建築物以外のもの)
 - a さく、照明設備等の附属物の取外し
 - b 工作物のうち基礎以外の部分の取壊し
 - c 基礎及び杭の取壊し

4-3-3-2 解体方法

(1) 解体の方法は、次のいずれかとする。

- ア 手作業
- イ 手作業及び機械による作業

(2) 4-3-3-1 の解体順序のうちアの a 及び b 並びにイ a の解体方法は、手作業とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、手作業及び機械による作業によることができる。

4-3-4 建築設備

(1) 電気設備は、次のアからキまでの種類ごとに分別解体する。

- ア 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物
- イ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品
- ウ 機器類
- エ 断熱材
- オ 配管類
- カ 電線及びケーブル類
- キ その他の電気設備

(2) 機械設備は、次のアからカまでの種類ごとに分別解体する。

- ア 配管及びダクト
- イ 機器類
- ウ 保温材
- エ ユニットバス等
- オ 衛生陶器類
- カ その他の機械設備

4-3-5 内装材

内装材は、次のアからカまでの種類ごとに分別解体する。

- ア 木材
- イ 鋼製建具、アルミニウム製建具、ステンレス製建具等
- ウ せっこうボード
- エ ALCパネル
- オ 壁、天井材等の軽量鉄骨下地等
- カ その他の内装材等

4-3-6 屋根葺材等

4-3-6-1 屋根葺材

(1) 屋根葺材等は、次のアからエまでの種類ごとに分別解体する。

- ア 長尺金属板、折板等
- イ 粘土瓦、セメント瓦等
- ウ 屋根葺材等の金属下地等
- エ その他の屋根葺材等

(2) 屋根葺材等の取外しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。

4-3-6-2 屋根防水

屋根防水材等は、次のアからオまでの種類ごとに分別解体する。

- ア 防水層保護のコンクリート
- イ れんが等
- ウ 断熱材等
- エ アスファルト防水材
- オ その他の防水材等

4-3-7 外装材

外装材は、次のアからクまでの種類ごとに分別解体する。

- ア ALCパネル
- イ 押出成形セメント板
- ウ メタルカーテンウォール
- エ PCカーテンウォール
- オ ガラスカーテンウォール
- カ ガラス
- キ 建具
- ク その他の外装材

なお、外装材等の取壊しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。

4-3-8 躯体

4-3-8-1 躯体

躯体は、次のアからオまでの種類ごとに分別解体する。

- ア コンクリート
- イ 鉄筋
- ウ 鉄骨
- エ 木材
- オ その他の構造材

4-3-8-2 躯体の解体

- (1) 解体に当たり、躯体の安定性を常に確認し、施工計画と相違する点が判明した場合は、工事を一時中断し、適切な措置を講ずる。
- (2) 解体に重機等を使用する場合は、重機、コンクリート塊等の重量、振動又は衝撃に対して、床、梁又は地盤等に適切な補強を行い、安全性を確保する。
- (3) 解体工法は、次による。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。
 - ア 躯体の地上外周部の解体は、次による。
 - a 片持梁等の張出しのある外周部は、外側への転倒を防止する。張出し部分を先行して解体するか又は適切な支持等を行う。
 - b 外周部を自立状態とする場合、その高さは2層分以下とし、安全性を確認する。
 - イ 地上外周部の転倒解体は、次により、直ちに一連の作業を終了させる。

なお、転倒解体部分(以下「転倒体」という。)の壁の縁切り、柱脚部の転倒支点の欠き込み等に当たり、事前に転倒防止措置を講ずる。

 - a 転倒解体によるコンクリート塊等の飛散、落下等による安全を確保する。
 - b 高さは1層分以下とする。
 - c 転倒体は、柱2本以上を含み、幅は1～2スパン程度とする。
 - ウ 部材解体等による場合は、次による。
 - a 解体範囲を部材ごと又はブロック単位ごとに、形状、寸法、重量等を十分に検討し、落下及び転倒防止のため仮吊り又は仮支持を行い、切り離す。
 - b 切り離した部材又はブロックは、落下及び転倒に十分注意し、地上又はステージ上に降ろして分別解体する。
 - エ 地下階、基礎等の解体は、工事中に異常沈下、法面の滑動その他による災害が発生しないよう、災害防止措置を講ずる。
- (4) 異種構造、増改築部等を解体する場合は、接合部の強度等に十分注意し、安全を確保する。

4-3-9 基礎及び杭

4-3-9-1 基礎等

- (1) 基礎等は、騒音、振動等に配慮し、分別解体する。
- (2) 解体に当たり、周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法とし、関係法令等に基づき、適切な法面又は山留めを設ける。

- (3) 解体箇所に近接する建築物、埋設物等が崩壊又は破損のおそれのある場合は、損傷を及ぼさないよう適切な措置を講ずる。

4-3-9-2 杭

杭の処理は、監督職員の指示による。

4-3-10 工作物（建築物以外のもの）

- (1) さく、照明設備等の附属物の解体は、特記仕様書による。
- (2) さく、照明設備等の附属物は、分別解体する。
- (3) 基礎及び杭の取壊しは、4-3-9 による。

4-3-11 解体後の整地

- (1) 解体後の埋戻し及び盛土は、特記仕様書による。
- (2) 解体後の敷地は、地均しを行う。

第4節 石綿含有建材の除去及び処理

4-4-1 共通事項

4-4-1-1 一般事項

この節は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び労働安全衛生法に基づく石綿を含有する、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等(石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材)、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材(以下「石綿含有建材」という。)の除去工事に適用する。また、第1節と併せて適用する。

4-4-1-2 施工一般

大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。

4-4-2 除去工事共通事項

4-4-2-1 専門工事業者

石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。

4-4-2-2 石綿作業主任者

石綿含有建材の除去に当たり、石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任する。

なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。

4-4-2-3 除去作業者

石綿含有建材の除去に従事する作業者(以下「除去作業者」という。)は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。

なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。

4-4-2-4 特別管理産業廃棄物管理責任者

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。

4-4-2-5 施工区画への関係者以外の立入禁止

作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。

4-4-2-6 表示及び掲示

表示及び掲示は、次による。

ア 大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

- イ 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について(平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号)」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- ウ 石綿則に基づき、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取り扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。
- エ 石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。

4-4-2-7 石綿を保管する容器等への表示

石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取り扱い上の注意事項を表示する。

4-4-2-8 保護具等

保護具等は、次による。

- ア 作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。
- イ 作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがねを併用する。

4-4-2-9 保護衣及び作業衣

保護衣及び作業衣は、次による。

- ア 作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。
- イ 保護衣は、JIS T 8115(化学防護服)の浮遊固体粉じん防護用密閉服(タイプ 5)同等品以上のものとし、使い捨てとする。
- ウ 作業衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。

4-4-3 石綿含有吹付け材の除去

4-4-3-1 作業場の隔離等

石綿含有吹付け材の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を必要としない壁、床、機器等への汚染防止のため、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、負圧隔離養生を行う。

- ア 壁面、床面等にプラスチックシート等(以下「隔離シート」という。)を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。
なお、隔離シートの厚さは、壁面は 0.08mm 以上のものを1重、床面は 0.15mm 以上のものを2重とし、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。
- イ 隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、作業場、前室、洗身室及び更衣室の連結した3室で構成されるセキュリティゾーン、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所の区画を行う。
- ウ 洗身室にはエアシャワー設備を設ける。
- エ 隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するためのHEP Aフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。

- オ 集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。
- カ 作業開始後や集じん・排気装置の設置場所を変更した場合等は、粉じんを迅速に測定できる機器により集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められたときは、直ちに作業を中止し、必要な措置を講ずる。
- キ その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。
- ク 隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。

4-4-3-2 工法

- (1) 石綿含有吹付け材の除去工法は、石綿含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、除去する。
- (2) 除去した石綿含有吹付け材等の梱包は、石綿則及び廃棄物処理法に基づき、次による。
 - なお、石綿含有吹付け材の飛散防止措置は、湿潤化又は固化とする。
 - ア 除去作業場所において、厚さが 0.15mm 以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密封する。この際、石綿含有吹付け材等が湿潤化又は固化していることを確認する。
 - イ 前室で、高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、HEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機とする。
 - ウ 前室又は洗身室で、さらに、厚さが 0.15mm 以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重に梱包して密封し、「廃石綿等」であることの表示を行う。

4-4-3-3 除去した石綿含有吹付け材等の保管及び運搬

除去した石綿含有吹付け材等の保管及び運搬は、次による。

- ア 石綿含有吹付け材等を災害廃棄物仮置場へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの廃棄物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。
 - なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、保管する。
- イ 石綿含有吹付け材等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有吹付け材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。
- ウ 石綿含有吹付け材等は災害廃棄物仮置場へ搬入する。

4-4-3-4 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、次による。

- ア 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
- イ アの確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
- ウ 隔離シートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。
- エ 隔離シートに付着した石綿等の粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。必要に応じて、粉じん飛散抑制剤を空気中へ散布して、石綿を沈降させる。
- オ 隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。
なお、床面の隔離シートの撤去は、カの後、最後に行う。
- カ 設置された足場及び仮設材は、解体前に足場等に付着した石綿等の粉じんを高性能真空掃除機で十分に清掃する等により、付着したものを除去した後、解体し、搬出する。
- キ 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物は、4-4-3-2(2)により、飛散防止措置を講ずる。
- ク 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管及び運搬は、4-4-3-3による。
- ケ 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

4-4-4 石綿含有保温材等の除去

4-4-4-1 石綿含有保温材等の除去

石綿含有保温材等の除去は石綿則及び大気汚染防止法に基づき行う。また、次の除去方法は監督職員と協議し決定すること。

- ア 切断又は破砕して除去する場合は、4-4-3による。
- イ 原形のまま、手ばらしの場合は、4-4-4-2から4-4-4-3までによる。
なお、石綿含有保温材等が欠け、破損等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包し、高性能真空掃除機により清掃する。
- ウ 作業場の区画は、石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生(負圧不要)を行う。

4-4-4-2 工法

工法は、次による。

- ア 石綿含有保温材等の除去は、4-4-3-2(1)により、原形のまま、手ばらしで行う。
- イ 除去後の処理は、4-4-3-4イによる。
- ウ 除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、4-4-3-2(2)により、飛散防止措置を講ずる。

4-4-4-3 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、次による。

- ア 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
- イ アの確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
- ウ 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。

4-4-5 石綿含有成形板等の除去

4-4-5-1 石綿含有成形板等の除去

石綿含有成形板等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。

なお、石綿含有成形板等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う場合は、特記仕様書による。

4-4-5-2 工法

工法は、次による。

- ア 石綿含有成形板等の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。
なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、常時湿潤化した状態で作業を行う。
ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生(負圧不要)を行う。
- イ 除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。
- ウ 石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、原形のまま、大型土のう袋等に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。

4-4-5-3 除去した石綿含有成形板等の保管及び運搬

除去した石綿含有成形板等の保管及び運搬は、次による。

- ア 石綿含有成形板等を災害廃棄物仮置場へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの廃棄物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。
また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。
なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。
- イ 石綿含有成形板等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有成形板等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。

4-4-5-4 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、次による。

- ア 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
- イ 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。

4-4-6 石綿含有仕上塗材の除去

4-4-6-1 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有仕上塗材の除去は石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去する。

4-4-6-2 作業場の区画

作業場から外部への石綿の飛散防止のため養生シート等で作業場所の隔離養生(負圧不要)を行う。

4-4-6-3 工法

工法は、次による。

- ア 石綿含有仕上塗材の除去は、湿潤化した状態で行う。
- イ 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。

4-4-6-4 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、4-4-5-4 による。

第5節 特殊な建設副産物の処理等

特定物質の処理等は次により、適用は特記仕様書による。

- ア 冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒の回収は、次による。
 - a フロン類を使用している設備機器の有無について事前確認する。
 - b 設備機器に使用されているフロン類は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）等関係法令に基づき、登録を受けた回収業者に回収を委託する。
 - c bで委託した引取証明書の写しを、監督職員に提出する。
- イ 銃砲、銃弾、弾薬、火薬類、刀剣類等が発見された場合は、解体申請者に引き渡しを行う。

第5章 仮置場復旧工事

第1節 一般事項

5-1-1 適用範囲

本節は、仮置場復旧工事に適用する。

5-1-2 留意事項

- (1) 除去土壌等の保管が終了した仮置場等の土地においては、土地所有者に現状渡しする場合を除き、工作物及び保管物（以下「工作物等」という。）を適切に撤去した上で、可能な限り、土地を従前の状態に復旧しなければならない。
- (2) 撤去する工作物等は、関係法令及び監督職員の指示に従い、適切な処理を行わなければならない。
- (3) 土砂・砕石、コンクリート材等は可能な限り再利用に供することとしているため、撤去後の分別や仮置場等敷地内での一時的な保管、放射線量の計測、品質に関する試験の実施を指示する場合がある。
- (4) 原状回復の工種、手法及び内容は、除去土壌等及び工作物等を撤去した後の土地の状態と、土地所有者等の跡地利用計画も考慮して決定するため、受注者は、これらの状況に応じて監督職員が発する指示に従わなければならない。
- (5) 原状回復の完了時には、土地所有者及び関係者の立会確認を求めることを原則としているため、受注者は、工作物等の撤去後の状態、原状回復の施工内容等を記録し、原状回復工完了時の立会者に提示できるように図るものとする。

5-1-3 施工手順

- (1) 原状回復工事の実施に当たっては、共通仕様書に加えて、環境省がとりまとめている「除染関係ガイドライン 平成25年5月 第2版（平成30年3月 追補）」及び「仮置場等の原状回復に係る現場手順書（第1編～第3編）」を踏まえること。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。
- (2) 工事の施工手順等（図面・数量を含む。）を定めた発注者より提示される施工方法検討書（案）を元に第1章1-1-8に規定する仮置場毎の施工計画書を作成する。
- (3) 工事途上で地権者が現地を確認し、工事内容に意見を述べる場合がある。このような場合は、その対処法について監督職員と協議し、監督職員の指示の下、原状回復の範囲内で工事を実施する。
- (4) 仮置場復旧等工事終了後、仮置場毎に地権者に工事等の仕上がり確認（以下「立会」という。）を求めることにしている。受注者は、当該立会に協力する。

5-1-4 建設副産物対策等の責任者

次のアからウの責任者を選任し、適切な業務を行う。なお、責任者は兼任することができる。

ア 建設副産物対策責任者

建設副産物対策が適切に実施されるよう指導する者として、建設副産物対策の責任者を選任し、監督職員に報告する。

イ 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。

ウ 産業廃棄物処理責任者

当該現場に産業廃棄物処理施設を設ける場合は、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理責任者を選任し、監督職員に報告する。

5-1-5 発生材の処理

仮置場復旧工事に伴い発生する建設副産物の処理は、次による。

ア 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記仕様書による。特記仕様書がなければ、引渡しを要するものは、金属類及びポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）含有物とする。

なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。

イ 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、特記仕様書による。

なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督職員に提出する。

ウ ア及びイ以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。また、第 4 章第 4 節（石綿含有建材の除去及び処理）及び第 5 節（特殊な建設副産物の処理等）により適切に処理する。

第2節 除草工

除草工については、工事施工前及び工事完了後の地権者立会いに支障とならないよう、圃場の畦畔等において除草を1回行う（地権者立会時）。地権者意向により回数又は除草範囲に変更が生じた場合は別途指示する。

第3節 工作物等の撤去

5-3-1 適用範囲

仮置場等造成工事で設置した放熱管（ガス抜き管）またはガス抜き口を撤去する。

5-3-2 温度計撤去

仮置場等造成工事で設置したデータ収集機器付き温度センサーを撤去する。

5-3-3 付帯設備の撤去

仮置場等造成工事で仮置場等の外周部に設置した柵（ネットフェンス等）、出入口付近に設置した掲示板及び看板、並びにABC消火器、点検用の梯子等の昇降器具を撤去する。

5-3-4 上部シートの撤去

5-3-4-1 上部シート（遮水シート、複合シート）の撤去

仮置場等造成工事で設置した上部シートを裁断し、撤去材を大型土のう袋等に袋詰めする。

5-3-4-2 上部シート（通気性防水シート、遮光シート）の撤去

5-3-4-1と同様に行う。

5-3-5 上面の遮へい撤去

仮置場等造成工事で上面に設置した汚染されていない土（約0.5 m³/袋）を入れた大型土のう袋等を撤去する。

5-3-6 側面の遮へい撤去

仮置場等造成工事で除去物の周囲の側面に設置した、汚染されていない土（約1.0 m³/袋）を入れた大型土のう袋等を撤去する。

5-3-7 支え土のう撤去

仮置場等造成工事で側面遮へい土のうの内側に一列、および底部中央付近に必要な応じて設置した、汚染されていない土（約1.0 m³/袋）を入れた支え土のうを撤去する。

5-3-8 保管物の撤去・詰込・詰替

5-3-8-1-1 保管物（可燃物）の撤去・詰込・詰替

- (1) 保管物を撤去し運搬車両へ積み込みを行う場合、破損する恐れのあるものは別の大型土のう袋へ詰込（詰替）を行う。
- (2) 減容化が進んだ保管物は2～3袋を1つの大型土のう袋へ詰込を行う。

5-3-8-1-2 保管物（不燃物）の撤去・詰込・詰替

保管物を撤去し運搬車両へ積み込みを行う場合、破損する恐れのあるものは別の大型土のう袋へ詰込（詰替）を行う。

5-3-9 保護層（集水補助層）撤去

- (1) 仮置場等造成工事で設置した設計図書に定められた値程度の保護層を撤去する。
- (2) 保護層に放射性物質による汚染が懸念される場合は、撤去作業前に空間線量率または放射性物質濃度を計測すると共に、土量を検収し、できるだけ再利用する。

5-3-10 下部シートの撤去

5-3-10-1 下部シート（遮水シート）の撤去

仮置場等造成工事で設置した下部シートを裁断し、撤去材を大型土のう袋等に袋詰めする。

5-3-10-2 下部シート（保護マット）の撤去

5-3-10-1と同様に行う。

5-3-11 浸出水集排水溝、集排水管撤去

- (1) 仮置場等造成工事で設置した浸出水集排水溝、集排水管および浸出水集水設備を撤去する。
- (2) 撤去後は、土地の原状回復に支障をきたさない土で埋め戻す。特に、農地の場合は、作土層部分には原則として第3章第2節8.1.2.6（客土）に従い、客土となり得る材料を使用する。

5-3-12 地表水集水設備撤去

仮置場等敷地外周部や各保管物設置場所の周囲において、仮置場等造成工事で設置した素掘りの地表水集排水溝、コルゲートフリューム排水溝及びU型側溝を撤去する。

5-3-13 排水構造物撤去

仮置場造成時に設置された地表排水構造物等のその他の設備については産業廃棄物として適正に処分すること。再利用品は、監督職員が指示する場所に運搬・仮置きし、種類毎に数量管理を行うものとする。

5-3-14 砂利、碎石の撤去

- (1) 仮置場等造成工事で敷設した砂利、碎石を撤去する。
- (2) 砂利、碎石の撤去後は、土量を検収し、出来る限り再利用する。

5-3-15 地下水監視孔撤去

- (1) 仮置場等造成工事で設置した地下水監視孔を撤去する。
- (2) 撤去する前に地下水監視孔から採水し、採取した地下水の放射性セシウム濃度を測定する。
- (3) 監視孔が塩ビ管である場合は、原則として引き抜き、管を引き抜いた跡は、地下水を汚染するおそれのない珪砂等で充填し閉塞した上、跡地の利用に支障をきたさないように埋め戻す。

5-3-16 掘削工

盛土材等や砕石等の各層の土砂類は、設計図書または監督職員の指示に基づき、盛土材と砕石等が混ざらないよう丁寧に取り除き、地上に取り残しがないように施工すること。

5-3-17 盛土材等の運搬・仮置き

- (1) 盛土材等の運搬は、設計図書または監督職員の指示に基づき計画すること。運搬に関しては飛散防止等の管理を適切に行うものとする。
- (2) 運搬した盛土材等は、土木シートを敷設しシート上に整形・仮置きし、指定された箇所に名称・数量及び搬出した仮置場が判るよう表示し、監督職員の確認をうける。

5-3-18 遮へい土のう、支え土のう等の破袋

- (1) 仮置場内に残置されている遮へい土のう等は、残置されている各仮置場で破袋し、整形して土量を計測するものとする。
- (2) 破袋した土のう袋及び不要なシート類は、産業廃棄物として適正に処分するものとする。

第4節 仮置場等の土地の原状回復

5-4-1 工作物及び除去土壌等撤去後の放射線量等測定

第6章6-1-7で規定されている放射線量等計測を実施する。

5-4-2 工作物等撤去後の調査・測量・設計

- (1) 工作物等撤去後の現況高を水準測量により計測し、仮置場等の施工や保管による沈下や不陸の有無を確認する。
- (2) 水田においては、取水口、排水口敷高についても現況高を計測する。
- (3) 公園や農地等、表土の性質が問われる土地の場合、必要に応じて、ポータブルコーン貫入試験等による土壌硬度調査、耕土深調査及び石礫量調査を行う。
- (4) 暗渠が設置されている土地で不等沈下や顕著な不陸等の表層地盤変状が認められた場合は、暗渠埋設部を掘り起こして目視確認または勾配計測等を行い、暗渠に損傷、変形等が生じていないか確認する。
- (5) 農地等で、表土の化学的性質が問われる場合においては、必要に応じて表土を採取し、土壌成分等を分析する。

5-4-3 原状回復工

5-4-3-1 局所的な放射性物質汚染箇所の対策

- (1) 仮置場等の設置時に敷地の除染を行っていない場合は、必要範囲において、当該用地の地目に応じて、第3章第2節（除染工法の説明）に示されている手法により、除染を実施するものとする。
- (2) 5-4-1において局所的な放射性物質汚染箇所が確認された場合、地目に応じて、第3章第2節（除染工法の説明）に示されている手法により、除染に相当する措置を行う。

5-4-3-2 畦畔復旧

- (1) 水田に仮置場等を設置した場合のうち、設置時に畦畔を撤去している場合や、工作物等撤去後の時点で畦畔が損傷している場合は、畦畔の復旧を行う。
- (2) 畦畔復旧は、重機を用い客土を行い畦畔を築立し、法面を仕上げる。畦畔については、原則として現況の最も高い田面を基準として設計図書に定められた値以上の高さを確保して復旧する。なお、基準高については監督職員と協議する。
- (3) 畦畔築立材料の使用については、田等の土を集土すること。ただし、一箇所に集中せず可能な限り均一に表土又は基盤土を剥ぎ取って集土するものとする。
- (4) 畦畔築立において、盛土材は湛水に支障が生じないように締め固める。

5-4-3-3 暗渠排水復旧

- (1) 5-4-2において既設暗渠排水管が破損や変形等、排水機能の低下要因が認められ、機能回復を要する場合は、必要な範囲に、新たに暗渠排水管を敷設する。
- (2) 受注者は、湧水のある個所の掘削に当たっては、集水渠、吸水渠の順に下流から上流に向かって施工しなければならない。

(3) 受注者は、配管に当たり、上流から下流に向って施工し、各連結部を確実に接合しなければならない。

また、溝底部が凹凸、蛇行のないよう施工しなければならない。

(4) 受注者は、被覆材について、圧密後の状態で現状の厚さを確保し、かつ管体を十分被覆するよう施工しなければならない。

(5) 受注者は、管の上流端について、キャップを用い土砂の流入を防がなければならない。

また、敷設作業を一時中断するような場合、管に栓をして泥水の流入を防がなければならない。

5-4-3-4 砕土

(1) 5-4-2 において表土に顕著な硬化が認められ、跡地利用上の支障がある場合は、砕土を行う。

(2) 砕土を行うべき層厚（深度）は、跡地の用途を考慮しつつ、監督職員と協議して決定するものとする。

(3) 農地の場合は、5-4-2 で必要に応じて行う耕土深調査の結果に基づき、砕土の対象とすべき層厚（深度）を決定する。

(4) 耕土深調査において、基盤に礫層・玉石混じり層が確認されている場合は、石礫混入防止または石礫除去等の対策について、監督職員と協議するものとする。

(5) 対象面積、硬度等に応じて、農耕用機械（トラクタ等）、建設用機械（ブルドーザ、バックホウ等）を選択するものとするが、使用する機械については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5-4-3-5 高さの修復・調整

(1) 5-4-2 において地表面に沈下が確認され、嵩上げによる高さの修復・調整が必要な場合は、基盤の嵩上げ及び作土層の補充を実施するものとする。

(2) 農地の高さ修復・調整においては、沈下量に応じて、客土のみによる嵩上げ、表土削り取り・戻し及び客土並びに基盤の盤上げ等から最適な方法を選択し、これによる施工計画書を作成し、監督職員に事前に提出し、承諾を得るものとする。

(3) 客土は、第3章第2節8.1.2.6（客土）と同様に行うものとするが、必要に応じて、粒度試験、土壌成分等の分析、放射性物質の濃度測定等を監督職員から指示する場合がある。

(4) 沈下の程度が軽微で、耕起による高さ修復・調整が可能な場合は、客土を省略することができる。

5-4-3-6 地力回復

(1) 必要に応じて、第3章第2節8.1.2.7（地力回復）と同様に土壌改良材の散布、耕起を行う。

(2) 耕起（2回）途上で多数の石礫が現れた場合は、監督職員に報告する。

5-4-3-7 整地・平坦化

(1) 5-4-2 で工作物等撤去後の不等沈下や不陸が認められた場合、または5-4-3-5 で高さの修復・調整を行った場合で、平坦な状態に復旧する必要がある場合は、整地・平坦化を行う。

(2) 水田を整地・均平化する場合は、稲作に必要な均平度を確保するため田面均平が必要であるが、均平工法として、湛水均平と乾土均平のうち、監督職員が指示する方法を用いるものとする。

(3) 湛水均平を行う場合、用水確保の方法及び排水先は、監督職員の指示に従うものとする。

- (4) 水田の均平は、用水路側が排水路側より若干高くなるように仕上げるものとする。
- (5) 水田以外の地目においては、整地・平坦化の程度及び形状について、監督職員の指示に従うものとする。
- (6) 地表水集水設備、浸出水集水設備等の設置に起因する不陸に対して、水田の場合は、田面均平に支障とならないような基盤を整地すること。また、畑の場合は、適切な勾配となるような基盤整地をする。

5-4-3-8 石礫除去

- (1) 碎土作業の後、表面に現れた石礫を取り除かなければならない。
- (2) 石礫の処理方法は設計図書によるものとする。
なお、設計図書に示されていない場合は、監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 除去した石礫は、監督職員の指示した場所に集積する。
- (4) 人力での除礫が不可能な程の石礫層等が露出した場合は、監督職員に報告し、監督職員の指示の下、耕作に支障とならないよう除礫を行う。

5-4-3-9 石礫破碎

- (1) 石礫破碎工法により除礫を行う。
- (2) 破碎深さは、整地面からおおむね 20cm とする。
- (3) 碎土後に巨石（礫径おおむね 30cm 以上）が多く露出した場合には、監督職員に報告し、監督職員の指示に従うものとする。
- (4) 石礫破碎に関する施工管理基準は、工事実施前に監督職員と協議の上、決定する。石礫破碎は 2 回掛けとする。

5-4-3-10 復旧後の線量測定

5-4-3-1 から 5-4-3-9 までの復旧工が終了した後、第 6 章 6-1-7-1 に規定されている原状回復後の空間線量率等測定を実施する。

第6章 施工管理

第1節 放射線量測定

6-1-1 共通事項

6-1-1-1 通則

- (1) 放射線量の測定は、除染関係ガイドライン(平成25年5月第2版(平成30年3月追補)環境省。以下同様)に従い、実施しなければならない。
- (2) 測定結果は、監督職員が指示する期日、頻度で報告を行い、また監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

6-1-1-2 測定方法

- (1) 受注者は、使用環境や使用条件等を勘案し、放射線計測上十分な性能を有する測定機器を選定し、必要数量を確保しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ、測定機器の校正を実施し、品名、製造番号、校正日、有効期限、機器誤差(同一地点を測定した場合の測定結果の違い。)その他の結果を監督職員に提出するとともに、日常点検を行わなければならない。
- (3) 空間線量率を測定する場合には、JIS Z 4333に基づき、1年以内に校正されたNaIシンチレーションサーベイメータ等を用いる。測定結果は線量率($\mu\text{Sv/h}$)で記録する。
 - ア 測定線種:ガンマ線、エックス線
 - イ 校正基準線源:Cs-137
 - ウ 表示単位: $\mu\text{Sv/h}$
 - エ 相対基準誤差: $\pm 15\%$ 以内
 - オ エネルギー特性:エネルギー範囲60keV~1.5MeV、感度0.85~1.15
 - カ 方向特性: $\pm 25\%$ 以内($\pm 90^\circ$ の角度範囲)
 - キ 応答時間または時定数:明記されていること
- (4) 表面汚染密度を測定する場合には、JIS Z 4329に基づき、1年以内に校正されたガイガー・ミュラー計数管式サーベイメータ(以下「GMサーベイメータ」という。)等を用いる。GMサーベイメータを用いて測定した場合、測定した計数率(cpm)を記録する。
- (5) 放射線量の測定は、原則として、乾燥した状態のものを測定する。
- (6) 空間線量率及び表面汚染密度測定の具体的手順については、以下及び監督職員の指示に従わなければならない。

ア (空間線量率)

- ・ くぼみや建造物の近く等を避けて測定地点を決定
- ・ 原則として地表から1mの高さを計測(小学校等では50cmでも可)
- ・ プローブ(検出部)は地表面に平行にし、体からなるべく離す
- ・ 時定数の3倍以上の時間が経過してから測定する(時定数を設定できる場合)
- ・ 指示値が安定するのを待って測定値(平均値)を読み取る
- ・ 記録紙に記入

イ (表面汚染密度)

- ・ くぼみや建造物の近く等を避けて測定地点を決定

- ・ 原則として表面からおよそ 1cm の高さを計測
- ・ プローブ(検出部)は窓面を測定対象面に向け、体からなるべく離す
- ・ 時定数の 3 倍以上の時間が経過してから測定する(時定数を設定できる場合)
- ・ 指示値が安定するのを待って測定値(平均値)を読み取る
- ・ 記録紙に記入

6-1-2 除染等の措置時の放射線量測定

6-1-2-1 試験施工

- (1) 測定は、除染の実施前後において、鉛ブロック等で周囲を囲み、外部からの放射線を遮蔽した上で、高さ 1cm の位置での空間線量率等を測定する。
- (2) 除染の実施後の測定を実施する場合は、除染の実施前と同じ測定機器を利用して測定する。

6-1-2-2 事前測定

- (1) 測定地点は、除染関係ガイドライン第 2 編(除染等の措置に係るガイドライン)2(1)の「測定点の決定」において「除染対象の汚染の程度を確認するための測定点(測定点②)」として示されている測定点を、監督職員との協議の上、除染対象ごとに設定する。
- (2) (1)に加え、住宅地等、学校、公園(小)、公園(大)及び大型施設のうち比較的高い放射線量の原因となっている地点(ホットスポット)を、監督職員との協議の上、除染対象ごとに6点(住宅地等以外においては1,000 m²当たり1点。)程度選定する。また、農地については、関係人毎に測定点を選定する。
- (3) 測定地点の位置は、図面及び写真等で記録する。
- (4) 測定は、除染の実施前に、次の放射線量を測定する。なお、(1)(2)以外に施工管理上必要な点については監督職員との協議の上選定し、イ、ウのみ測定する。
 - ア 高さ 1m の位置での空間線量率(μ Sv/h)
 - イ 高さ 1cm の位置での空間線量率(μ Sv/h)
 - ウ 高さ 1cm の位置での表面汚染密度(cpm)
- (5) 測定結果は、日時、場所、測定機器に関する情報、除染場所概略図と測定点を示した図とともに、保存する。

6-1-2-3 事後測定

- (1) 6-1-2-2 と同じ地点で測定する。
- (2) 測定は、除染後速やかに、次の放射線量を測定する。ただし、水を用いる除染を行った場合は、原則として、乾燥後に測定すること。なお、事前測定でイ、ウのみ測定した点については、イ、ウのみ測定する。
 - ア 高さ 1m の位置での空間線量率(μ Sv/h)
 - イ 高さ 1cm の位置での空間線量率(μ Sv/h)
 - ウ 高さ 1cm の位置での表面汚染密度(cpm)
- (3) 測定地点の位置は、図面及び写真等で記録する。
- (4) 測定結果は、事前測定の結果及び日時、場所、測定機器に関する情報、除染場所概略図と測定点を示した図とともに、保存する。

6-1-2-4 確認調査

- (1) 測定は、除染の実施前後において、鉛ブロック等で周囲を囲み、外部からの放射線を遮蔽した上で、高さ 1cm の位置での空間線量率等を測定する。
- (2) 除染の実施後の測定を実施する場合は、除染の実施前と同じ測定機器を利用して測定する。

6-1-2-5 局所的に線量の高い箇所の調査測定

- (1) 除染実施中または除染実施後、局所的に線量の高い箇所を特定するために、歩行連続探査により、高さ 1cm 及び 1m の空間線量率を測定する。
- (2) 測定結果は、日時、場所、測定機器に関する情報、除染場所概略図と測定点を示した図とともに、保存する。

6-1-3 仮置場等の保全、管理及び引継

- (1) 仮置場等の保全・管理は除染関係ガイドライン第4編(除去土壌の保管に係るガイドライン)、廃棄物関係ガイドライン第2版(平成 25 年 3 月環境省編)及び別途監督職員が指示する規定に従わなければならない。
- (2) 受注者は仮置場等を引き継ぐ際には、仮置場が適切に管理できるよう次の各号に掲げる書類を作成し、円滑に引き継ぎを行わなければならない。なお、詳細は別途監督職員の指示するとおりとする。

- ア 仮置場等の場所に関する情報
- イ 仮置場等の構造に関する書類
- ウ 保管される除去土壌等及びその保管容器に関する情報一式
- エ 仮置場等の測定記録一式
- オ 応急処置、修復措置に係る記録一式
- カ 原形復旧計画書
- キ その他の留意事項及びその他監督職員が指示する引き継ぎ書類

6-1-3-1 除去土壌等搬入前測定

- (1) 測定地点は、仮置場等 1 か所あたり原則 5 地点(うち 4 地点は仮置場等の敷地境界、うち 1 地点は仮置場等の入口。)を監督職員との協議の上、設定する。なお、仮置場等の敷地境界では各地点で内向き 1 測定、仮置場等の入口地点では内向き・外向きの 2 測定の計 6 測定を行うものとする。
- (2) 測定は、保管物の取込・設置作業が開始される前に地上高さ 1m の位置での空間線量率を測定する。
- (3) 測定結果は、日時、場所、測定機器に関する情報、測定点を示した図とともに、保存する。

6-1-3-2 実施中放射線量測定

- (1) 6-1-3-1 と同じ地点で測定する。
- (2) 測定は、除去土壌等の搬入が開始されてから上面の遮へい作業が終了するまでの間、毎日 1 回、地上高さ 1m の位置での空間線量率を測定する。
- (3) 測定結果は、日時、場所、測定機器に関する情報、測定点を示した図とともに、保存する。

6-1-3-3 除去土壌等搬入完了後放射線量測定

- (1) 測定地点は、6-1-3-1 と同じ地点とする。

(2) 測定結果は、日時、場所、測定機器に関する情報、測定点を示した図とともに、保存する。

6-1-4 地下水及び浸出水調査

6-1-4-1 地下水の放射能濃度の測定

- (1) 除去土壌等の運び込み開始後、毎月1回、地下水の採水孔から地下水を採取し、採取した地下水中の放射性セシウムの濃度を測定する。
- (2) 測定結果は、日時、場所、測定機器に関する情報、測定点を示した図とともに、保存する。

6-1-4-2 浸出水の放射能濃度の測定

- (1) 除去土壌運び込み開始後、原則毎月1回、集水タンクに浸出水が溜まっているかどうかを確認し、浸出水が溜まっている場合には、浸出水を採取し放射性セシウムの濃度を測定する。また、必要に応じて、浸出水を汲み出し、適切な排水処理を行う。
- (2) 測定結果は、日時とともに、保存する。

6-1-4-3 保管物設置場所の設置完了後管理

除去土壌等の搬入が完了し、上面の遮へい作業が終了後は、環境省または環境省が指定する事業者に仮置場等の管理の引き継ぎが完了するまで、保管物設置場所ごとに管理を開始し、別途監督職員が指示する規定に従い仮置場等の管理を適切に行う。

6-1-5 住宅地及び農地等の除染等の措置による施工結果の確認

受注者は、住宅地及び農地等の除染等の措置を実施した後、その施工結果をとりまとめた報告書を作成する。また作業責任者（工区長または職長を想定。）は、当該報告書に基づき、住宅地等ごとに施工が適切に行われたかの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。なお、報告書の様式については別途監督職員が指示するものとする。

6-1-6 解体工事に係る測定

6-1-6-1 解体前後の空間線量率等の測定

解体・除染一体工事における放射線量測定のうち、解体前後の線量測定を一部省略する。

なお、除染における放射線測定箇所の選定にあたっては、解体工事における測定箇所として解体対象建物の周囲4点を含めるよう留意すること。

6-1-7 仮置場復旧工事に係る測定

6-1-7-1 空間線量率等の測定

- (1) 工作物及び除去土壌等撤去後の放射線量等測定

除去土壌等を保管していた仮置場については、次の測定等を行うものとする。

- ア 工作物及び除去土壌等を撤去した後の仮置場等敷地の空間線量率（地上1 m、1 cm）及び高さ1 cmの表面汚染密度を測定する。
- イ 測定箇所は、除去土壌等を置いていた範囲の中央及び四隅一点ずつを選定することを基本とする。

ウ 測定の結果、異常な値が観測された場合は、監督職員に報告し、指示を仰ぐこと。

(2) 原状回復後の空間線量率等測定

ア 6-1-2-3と同様に事後測定を実施すること。

イ 除染済みの仮置場にあつては、原状回復後に地上1 mの空間線量率を測定する。測定点は、当該仮置場の管理時の空間線量率測定場所と同等を基本とする。

第2節 確認調査

6-2-1 総則

- (1) 受注者は、監督職員の指示に基づき、実施した除染等の措置と同じ方法で、再度、除染等の措置を実施し、その放射線量の結果を確認する調査(以下「確認調査」という。)を実施しなければならない。
- (2) 確認調査を実施する対象地点及び当該確認調査の結果、再度の除染等の措置の対象となる区域は、監督職員が指示する。
- (3) 受注者は、確認調査の結果、放射線量が管理値(除染等の措置を追加的に実施した場合の前後における低減率の標準的な差をいう。以下同じ。)以上に低下したと認められた場合には、監督職員の指示に基づき、再度の除染等の措置を実施しなければならない。ただし、その低下の原因が、再汚染等の受注者の責に帰せない場合はこの限りでない。

6-2-2 管理値の決定

- (1) 受注者は、除染対象物及び除染工法ごとの管理値を適切に設定し、その根拠となる資料とともにあらかじめ監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- (2) 前項の管理値の承諾を得るに際しては、複数回の除染を行った場合の追加的な除染等の措置の前後における低減率及びその差を示した書類を添えなければならない。

6-2-3 確認調査の実施

- (1) 受注者は、監督職員の指示に従い、確認調査を実施しなければならない。
- (2) 確認調査における除染等の措置は、実施した除染等の措置と同一の方法で実施しなければならない。
- (3) 放射線量の測定は、4-1-2-4に従って実施しなければならない。
- (4) 受注者は、確認調査の実施前後の放射線量の測定結果を、速やかに、監督職員に報告しなければならない。
- (5) 確認調査の結果は、放射線量の測定の結果及び日時、場所、測定機器に関する情報、除染場所概略図と測定点を示した図とともに、保存しなければならない。

第3節 除去土壌等の取扱い

6-3-1 分別

大型土のう袋等に除去土壌等を保管する際には、以下のとおり分別する。

- (1) 可燃物:(大型土のう袋1袋当たりの重量は、400 kg/袋以下を目安に。)
 - ア 草木類(剪定枝、落葉、芝、苔、雑草、リター層、伐採木、抜根等。付着する土は可能な範囲で落とす。)
 - イ その他の可燃廃棄物(タイベックスーツ、ウエス、マスク、フィルタ、ゴム手袋、紙類等)
- (2) 不燃物・混合物:(大型土のう袋1袋当たりの重量は、400 kg/袋超えを目安に。)
 - ア 土壌等(土類、小石、砂利等。草木類の混入は可能な範囲で除去する。)
 - イ コンクリート殻等(瓦、レンガ、ブロック、岩石等)
 - ウ アスファルト混合物
 - エ その他の不燃物・混合物(危険物・有害物を除く。)
- (3) 危険物・有害物:
 - ア 石綿含有建材、
 - イ 石膏ボード
 - ウ その他の危険物・有害物

6-3-2 線量の測定

- (1) 大型土のう袋等の表面(当該大型土のう袋等の上面から法線方向に1cmの位置。)における空間線量率を個々の大型土のう袋等ごとに測定し、記録する。
- (2) 測定結果については、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (3) 測定結果は、日時、場所、測定機器に関する情報、一時保管場所概略図と其中での保管位置を示した図とともに、保存する。

6-3-3 識別番号、タグ等の付与

- (1) 受注者は、大型土のう袋等に、環境省が指定する一意の15桁で構成される番号を付与する。
- (2) 受注者は、以下の要件を満たすタグ等を大型土のう袋等に添付すること。なお、受注者は、具体的なタグの様式を事前に監督職員に示し、承諾を得なければならない。
 - ア 除染等の措置、仮置場等への搬入及び保管等の一連の条件下において、少なくとも3年間、記載されている情報が判読できるよう耐腐食性、耐候性、耐久性を有する素材及び表面加工(有害性を有さないものに限る。)がなされていること。
 - イ 大型土のう袋等の識別番号及び当該識別番号と関連づけられたQRコード(二次元バーコード)が記載されていること。なお、QRコードは原則として1辺を15mmとし、各辺2mmの白色の余白をとること(QRコードの背景は一辺19mmの白色部分とすること。)
 - ウ 少なくとも3年間、記載されている情報が判読不能とならないような方法(印字、刻印が望ましい。)で記載されていること。
 - エ 30mm×50mm以上であること。

オ 内容物ごとに下表のとおり分類で色の識別がされていること。ただし指定した色の仕様が困難な場合には監督職員と協議の上、変更することができる。

	色名	内 容 物
A	白色	土壌等（土類、小石、砂利等）
B	緑色	腐敗性可燃物（剪定枝、落葉、芝、苔、雑草、リター層、伐採木、抜根等）
C	黄色	可燃物（タイベックスーツ、ウエス、マスク、フィルタ、ゴム手袋、紙類等）
D	青色	不燃物（コンクリート殻等（瓦、レンガ、ブロック、岩石等）、アスファルト混合物、汚泥等）
E	黒色	焼却灰
F	赤色	危険物（石綿含有物、有害物質に汚染された土壌等）

(3) タグ等は、3年以上の耐候性、耐久性を有する素材(有害性を有さないものに限る。)のひも、バンド等を利用して、2か所以上で結束しなければならない。なお、結束場所は、原則として大型土のう袋等の上部とし、結束の際には大型土のう袋等を損傷させないように配慮しなければならない。

6-3-4 保管台帳の作成

受注者は、放射性物質汚染対処特措法第31条第3項に定める除去土壌等の保管の台帳を作成し、これを管理しなければならない。また、既に保管されている除去土壌等を運搬または詰め替え等、保管数量等に変更を生じる作業を行った場合には、監督職員から貸与された除去土壌等保管台帳に必要事項を追記しなければならない。なお、除去土壌等保管台帳の記入内容については、監督職員の指示に従わなければならない。

第4節 解体廃棄物の取り扱い

6-4-1 解体廃棄物の処理及び仮置き等

受注者は、解体工事に伴い発生した廃棄物（解体対象建物等の内外にある廃棄する家財等を含む。以下「解体廃棄物」という。）について、以下の処理を行うものとする。

なお、仮置きに当たっては、必要に応じてシートがけ等を行うこと。

解体廃棄物は、解体現場又は仮置場内において、特記仕様書に示す種類に選別・整理すること。

解体廃棄物は、監督職員が指定する仮置場に運搬し、仮置きすること。

仮置場内への移動、積み下ろし作業の際は監督職員や他の業務受注者等と事前に調整し、適切に対応すること。

6-4-2 解体廃棄物の量及び線量の測定

解体廃棄物の量（重量又は数量等）及び表面線量率を測定し（解体廃棄物又はそれを封入した大型土のう袋等の表面線量率を測定する方法を想定）、記録すること。なお、当該記録については、監督職員に報告すること。また、解体廃棄物の運搬の記録については、放射性物質汚染対処特措法及びその下位法令等に従って、適切に作成、保管、報告すること。

6-4-3 監督職員による確認

解体工事における監督職員による確認は、第1章 1-1-30(2)を適用するものとする。

受注者は、工事の施工に当たり、下記に示された施工段階に到達するときは、立会願いを監督職員に提出すること。

- ① 1段階：内部動産撤去完了時
- ② 2段階：上屋解体完了時
- ③ 3段階：基礎解体完了時
- ④ 4段階：整地完了時

第7章 報告

第1節 報告・提出書類

7-1-1 提出書類

- (1) 受注者は、環境省福島地方環境事務所HP調達情報の「除染等工事共通仕様書様式集及び提出書類一覧表」(以下「提出書類一覧表」という。)に定める書類を監督職員または提出書類一覧表に記載されている者に提出しなければならない。その他監督職員より指示する書類を随時提出しなければならない。
- (2) 上記書類の電子データを収納した電子媒体も併せて提出しなければならない。なお、電子データの仕様及び部数は特記仕様書に従わなければならない。

7-1-2 除染管理情報

- (1) 受注者は、本業務に係る情報の管理を主に担当する情報担当者を設置しなければならない。
- (2) 受注者は、次の頻度で下記の情報を環境省に提出しなければならない。
 - ア 毎月1回 提出日の7日前までに発生した別添「(特記仕様書等で示される。)情報項目」に定める除染管理情報(別途監督職員の指示する書式に従って提出すること。)
 - イ 開始時、変更発生時 「(特記仕様書等で示される。)情報項目」に定める除染管理情報(別途監督職員の指示する書式に従って提出すること。)

7-1-3 住宅地及び農地等の除染結果の報告

受注者は、住宅地及び農地等の除染等の措置を実施した後、すみやかに監督職員の指示に基づき、住宅地等毎に下記の資料を作成し、除染結果報告書として監督職員に提出しなければならない。

- ア 除染実施前後の空間線量率及び表面汚染密度の測定値を、測定箇所位置図に記録したもの
- イ 除染実施前後の空間線量率及び表面汚染密度の測定値の一覧表
- ウ 除染実施前後の住宅地及び農地等の代表的な状況が把握できる写真(着手前、施工中、完成)
- エ 現況確認書において除染実施前にすでに損壊している箇所がある場合、除染実施前後の当該損壊箇所の写真
- オ 関係人毎の除染実施内容

7-1-4 解体工事に係る提出書類

7-1-4-1 解体工事記録

受注者は、解体工事完成後、解体工事に係る作業について、次の各号に掲げる事項を記載した解体対象建物ごとの解体工事記録を監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

- ア 解体対象建物等の位置表示図
- イ 三者立会記録簿及び写真
- ウ アスベスト調査報告
- エ 特定粉じん排出作業に関する記録
- オ 解体前後の空間線量率及び表面汚染密度の測定
- カ 官公庁等への手続き
- キ 作業手順書
- ク 解体廃棄物発生量管理表

- ケ 収集運搬に関する記録及び保管に関する記録
- コ 工事日報
- サ 社内検査(品質証明)実施状況
- シ 写真

以下の点は必ず写真撮影すること。

- ・施工前の状況(全景及び4方向程度)
- ・各部屋内部4面の解体前状況
- ・三者立会いの状況
- ・仮設の状況
- ・許可関係表示看板等の状況
- ・解体工事各種工程の状況
- ・解体廃棄物の運搬等の状況
- ・監督職員の検査状況
- ・解体工事完成写真(全景及び4方向程度)

- ス 解体工事完成時確認記録簿
- セ 滅失登記依頼等に資する資料

受注者は、解体対象建物等の解体後の法務局への滅失登記依頼及びその他法務局への手続並びに市町村その他関係者への報告を行うために必要な基礎資料(図面、施工前後の写真、解体実施建物一覧表)を作成し、監督職員に提出すること。

7-1-5 仮置場等の原状回復工事結果の報告

受注者は、仮置場等の土地を原状回復した後、すみやかに監督職員の指示に基づき、仮置場等の土地の一筆毎に下記の資料を作成し、仮置場等原状回復工事結果報告書として監督職員に提出しなければならない。

- ア 工作物等撤去後の空間線量率及び表土中の放射性物質濃度(または表面汚染密度)の測定値を、測定箇所位置図に記載したもの
- イ 工作物等撤去後の地盤高、土壌硬度、埋設構造物の状況、地力等の調査結果(調査地点、測定・分析結果一覧、写真等)
- ウ 復旧工事の施工状況が判る写真(施工前、施工中、完成)
- エ 復旧工事に客土材を用いた場合、その土質・土壌成分等の試験・分析結果(監督職員が試験・分析を指示した場合。)
- オ 復旧工事終了後における空間線量率の測定値を、測定箇所位置図に記載したもの

第2節 関係人等に対する除染結果または仮置場等原状回復工事結果の報告

7-2-1 関係人に対する住宅地及び農地等の除染結果の報告

受注者は、関係人のうち住宅地及び農地等に係る権利を有する関係人（以下「住宅地等関係人」という。）に対して、監督職員が示す除染結果の報告に係る手引きに従い、監督職員による指示を受けてから、除染等の措置の結果を除染等の措置を実施した現場で対面による説明（以下「現地説明」という。）等除染結果の報告に係る必要な措置を講じることとする。

- (1) 受注者は、7-1-3 に示す除染結果報告書を作成する。
- (2) 受注者は、別途提供する関係人の名簿に基づき、本業務で除染等の措置を講じた住宅地等関係人に対し、電話等の方法で、現地説明の目的等を説明し、その日時等について調整を行い、了解を得る。なお、住宅地等関係人に対しては、交通費、立会謝金等は支払わない。
- (3) 住宅地等関係人が、除染等の措置を実施した現場以外の場所での対面による説明を希望する場合は、その旨を監督職員に報告した上で、当該住宅地等関係人に対する説明を(5)アに従い行うこととする。
- (4) 住宅地等関係人が現地説明を希望しない場合は、その旨を監督職員に報告した上で、当該住宅地等関係人に対する現地説明は行わず、除染結果報告書を郵送等の方法により速やかに送付する。
- (5) 現地説明は以下のとおり行わなければならない。
 - ア 住宅地等関係人に対する説明は、2名以上の者を一組として行うこととし、除染結果報告書を基に除染の内容・結果について手引きに従い説明を行う。
 - イ 住宅地等関係人に対して屋内（当該住宅地等関係人が建物の占有者である場合に限る。）及び屋外における放射線量の測定を希望するかを質問し、測定依頼があった場合には、第6章6-1-1-1及び6-1-1-2に従い、当該住宅地等関係人が有する土地等の屋内外における放射線量の測定を行い、測定の結果を日時、場所、測定機器に関する情報、除染場所概略図と測定点を示した図とともに記録する。なお測定点数は、屋内、屋外とも5点程度とする。
- (6) 現地説明等を実施後、速やかに、その結果を除染結果報告書及び放射線量の測定記録とあわせ監督職員に報告する。
- (7) 上記の住宅地等関係人の他、監督職員の指示する関係人に対して除染結果報告を行わなければならない。

7-2-2 仮置場等土地所有者に対する原状回復工事結果の報告

受注者は、原状回復工事が終了した時点で、同工事を実施した現場において、監督職員及び当該仮置場等の土地所有者の立会の下で、以下要領により、対面による原状回復工事の結果説明を行うものとする。

- (1) 受注者は、7-1-5 に示す内容のうち報告に必要な内容を監督職員と協議するものとし、協議結果による報告書を土地所有者毎に作成し、監督職員に提出し承諾を得るものとする。
- (2) 土地所有者立会の日時等に係る連絡調整は、原則として発注機関側が行うため、受注者は、監督職員が指示する立会行程に対応しなければならない。
- (3) 土地所有者が原状回復工事を実施した現場以外の場所での対面による説明を希望する場合は、監督職員が対面説明を行う場所を指定し、指定された場所において、受注者は(1)で作成する報告書に基づいて説明を行うものとする。

- (4) 土地所有者が自身以外の者(以下「土地所有者以外の関係者」という。)への説明を希望し、監督職員がその必要性を認めた場合においては、原則として、監督職員及び土地所有者の立会時に、土地所有者以外の関係者にも立会を求め、一括的に説明を行うものとする。
- (5) 土地所有者が対面による説明を求めない場合は、(1)で作成する報告書を監督職員に提出し、それ以降の土地所有者への説明等の対応は監督職員が行うものとする。
- (6) 現地での説明に際し、土地所有者から原状回復の不備・不良等の指摘があり、監督職員が不備・不足の存在を認めた場合は、受注者は、すみやかにその補完方法を検討し、監督職員に報告しなければならない。

除染等工事施工管理基準

この除染等工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、除染等工事共通仕様書に規定する施工管理基準を定めたものである。

1. 目的

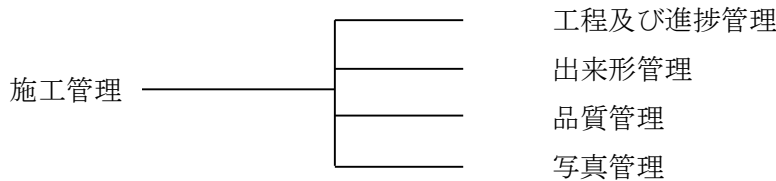
この管理基準は、除染等工事の施工について、契約図書に定められた工期、除染対象物及び除染等工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、環境省が発注する除染等工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事の施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程及び進捗管理

ア 受注者は、適切な工程管理(地図及びネットワーク、バーチャート方式など。)を行うものとする。

イ 受注者は、着手から完成までの日について、天候、作業場所、作業内容、出役人員、出来形数量、使用機械、作業区域の放射線量等及び指示、承諾、協議事項等を記入するとともに写真管理基準に従った作業記録写真及び監督職員が示す除染等の措置の結果等に関するチェックリストを添付した作業日報を作成するものとする。

ただし、書式や様式の詳細については監督職員と協議すること。

(2) 出来形管理

受注者は、除染等工事共通仕様書において規格値が定められている工種については、表1の出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

また、適切な方法により出来形数量を管理するものとする。

(3) 品質管理等

受注者は、除染等工事に使用する材料の品質及び線量測定について、表2に定める品質管理基準により適正に確保しなければならない。

なお、受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により本基準によりがたい場合は、監督職員の承諾を得て、他の方法によることができる。

6. 規格値

受注者は、除染等工事共通仕様書により測定した各実測値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 定めのない規格値について

除染等工事共通仕様書及び設計図書に定められていない規格値は、国土交通省「土木工事施工管理基準及び規格値」及び農林水産省「土木工事施工管理基準」に準拠する。

(2) 工事写真

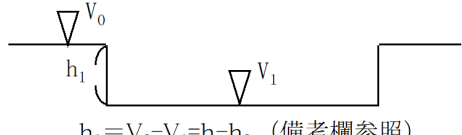
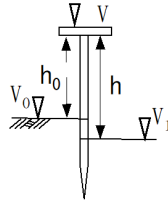
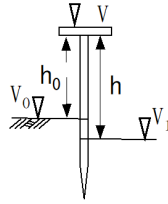
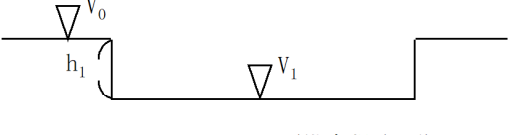
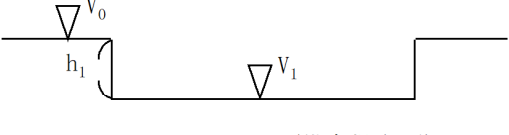
受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

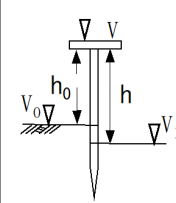
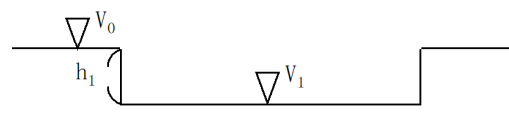
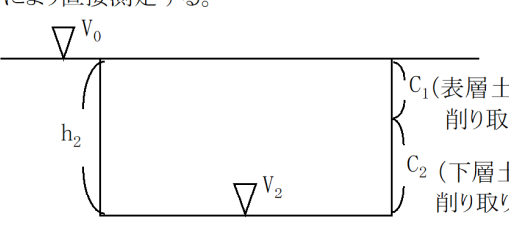
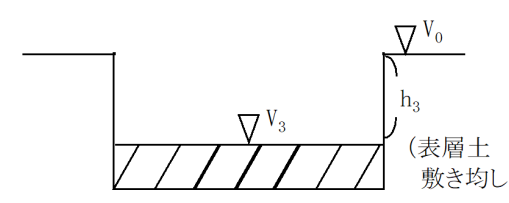
(3) 施工箇所が点在する工事

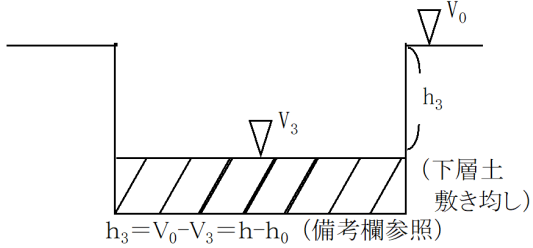
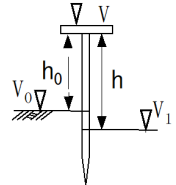
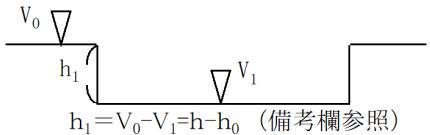
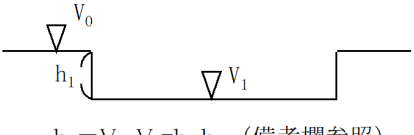
施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。

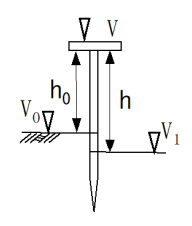
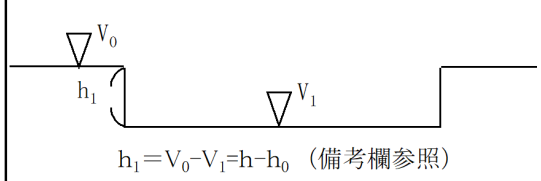
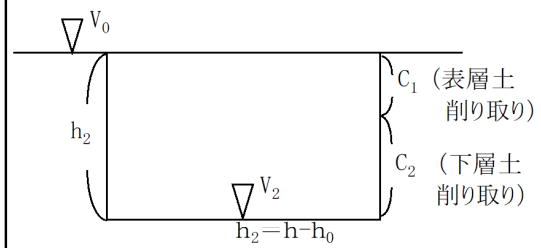
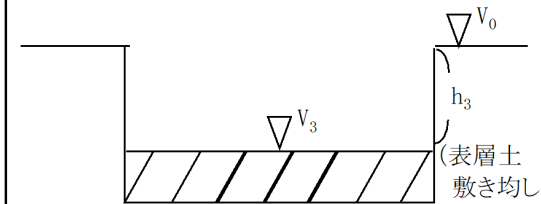
なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

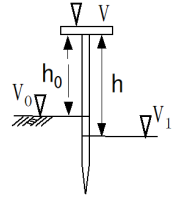
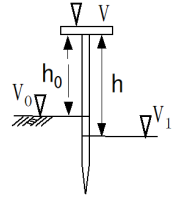
表1 出来形管理基準

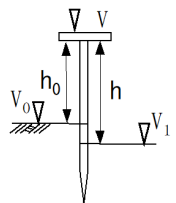
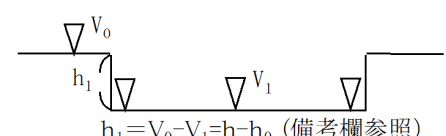
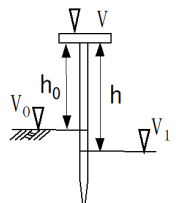
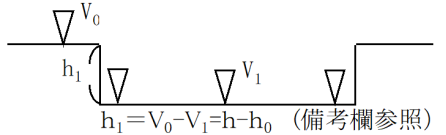
工 種	出来形の測定管理		規格値	備 考
	判定基準	測定項目		
住宅地等 砂利、碎石の除去 (1.4.1.7)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工面積1000㎡につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに設置した施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  <p>$h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (備考欄参照)</p>	深さ h_1	±20%	丁張り(トンボ)等の設置箇所数は500㎡に1か所以上設置すること。(施工面積が500㎡以下の場合でも最低2か所設置すること。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・施工面積1000㎡につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに設置した施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  <p>$h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (備考欄参照)</p>	厚さ t		
砂利、碎石の被覆 (1.4.1.8)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工面積の測定方法については、施工前に監督職員と協議し決定する。 <p>※1 以下、注釈箇所について施工後同様に実施する。</p>	面積	±5%	 <p>$h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・施工面積1000㎡につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに設置した施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  <p>$h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (備考欄参照)</p>	深さ h_1	±20%	
表土の削り取り (1.4.1.9)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工面積1000㎡につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに設置した施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  <p>$h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (備考欄参照)</p>	深さ h_1	±20%	
土地表面の被覆 (1.4.1.10)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工面積1000㎡につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに設置した施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 <p>※1</p>	厚さ t	-20%	

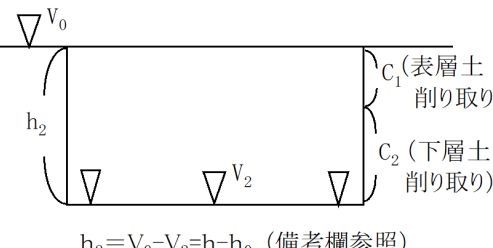
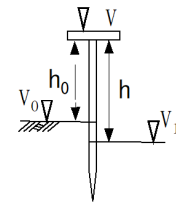
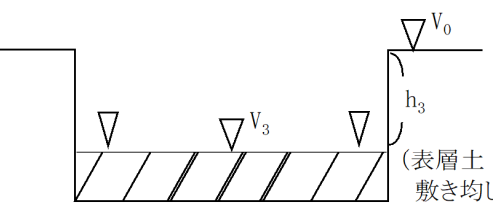
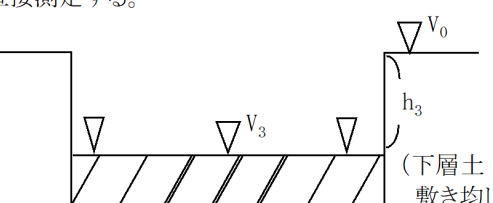
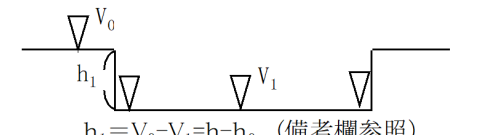
工 種		出来形の測定管理		規格値	備 考
		判定基準	測定項目		
住宅 地等	天地返し (1.4.1.15)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工面積1000㎡につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)、次の①～④を測定する。 ※1			丁張り(トンボ)等の設置箇所数は500㎡に1か所以上設置すること。 (施工面積が500㎡以下の場合でも最低2か所設置すること。)  $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$)
		① <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目は、施工前の現況(V_0)から設計値(h_1)分下がった地盤面とする。 ・表層土の削り取り後の地盤面(V_1)を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_1	±20%	
		② <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目は、施工前の現況(V_0)から設計値(h_2)分下がった地盤面とする。 ・下層土の削り取り後の地盤面(V_2)を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  $h_2 = V_0 - V_2 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_2	±20%	
③ <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目は、施工前の現況(V_0)から設計値(h_3)分下がった地盤面とする。 ・表層土を敷均した後の地盤面(V_3)を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  $h_3 = V_0 - V_3 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_3	±20%			

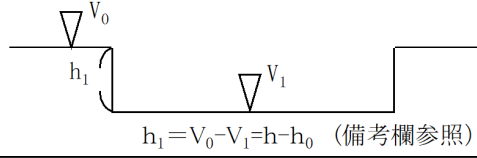
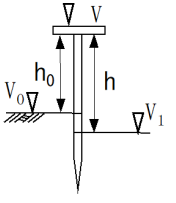
工 種		出来形の測定管理		規格値	備 考	
		判定基準	測定項目			
住宅地等	天地返し (1.4.1.15)	④ ・測定項目は、表土削り取り前の現況(V_0)から設計値(h_3)分下がった地盤面とする。 ・下層土を敷均した後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。	 $h_3 = V_0 - V_3 = h - h_0$ (備考欄参照)	深さ h_3	±20%	丁張り(トンボ)等の設置箇所数は500㎡に1か所以上設置すること。 (施工面積が500㎡以下の場合でも最低2か所設置すること。)  $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$)
学校	砂利、碎石の除去 (2.4.3.2)	・施工面積 1000㎡ につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。	 $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (備考欄参照)	深さ h_1	±20%	$h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$)
	砂利、碎石の被覆 (2.4.3.3)	・施工面積 1000㎡ につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 ※1		厚さ t	-20%	
	表土の削り取り (2.4.4.2)	・施工面積 1000㎡ につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。	 $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (備考欄参照)	深さ h_1	±20%	
	土地表面の被覆 (2.4.4.3)	・施工面積 1000㎡ につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 ※1		厚さ t	-20%	

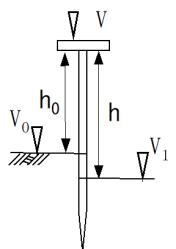
工種	出来形の測定管理		規格値	備考		
	判定基準	測定項目				
学校	天地返し (2.4.4.4)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工面積1000㎡につき1か所(施工面積が1000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)、次の①～④を測定する。 ※1			丁張り(トンボ)等の設置箇所数は500㎡に1か所以上設置すること。 (施工面積が500㎡以下の場合でも最低2か所設置すること。) 	
		① <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目は、施工前の現況(V_0)から設計値(h_1)分下がった地盤面とする。 ・表層土の削り取り後の地盤面(V_1)を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_1	±20%		$h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$)
		② <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目は、施工前の現況(V_0)から設計値(h_2)分下がった地盤面とする。 ・下層土の削り取り後の地盤面(V_2)を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  $h_2 = V_0 - V_2 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_2	±20%		
③ <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目は、施工前の現況(V_0)から設計値(h_3)分下がった地盤面とする。 ・表層土を敷均した後の地盤面(V_3)を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  $h_3 = V_0 - V_3 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_3	±20%				

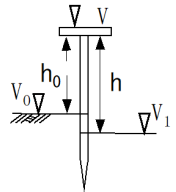
工 種		出来形の測定管理		規格値	備 考
		判定基準	測定項目		
学校	天地返し (2.4.4.4)	④ ・測定項目は、表土削り取り前の現況(V_0)から設計値(h_3)分下がった地盤面とする。 ・下層土を敷均した後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。	深さ h_3	±20%	丁張り(トンボ)等の設置箇所数は500㎡に1か所以上設置すること。 (施工面積が500㎡以下の場合でも最低2か所設置すること。)
		 <p>$h_3 = V_0 - V_3 = h - h_0$ (備考欄参照)</p>			 <p>$h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$)</p>
公園 (小)	砂利、碎石の除去 (3.4.3.2)	1.4.1.7 と同じ。	深さ	±20%	
	砂利、碎石の被覆 (3.4.3.3)	1.4.1.8 と同じ。 ※1	厚さ	-20%	
	表土の削り取り (3.4.4.1)	1.4.1.9 と同じ。	深さ	±20%	
	土地表面の被覆 (3.4.4.2)	1.4.1.10 と同じ。 ※1	深さ	-20%	
	天地返し (3.4.4.3)	1.4.1.15 と同じ。 ※1	深さ	±20%	
墓地	砂利、碎石の除去 (3.6.1.4)	1.4.1.7 と同じ。	厚さ	-20%	
	砂利、碎石の被覆 (3.6.1.5)	1.4.1.8 と同じ。 ※1	厚さ	-20%	
公園 (大)	砂利、碎石の除去 (4.4.3.2)	2.4.3.2 と同じ。	深さ	±20%	
	砂利、碎石の被覆 (4.4.3.3)	2.4.3.3 と同じ。 ※1	厚さ	-20%	
	表土の削り取り (4.4.4.2)	2.4.4.2 と同じ。	深さ	±20%	
	土地表面の被覆 (4.4.4.3)	2.4.4.3 と同じ。 ※1	厚さ	-20%	
	天地返し (4.4.4.4)	2.4.4.4 と同じ。 ※1	深さ	±20%	

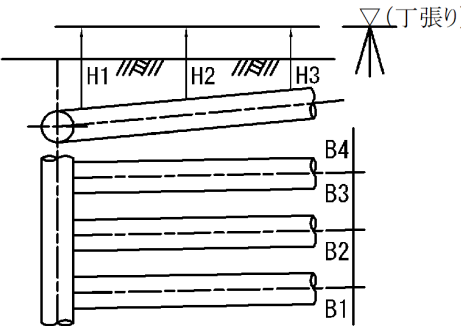
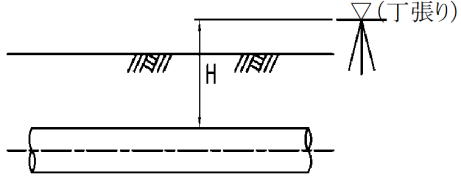
工 種	出来形の測定管理		規格値	備 考	
	判定基準	測定項目			
大型 施設	砂利、碎石の 除去 (5.4.3.2)	2.4.3.2 と同じ。	深さ	±20%	丁張り(トンボ)等の 設置箇所数は 500㎡に1か所以 上設置すること。 (施工面積が500 ㎡以下の場合でも 最低2か所設置す ること。) 
	砂利、碎石の 被覆 (5.4.3.3)	2.4.3.3 と同じ。 ※1	厚さ	-20%	
	表土の削り取 り (5.4.4.2)	2.4.4.2 と同じ。	深さ	±20%	
	土地表面の 被覆 (5.4.4.3)	2.4.4.3 と同じ。 ※1	厚さ	-20%	
	天地返し (5.4.4.4)	2.4.4.4 と同じ。 ※1	深さ	±20%	
道 路	表土の削り取 り (6.2.1.2)	<ul style="list-style-type: none"> 道路中心及び両端で40m毎、40m以下の場合、1 施工箇所につき1か所を測定する。 測定項目は、測定地点ごとに当該地点の施工前の 現況の地盤面(最大高)から設計値(h_1)分低い値とす る。 施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定 する。  $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (備考欄参照)	深さ h_1	±20%	 $h_1 = V_0 - V_1$ $= h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$)
	土地表面の 被覆 (6.2.1.3)	<ul style="list-style-type: none"> 道路中心及び両端で40m毎、40m以下の場合、1 施工箇所につき1か所を測定する。 測定項目は、測定地点ごとに当該地点における「表 土の削り取り(6.2.1.2)」の施工前の地盤面とする。 施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定 する。 ※1	厚さ t	-20%	
	天地返し (6.2.1.4)	<ul style="list-style-type: none"> 道路中心及び両端で40m毎、40m以下の場合、1 施工箇所につき1か所を測定する。 ※1			
		①	<ul style="list-style-type: none"> 測定項目は、施工前の現況(V_0)から設計値(10cm)分 下がった地盤面とする。 表層土を掘削した後の地盤高(V_1)を丁張り(トンボ)等 により直接測定する。  $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (備考欄参照)	深さ h_1	

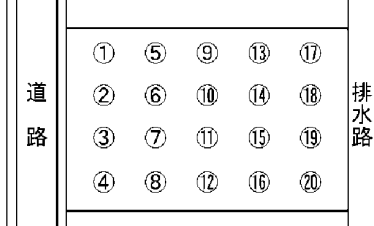
工 種		出来形の測定管理		規格値	備 考
		判定基準	測定項目		
道路	天地返し (6.2.1.4)	② ・測定項目は、施工前の現況(V_0)から設計値(30cm)分下がった地盤面とする。 ・下層土を掘削した後の地盤面(V_2)を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  $h_2 = V_0 - V_2 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_2	±20%	 $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$)
		③ ・測定項目は、施工前の現況(V_0)から設計値(h_3)分下がった地盤面とする。 ・表層土を敷均した後の地盤面(V_3)を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  $h_3 = V_0 - V_3 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_3	±20%	
		④ ・測定項目は、施工前の現況(V_0)から設計値(h_3)分下がった地盤面とする。 ・下層土を敷均した後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  $h_3 = V_0 - V_3 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_3	±20%	
	砂利、碎石の除去 (6.2.2.3) ・道路中心及び両端で40m毎、40m以下の場合、1施工箇所につき1か所を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに当該地点の施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 ・施工後の地盤面を丁張り等により直接測定する。  $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_1	±20%		

工 種		出来形の測定管理		規格値	備 考
		判定基準	測定項目		
道路	砂利、碎石の被覆 (6.2.2.4)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路中心及び両端で40m毎、40m以下の場合、1施工箇所につき1か所を測定する。 ・測定項目は、測定地点ごとに当該地点の施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 ・施工後の地盤面を丁張り等により直接測定する。 ※1	厚さ t	-20%	
農地 (水田)	表土の削り取り (8.1.2.2-(1)-①、②) (8.1.2.2-(2)-①) (8.1.2.2-(3)-①) (8.1.2.2-(4)-①)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、施工前の現況から設計値(h_1)分下がった地盤面とする。 ・施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。  $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0 \text{ (備考欄参照)}$	深さ h_1	±20%	丁張り(トンボ)等の設置箇所数は500㎡に1か所以上設置すること。 (施工面積が500㎡以下の場合でも最低2か所設置すること。)  $h_1 = V_0 - V_1 = h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$)
	反転耕 (8.1.2.4-(1)) (8.1.2.4-(2)) (8.1.2.4-(3))	<ul style="list-style-type: none"> ・農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 ※1	深さ h_1	±20%	
	深耕 (8.1.2.5)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 ※1	深さ h_1	±20%	
	客土 (8.1.2.6)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 ※1	厚さ t	-20%	
	地力回復 (8.1.2.7-(1)) (8.1.2.7-(2)) (8.1.2.7-(3))	<ul style="list-style-type: none"> ・管理基準を特記仕様書等で指定した場合は、土壌pHを測定する。 ※1	pH	±0.35	
	天地返し (8.1.2.8)	<ul style="list-style-type: none"> ・2.4.4.4と同じ(頻度については、農地10aにつき1か所、施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ※1	深さ h_1	±20%	

工 種	出来形の測定管理		規格値	備 考	
	判定基準	測定項目			
農地 (畑)	表土の削り 取り (8.2.2.2-(1)) (8.2.2.2-(2)) (8.2.2.2-(3)) (8.2.2.2-(4))	・農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合 は、1施工箇所)を測定する。 ・測定項目は、施工前の現況から設計値(h_1)分下がっ た地盤面とする。 ・施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定 する。	深さ h_1	±20%	丁張り(トンボ)等 の設置箇所数は 500㎡に1か所以 上設置すること。 (施工面積が500 ㎡以下の場合でも 最低2か所設置す ること。)  $h_1 = V_0 - V_1$ $= h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$)
	反転耕 (8.2.2.4)	・農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合 は、1施工箇所)につき1か所)を測定する。 ・施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定 する。 ※1	深さ h_1	±20%	
	深耕 (8.2.2.5)	・農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合 は、1施工箇所)につき1か所)を測定する。 ・施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定 する。 ※1	深さ h_1	±20%	
	客土 (8.2.2.6)	・農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合 は、1施工箇所)につき1か所)を測定する。 ・施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定 する。 ※1	厚さ t	-20%	
	地力回復 (8.2.2.7)	管理基準を特記仕様書等で指定した場合は、土壌p Hを測定する。 ※1	pH	±0.35	
	天地返し (8.2.2.8)	・2.4.4.4と同じ(頻度については、農地10aにつき1か 所、施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所)につき 1か所)を測定。 ※1	深さ h_1	±20%	
農地 (牧草 地)	表土の削り 取り (8.3.2.1)	・8.1.2.2-(1)-①、8.1.2.2-(1)-②と同じ。	深さ h_1	±20%	
	反転耕 (8.3.2.2)	・8.1.2.4-(1)、8.1.2.4-(2)、8.1.2.4-(3)と同じ。 ※1	深さ h_1	±20%	
	深耕 (8.3.2.3)	・8.1.2.5と同じ。 ※1	深さ h_1	±20%	
	客土 (8.3.2.4)	・8.1.2.6と同じ。 ※1	厚さ t	-20%	
	地力回復 (8.3.2.5)	・管理基準を特記仕様書等で指定した場合は、土壌p Hを測定する。 ※1	pH	±0.35	

工 種	出来形の測定管理		規格値	備 考	
	判定基準	測定項目			
農地 (畦畔)	表土の削り取り (8.5.1.2-(1))	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔の中心線延長500mにつき1か所(施工延長が500m未満の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・測定項目は、施工前の現況から設計値分下がった地盤高とする。 ・施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 	深さ h_1	±20%	 <p> $h_1 = V_0 - V_1$ $= h - h_0$ (但し、 $h_0 = V - V_0$ $h = V - V_1$) </p>
	畦畔復旧 (8.5.1.3)	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔の中心線延長500mにつき1か所(施工延長が500m未満の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・施工前後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 	厚さ t 幅 b	-20% -20%	
果樹園	表土の削り取り (10.1.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹園10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・施工後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 	深さ h_1	±20%	
	客土 (10.1.4.2)	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹園10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・施工後の地盤面を丁張り(トンボ)等により直接測定する。 ※1	厚さ t	-20%	
森林	堆積有機物の除去 常緑針葉樹 (11.1.1.1-(1)) (11.1.1.1-(2)) (11.1.1.1-(3)) (11.1.1.1-(4)) 落葉広葉樹等 (11.2.1.1) (11.2.1.2) 雑木林 (11.3.1.1) (11.3.1.2)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長1kmにつき1か所(施工面積が2ha未満の場合には、1施工箇所につき1か所)を測定する。 ・原則除染幅 $B \geq 20\text{m}$とする。 ※1	幅 B	±1.0m	
住宅地等、 学校、 公園、 大型施設、 農地、 果樹園、 森林、 道路 他	延長に係る工種	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋(住宅等)の寸法を測定する。(建物外壁長・軒高・竪樋長等) 	長さ	±0.1m	
		<ul style="list-style-type: none"> ・宅地(建物以外)の寸法を測定する。(住宅除染に伴う延長) 	長さ	±0.5m	
		<ul style="list-style-type: none"> ・建屋及び宅地以外の土地(農地、森林、道路等)の道路・森林除染等に伴う延長を測定する。 	長さ	±1.0m	

工 種	出来形の測定管理		規格値	備 考
	判定基準	測定項目		
仮置場等の設置	下部シート設置 (13.1.1.9-1)	・仮置場一山毎に測定する。	幅 延長	+20%
	保護層設置 (13.1.1.9-2)	・仮置場一山毎に測定する。	厚さ	±20%
	上部シート設置 (13.1.1.9-3)	・仮置場一山毎に測定する。	寸法 高さ	+20% +20%
	集水設備等の設置 (13.1.1.10) (13.1.1.11) (13.1.1.12)	・設置箇所毎に測定する。	設置高 排水勾配	±20% 0.5%以上
仮設工	仮設工の設置 (仮設道路・敷鉄板等)	・設置箇所毎に測定する。	基準高 幅員 延長	±50mm ±50mm ±1m
	仮設工 (排水路)	・設置箇所毎に測定する。	設置高 延長	±10mm ±1m
原状回復	畦畔復旧 (14.2.3.2)	高さ及び幅を測定する。 施工延長概ね200mにつき1か所割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1耕区2か所で測定する。	高さ 幅	-50mm -50mm
	暗渠排水 (14.2.3.3)	1.吸水渠 上下流端の2か所を測定する。ただし、1本の布設延長が概ね100m以上のときは、中間地点を加えた3か所とする。 	布設深	-75mm
			間隔 施工延長	-750mm -0.2%、 ただし、 延長50m 未満 -100mm
	2.集水渠 施工延長概ね50mにつき1か所の割合で測定する。 	布設深 施工延長	-75mm -0.2%、 ただし、 延長500m 未満 -100mm	

工 種	出来形の測定管理		規格値	備 考	
	判定基準	測定項目			
原状回復	高さの修復・調整 (客土) (14.2.3.5)	高さ 客土後高及び客土前高を測定する。 ・1区画90a以上は20点を標準とする。 ・1区画30a以上90a未満は12点を標準とする。 ・1区画30a未満は9点を標準とする。	高さ	-20% 設計値の80% 平均値が設計厚以上	
	整地・平坦化 (田面均平) (14.2.3.7)	標高を測定する。 ・1区画90a以上は20点を標準とする。 ・1区画30a以上90a未満は12点を標準とする。 ・1区画30a未満は9点を標準とする。 	均平度	±35mm	

- ・ 規格値は、試験施工の結果に基づき、変更することがある。
- ・ 上記以外の出来形管理については国土交通省及び農林水産省「土木工事施工管理基準及び規格値」を準拠可能な場合は適宜準拠する。
 なお、準拠する管理項目・規格値については施工前に監督職員と協議し決定すること。
 また、これによりがたい場合は、適宜詳細について施工前に監督職員と協議し決定するものとする。
- ・ 仮置場の原状回復・維持補修や解体工事においても上記と同様に実施するものとする。

表2 品質管理基準

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準
住宅地等、 学校、 公園、 大型施設、 農地	客土材料	放射性セシウム濃度の測定	ゲルマニウム半導体 検出器を用いたガン マ線スペクトロメリー	セシウム 134 及び セシウム 137 の合 計値が 400 ベクレ ル/kg 以下	資材搬入前に 産地毎に1回
農地	客土材料	特定有害物質 (銅、ヒ素及び カドミウム)	銅:昭和 47 年総理府 令第 66 号に定める 方法。 ヒ素:昭和 50 年 4 月 総理府令第 31 号に 定める方法。 カドミウム:昭和 46 年 6 月農林省令第47号 に定める方法	環境省の土壌環 境基準(平成 3 年 8 月 23 日 環境庁 告示第 46 号)に基 づく 銅:農用地(田に 限る。)において、 土壌 1 kg につき 125mg 未満である こと。 ヒ素:検液 1Lにつ き 0.01mg 以下で あり、かつ、農用 地(田に限る。)に おいては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 カドミウム:検液 1L につき 0.003mg 以 下であり、かつ、 農用地において は、米 1kg につき 0.4 mg 以下である こと。	資材搬入前に 産地毎に1回

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準
直前線量測定	住宅地等	1m空間線量率 1cm空間線量率 表面汚染密度	4-1-1-2 参照	適切に測定されていること。	1,000m ² に1箇所
	農地、果樹園				10aに1箇所
	道路				40m毎に1箇所
	森林				1kmに1箇所
直後線量測定	住宅地等	1m空間線量率 1cm空間線量率 表面汚染密度	4-1-1-2 参照	・適切に測定されていること。 ・直前より下がっていること。 ・直前より下がっていない場合は、原因が確認されていること。	1,000m ² に1箇所
	農地、果樹園				10aに1箇所
	道路				40m毎に1箇所
	森林				1kmに1箇所

- ・ 上記以外の品質管理については国土交通省及び農林水産省「土木工事施工管理基準及び規格値」を準拠する。
 なお、準拠する管理項目・規格値については施工前に監督職員と協議し決定すること。
 また、これによりがたい場合は、適宜詳細について施工前に監督職員と協議し決定するものとする。
- ・ 直前線量測定及び直後線量測定については、上記のとおり品質管理を行うものとする。
- ・ 仮置場の原状回復・維持補修や解体工事においても上記と同様に実施するものとする。

写真管理基準

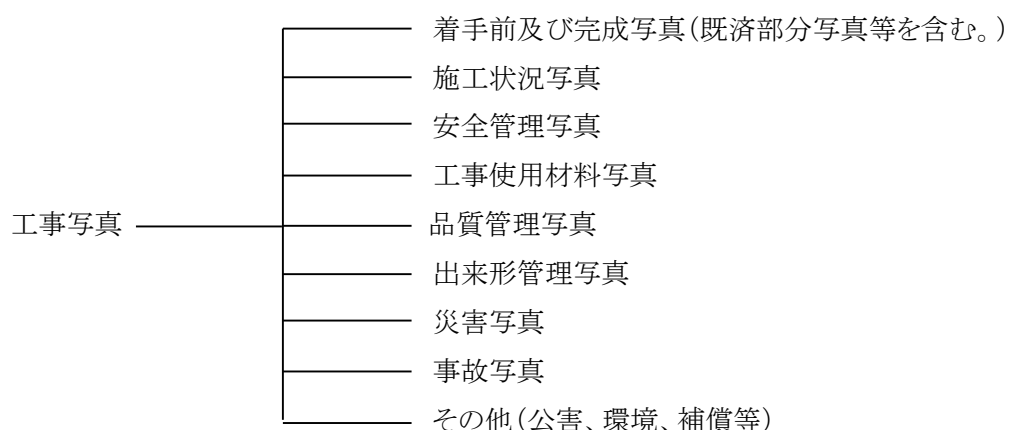
1. 総則

(1) 適用範囲

この写真管理基準は、除染等工事施工管理基準に定める除染等工事の工事写真(電子媒体によるものを含む。)の撮影に適用する。

(2) 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



2. 撮影

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は撮影箇所一覧表(全体)(表3)に示すものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点(位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(3) 写真の省略

工事写真は次の場合に省略するものとする。

- ア 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

- イ 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- ウ 監督職員または委託監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

(4) 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

(5) 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- ア 写真はカラーとする。
- イ 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)
映像と読み替える場合は、以下も追加する。
- ウ 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- エ フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

(6) 撮影の留意事項

表3撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

- ア 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- イ 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- ウ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む。)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
ただし、除染等工事を始めとする撤去・除去を目的とする工事はそれに限らないため、別途監督職員と協議すること。
- エ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に撮影位置図、平面図、凡例図、構造図などを工事写真帳に添付する。
- オ 表3撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

表3撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は、国土交通省編「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、国土交通省編「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

4. その他

(1) 用語の定義

- ア 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- イ 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- ウ 整理条件の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。
- エ 「不可視となる出来形部分」とは、検査時・完成時に設計書細目毎の数量が確認できない出来形部分をいう。

表3 撮影箇所一覧表(全体)

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度(時期)	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景または代表部分写真	着手前1回(着手前)	着手前1枚	全工種において
	完成	全景または代表部分写真 着手前と同一箇所から撮影	施工完了後1回(完成後)	施工完了後1枚	全工種において
施工状況	工事施工中	全景または代表部分の工事進捗状況	月1回(月末)	不要	全工種において
		施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜(施工中)	適宜	全工種において
	着手前と同一箇所から撮影	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜(施工中)	不要	実施状況を提出資料に添付	
	仮設(指定仮設)	使用材料及び数量、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に2回	着手前1枚 施工中1枚	全施工箇所において
	仮設(任意仮設)	使用材料及び数量、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に2回	着手前1枚 施工中1枚	全施工箇所において
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて(発生時)	不要	全施工箇所において
	安全管理	各種標識類の設置状況	種類毎に1回(設置後)	不要	
各種保安施設の設置状況		種類毎に1回(設置後)	不要		
交通整理状況		各1回(作業中)	不要		
安全訓練等の実施状況		実施毎に1回(実施中)	不要	実施状況資料に添付する	

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度(時期)	提出頻度	
工事使用材料		形状寸法	品目毎に1回(使用前)	不要	品質証明に添付する
		検査実施状況	品目毎に1回(検査時)	不要	
品質管理		線量測定	直前線量測定及び直後線量測定 工区・工種毎に1回(実施時)	不要	測定結果に添付する
出来形管理		表4 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準じる			
		不可視となる出来形部分の施工	適宜	外観及び寸法を含めて数枚を適宜	
		出来形管理が定められていない	監督職員と協議事項	適宜	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度(被災前、被災直後、被災後)	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度(発生前、発生直後、発生後)	適宜	
その他		補償関係	被害または損害状況等	その都度(発生前、発生直後、発生後)	適宜
		環境対策	各施設設置状況	各種毎1回(設置後)	適宜

- ・ 上記以外の写真管理については国土交通省「写真管理基準」及び農林水産省「土木工事施工管理基準」を準拠する。

なお、準拠する管理項目・規格値については施工前に監督職員と協議し決定すること。

また、これによりがたい場合は、適宜詳細について施工前に監督職員と協議し決定するものとする。

表4 撮影箇所一覧表(出来形管理)

工種		写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影時期	頻度	
住宅地等	砂利、碎石の除去 (1.4.1.7)	基準高(施工前の現況)(V_0)及び施工後の地盤面(V_1)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業前 作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
	砂利、碎石の被覆 (1.4.1.8)	施工後の地盤面の測量値が分かる画面 1.4.1.7と同一箇所から撮影	作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
	表土の削り取り (1.4.1.9)	基準高(施工前の現況)(V_0)及び施工後の地盤面(V_1)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業前 作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
	土地表面の被覆 (1.4.1.10)	施工後の地盤面の測量値が分かる画面 1.4.1.9と同一箇所からの撮影	作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
	天地返し (1.4.1.15)	①基準高(施工前の現況)(V_0)及び表層土の削り取り後の地盤面(V_1)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業前 作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
		②基準高(施工前の現況)(V_0)及び下層土の削り取り後の地盤面(V_2)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業前 作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
		③基準高(施工前の現況)(V_0)及び表層土を敷均した後の地盤面(V_3)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業前 作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
		④下層土を敷均後の地盤面(V_4)のそれぞれの測量値が分かる	作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	

工種		写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影時期	提出頻度	
学校	砂利、碎石の除去 (2.4.3.2)	基準高(施工前の現況)(V_0)及び施工後の地盤面(V_1)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業前 作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
	砂利、碎石の被覆 (2.4.3.3)	施工後の地盤面の測量値が分かる画面 2.4.3.2と同一の箇所からの撮影	作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
	表土の削り取り (2.4.4.2)	基準高(施工前の現況)(V_0)及び施工後の地盤面(V_1)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業前 作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
	土地表面の被覆 (2.4.4.3)	施工後の地盤面の測量値が分かる画面 2.4.4.2と同一の箇所から撮影	作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
	天地返し (2.4.4.4)	①基準高(施工前の現況)(V_0)及び表層土の削り取り後の地盤面(V_1)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業前 作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
		②基準高(施工前の現況)(V_0)及び下層土の削り取り後の地盤面(V_2)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業前 作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
		③基準高(施工前の現況)(V_0)及び表層土を敷均した後の地盤面(V_3)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業前 作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	
		④下層土を敷均後の地盤面(V_4)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業後	施工面積1,000㎡につき1か所(施工面積が1,000㎡以下の場合は、1施工箇所につき1か所)	

工種		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影時期	提出頻度	
公園 (小)	砂利、碎石 の除去 (3.4.3.2)	1.4.1.7と同じ			
	砂利、碎石 の被覆 (3.4.3.3)	1.4.1.8と同じ			
	表土の削り 取り (3.4.4.1)	1.4.1.9と同じ			
	土地表面の 被覆 (3.4.4.2)	1.4.1.10と同じ			
	天地返し (3.4.4.3)	1.4.1.15と同じ			
墓地	砂利・碎石 の被覆 (3.6.1.5)	1.4.1.8と同じ			
公園 (大)	砂利、碎石 の除去 (4.4.3.2)	2.4.3.2と同じ			
	砂利、碎石 の被覆 (4.4.3.3)	2.4.3.3と同じ			
	表土の削り 取り (4.4.4.2)	2.4.4.2と同じ			
	土地表面の 被覆 (4.4.4.3)	2.4.4.3と同じ			
	天地返し (4.4.4.4)	2.4.4.4と同じ			

工種		写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影時期	提出頻度	
大型施設	砂利、碎石の除去 (5.4.3.2)	2.4.3.2と同じ			
	砂利、碎石の被覆 (5.4.3.3)	2.4.3.3と同じ			
	表土の削り取り (5.4.4.2)	2.4.4.2と同じ			
	土地表面の被覆 (5.4.4.3)	2.4.4.3と同じ			
	天地返し (5.4.4.4)	2.4.4.4と同じ			
道路	表土の削り取り (6.2.1.2)	2.4.4.2と同じ		道路中心で 40m 毎(40m 以下の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定	
	土地表面の被覆 (6.2.1.3)	2.4.4.3と同じ		道路中心で 40m 毎(40m 以下の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定	
	天地返し (6.2.1.4)	2.4.4.4と同じ		道路中心で 40m 毎(40m 以下の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定	
	砂利、碎石の除去 (6.2.2.3)	2.4.3.2と同じ		道路中心で 40m 毎(40m 以下の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定	
	砂利、碎石の被覆 (6.2.2.4)	2.4.3.3と同じ		道路中心で 40m 毎(40m 以下の場合は、1施工箇所につき1か所)を測定	

工種		写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影時期	提出頻度	
法面	草、落葉、 堆積物の除去 (7.1.1.1)	全景または代表部分写真	作業前 作業後	施工面積 1,000 m ² につき 1 か所(施工面積が 1,000 m ² 以下の場合は、1 施工箇所 につき 1 か所)	
農地 (水田)	表土の削り 取り (8.1.2.2)	基準高(施工前の現況) (V ₀) 及 び施工後の地盤面 (V ₁) のそれぞ れの測量値が分かる画面	作業後	農地 10a につき 1 か所 (施工面積が 10a 未満の 場合は、1 施工箇所につき 1 か所)	
	水による土 壌攪拌・除 去 (8.1.2.3)	つぼ掘断面の施工厚さ	作業後	ほ場ごとに 1 か所	
	反転耕 (8.1.2.4)	つぼ掘断面の施工厚さ	作業後	農地 10a につき 1 か所 (施工面積が 10a 未満の 場合は、1 施工箇所につき 1 か所)	
	深耕 (8.1.2.5)	つぼ掘断面の施工厚さ	作業後	農地 10a につき 1 か所 (施工面積が 10a 未満の 場合は、1 施工箇所につき 1 か所)	
	客土 (8.1.2.6)	つぼ掘断面の施工厚さ 8.1.2.2 と同一箇所から撮影	作業後	農地 10a につき 1 か所 (施工面積が 10a 未満の 場合は、1 施工箇所につき 1 か所)	
	天地返し (8.1.2.8)	2.4.4.4 と同じ			
農地 (畑)	表土の削り 取り (8.2.2.2)	8.1.2.2 と同じ			

工種		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影時期	提出頻度	
農地 (畑)	水による土壌攪拌・除去 (8.2.2.3)	8.1.2.3と同じ			
	反転耕 (8.2.2.4)	8.1.2.4と同じ			
	深耕 (8.2.2.5)	8.1.2.5と同じ			
	客土 (8.2.2.6)	8.1.2.6と同じ			
	天地返し (8.2.2.8)	2.4.4.4と同じ			
農地 (牧草地)	表土の削り取り (8.3.2.1)	8.1.2.2と同じ			
	反転耕 (8.3.2.2)	8.1.2.4と同じ			
	深耕 (8.3.2.3)	8.1.2.5と同じ			
	客土 (8.3.2.4)	8.1.2.6と同じ			
農地 (畦畔)	表土の削り取り (8.5.1.2)	基準高(施工前の現況)(V_0)及び施工後の地盤面(V_1)のそれぞれの測量値が分かる画面	作業後	畦畔の中心線延長 500mにつき 1 か所(施工延長が 500m 未満の場合は、1 施工箇所につき 1 か所)	
	畦畔復旧 (8.5.1.3)	畦畔の田面からの高さの確認	作業後	畦畔の中心線延長 500mにつき 1 か所(施工延長が 500m 未満の場合は、1 施工箇所につき 1 か所)	

工種		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影時期	提出頻度	
草 地、 芝地	刈払 (9.1.1.1、 9.2.1.1)	全景または代表部分写真	作業前 作業後	1,000 m ² につき1か所 (施工面積が1,000 m ² 未 満の場合は1施工につき 1か所)	
	表土の削り 取り (10.1.4.1)	基準高(施工前の現況)(V ₀)及 び施工後の地盤面(V ₁)のそれぞ れの測量値が分かる画面	作業後	果樹園10aにつき1か所 (施工面積が10a未満の 場合は、1施工箇所につ き1か所)	
果樹園	客土 (10.1.4.2)	つぼ掘断面の施工厚さ 10.1.4.1と同一箇所から撮影	作業後	果樹園10aにつき1か所 (施工面積が10a未満の 場合は、1施工箇所につ き1か所)	
森林	支障木の伐 採、下草刈 り、堆積有 機物除去	作業幅	作業前 作業後	作業延長1kmにつき1 か所(施工面積が2ha未 満の場合には、1施工箇 所につき1か所)	
仮置場 等の設 置	着手	全景または代表部分写真	着手前	仮置場毎	全景 空撮 も可
	完成	全景または代表部分写真	完了後	仮置場毎 仮置場一山毎	全景 空撮 も可
	下部シート 設置	全景または代表部分写真	施工前後	仮置場一山毎	
		重ね合わせ長等の確認	施工中	適宜	
	保護層設置	全景または代表部分写真	施工前後	仮置場一山毎	
		厚さ等の確認	施工中	適宜	
積み立て状 況	大型土のうの密封状況、タグの 取り付け状況等の確認	施工中	1,000袋に1袋程度適宜		

工種		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影時期	提出頻度	
仮置場等の設置	上部シート設置	寸法延長、高さ、勾配等の確認	施工前後	仮置場一山毎	
		重ね合わせ長、溶着等の確認	施工中	適宜	
	押さえ土のう		施工前後	仮置場一山毎	
		重量、間隔等の確認	施工中	適宜	
	集水設備等の設置		施工前後	仮置場一山毎	
		基準高、排水勾配等の確認	施工中	適宜	
	付帯設備等の設置	付帯設備(柵、看板、消火器)、及び放熱管、温度計の設置状況の確認	施工前後	仮置場	
			施工中	適宜	
	仮設工等の設置	仮設道路、排水処理施設等の設置状況	施工前後	仮設工設置箇所毎	
			施工中	適宜	
排水溝の設置	U型側溝の設置状況	施工前後	設置箇所毎		
	規格、延長等の確認	施工中	設置箇所毎		
仮置場撤去	着手	全景または代表部分写真	着手前	仮置場毎	全景空撮も可
	完成	全景または代表部分写真	完了後	仮置場毎	全景空撮も可
	付帯設備の撤去	付帯設備(柵、看板、消火器)、及び放熱管、温度計の撤去状況	撤去前後	設置箇所毎	
			撤去中	設置箇所毎	
	上部シート撤去 (14.1.4)	上部シートの撤去状況	撤去前後	仮置場一山毎	
			撤去中	適宜	
	遮へい土のう、支え土のう撤去	上面、側面の遮へい土のう及び支え土のうの撤去状況	撤去前後	仮置場一山毎	
			撤去中	適宜	

工種		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影時期	提出頻度	
仮置場 撤去	保護層撤去 (14.1.9)	保護層の撤去状況	撤去前後	仮置場一山毎	
			撤去中	適宜	
	下部シート 撤去 (14.1.10)	下部シートの撤去状況	撤去前後	仮置場一山毎	
			撤去中	適宜	
	集水設備等 の撤去	集水設備等の撤去状況	撤去前後	仮置場一山毎	
			撤去中	適宜	
	仮設工等の 撤去	仮設道路、排水処理施設等の撤 去状況	撤去前後	仮設工設置箇所毎	
			撤去中	適宜	
	排水溝の撤 去	U型側溝の撤去状況	撤去前後	設置箇所毎	
			撤去中	設置箇所毎	
原状回 復	工作物撤去 後の調査・ 測量	水準測量、ポータブル貫入試験 等による土壌硬度調査、(必要に 応じて耕土深及び石礫調査)暗 渠管の目視確認または勾配計測 等	調 査・測 量中	調査・測量箇所毎	
復旧工	着手	全景または代表部分写真	着手前	仮置場毎	全景 空撮 も可
	完成	全景または代表部分写真	完了後	仮置場毎	全景 空撮 も可
	高さの修 復・調整	施工厚さ、標高等の確認	施工前後	施工箇所毎	
			施工中	適宜	
	客土	8.1.2.6と同じ	施工前後 施工中	農地 10a につき 1 か所 (施工面積が 10a 未満の 場合は、1 施工箇所につ き 1 か所)	
畦畔復旧	施工高さ、幅の確認	施工後	設置箇所毎		

工種		写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影時期	提出頻度	
復旧工	暗渠排水 復旧	暗渠排水管の敷設状況	施工前後	設置箇所毎	
		基準高、排水勾配等の確認	施工中	設置箇所毎	
	砕土	砕土状況	施工前後	施工箇所毎	
		砕土深	施工中	砕土深は10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき3か所)	
	地力回復	土壌改良材の散布状況	施工前後	施工箇所毎	
			施工中	農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき1か所)	
	耕起	耕起状況	施工前後 施工中	農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき1か所)	
	整地・平坦 化	標高、均平度の確認	施工前後	農地10aにつき1か所(施工面積が10a未満の場合は、1施工箇所につき1か所)	
		湛水状態の確認	施工中		
	放射線 測定	直前、直後 測定	測定箇所(同一箇所からの撮影)、測定値の確認	測定中	地権者関係人毎 適宜

- 上記以外の写真管理については国土交通省編「写真管理基準」及び農林水産省編「土木工事施工管理基準」を準拠する。

なお、準拠する管理項目・規格値については施工前に監督職員と協議し決定すること。

また、これによりがたい場合は、適宜詳細について施工前に監督職員と協議し決定するものとする。

- 住宅地及び農地等除染結果報告書に添付する写真については、工事写真管理基準によるものとするが、除染実施計画書に記載されている関係人毎の施工写真に漏れがあれば適宜撮影するものとする。
- 仮置場の原状回復・維持補修や解体工事においても、上記と同様に実施するものとする。
撮影頻度は管理基準の頻度と同様。提出頻度は代表する1箇所とする。